

愛知大学

自己点検・評価報告書

2020 年度

愛知大学

目次

序章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織	20
第4章 教育課程・学習成果	27
第5章 学生の受け入れ	57
第6章 教員・教員組織	68
第7章 学生支援	83
第8章 教育研究等環境	101
第9章 社会連携・社会貢献	123
第10章 大学運営・財務	137
第1節 大学運営	137
第2節 財務	151
終章	154

序章

愛知大学（以下、「本学」）は、2014 年度に公益財団法人大学基準協会（以下、「基準協会」）による機関別認証評価を受審し、適合認定を受けた。この認証評価では、長所として特記すべき事項 5 件が示された一方、努力課題 8 件、改善勧告 2 件の指摘を受けた。この評価結果は、学長を委員長とする自己点検・内部質保証委員会、学内理事会、大学評議会、理事会に報告され、全学的に共有された。努力課題及び改善勧告に対して本学は、2015 年度の自己点検・評価活動の中で改善方針を取りまとめ、以降 2018 年度に至るまで、改善に取り組んできた。2018 年 7 月に基準協会に「改善報告書」を提出し、その改善方針及び取組結果について一定の評価をいただいた。

その後の本学の取組みを若干述べると、2016 年度から 5 年間の中期計画としての第 4 次基本構想と長期ビジョンとして 10 年後の大学の将来像を策定した。その目標・課題は各年度の事業計画に反映され、事業計画の実施結果と評価を踏まえて事業報告を作成している。

2017 年度に点検・評価活動のあり方を見直し作業を行い、2018 年度から「事業計画・事業報告」、「学部・研究科の自己点検・評価」、「課室別目標管理」の 3 つの取組みに整理し、自己点検・内部質保証委員会が中心となって関係組織と連携して効率的に点検・評価する体制に転換した。同年度に内部質保証を担当する学長補佐を新たに配置し、前後して学長補佐、大学院長を自己点検・内部質保証委員会委員に加え、体制を強化した。

自己点検・内部質保証委員会は内部質保証のための全学的な方針・手続きをすでに制定しているが、これを踏まえて 2018 年度に、学位授与、教育課程の編成・実施、学生の受け入れの 3 つの方針（ポリシー）を策定するための全学的な基本方針（「愛知大学 3 つのポリシーを策定するための基本方針」）を策定した。このもとに、各学部・研究科は 3 つの方針（ポリシー）の見直しを行った。併せて同委員会は点検・評価のための評価方法に関する基本方針（「愛知大学 学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」）も制定するなど、評価制度の整備を進めた。

また第 3 期認証評価受審を視野に入れた新たな基準に基づく点検・評価活動を開始した。2019 年度の自己点検・評価を第 3 期認証評価のプレ認証評価と位置づけ、2018 年度と 2019 年度の自己点検・評価を集約して作成することとした。基準協会から示された第 3 期認証評価の大学基準ごとの「点検評価項目」及び「評価の視点」を踏まえ、学内の各組織の協力を得ながら全学的観点から取りまとめを行った。そして以上の取組み及び 2020 年度の本学の活動状況を踏まえて自己点検・内部質保証委員会が全学的な観点から点検・評価を取りまとめたのが本報告書である。

以 上

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定と
その内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

愛知大学は、1946年11月15日、中部地区唯一の旧制の法文系大学として愛知県豊橋市に創立された。その前身とも言える東亜同文書院（後に東亜同文書院大学）は、1901年中国上海に設置され、日本の海外高等教育機関として最も古い歴史を有し、学問の自由を尊ぶ校風のもと、中国・アジア重視の国際人を養成してきた。やがて終戦を迎え、東亜同文書院大学は中国に接収、廃校となったが、当時の教員たちは同大学の再建を決意し、元東亜同文書院大学、元京城帝国大学、元台北帝国大学等の教授を中心として本学を設立した。このとき文部省に提出された「愛知大学設立趣意書」（資料1-1）には、本学設立の「特殊の意義と使命」として、①学問、文化の「大都市への偏重集積」を排し、「地方分散」を図る、②「世界文化と平和に寄与すべき新日本」のために、「国際的教養と視野をもった人材」を育成する、③「外地の大学専門学校に在籍する学徒等」を受け入れる、の3点が挙げられており、「国際文化大学の如き性格」をもつ大学として発展する展望が示されていた。このうち③はやがて歴史的使命を終えたが、①と②についてはその後、新制大学への転換とそれに伴う文学部の設置（1949年4月）、法経学部の法学部、経済学部、経営学部への改組転換（1989年4月）、現代中国学部の設置（1997年4月）、国際コミュニケーション学部の設置（1998年4月）、大学院法務研究科法務専攻（専門職大学院）の設置（2004年4月）、地域政策学部の設置（2011年4月）、新名古屋校舎の開設（2012年4月）に至るまで、創立70周年を超える歴史の中で、この意志は表現を変えつつも教育研究をはじめとする諸活動に受け継がれてきた。現在、「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」に整理されて、本学の「建学の精神」として定着している。

この「建学の精神」の礎である「愛知大学設立趣意書」が本学の教育研究の拠り所であることを踏まえ、現在では「愛知大学学則（以下、学則）」第1条の「目的」を定めている（資料1-2）。

また、大学院の目的については「愛知大学大学院学則（以下、大学院学則）」第2条第1項において定めており、また、修士課程及び博士課程の目的については、大学院学則第4条第1項及び第2項において定めている（資料1-3）。

さらには、専門職大学院の目的について、「愛知大学専門職大学院学則（以下、専門職大学院学則）」第2条第1項において定めている（資料1-4）。

これらの目的に基づいて、各学部・学科、大学院の各研究科・専攻の「教育研究上の目的」を、学則第2条の2、大学院学則第6条の2、専門職大学院学則第2条第3項にそれぞれ定めている（資料1-2）（資料1-3）（資料1-4）。

例えば学士課程では、特徴的なものとして、「建学の精神」のうち「国際的教養と視野をもった人材の育成」を具現化するべく、国際コミュニケーション学部英語学科では「高度な英語運用能力と言語文化に対する深い理解を基礎に、異文化に関心をもち、言語学、ビジネス、英語教育といった分野に関する体系的な学びを通じて、国際社会において世界の人々と対等に渡り合えるコミュニケーション能力をもつ人材の養成を目指す。」とし、また、国際教養学科では「異文化理解を通して国際コミュニケーション能力を習得し、自国文化についての知見をもちながら、国際的な場で活躍できる人材を養成する。そのために英語をはじめとする諸外国語の学習とともに、欧米、アジア、日本を対象に、文化や社会に関する基礎的な知識の習得を目指す。また国際・国内フィールドワークを実施して具体的な交流に努める。」として、それぞれ「教育研究上の目的」を定めている。また、現代中国学部は「現代中国について総合的に教育・研究する学部として、国際的な視野と識見を備えたグローバル人材を養成する。この目的を実現するために、ビジネス・言語文化・国際関係の3コースを設け、中国語教育を基礎に、専門的かつ広範な学修を積ませ、また現地プログラム、現地研究調査、現地インターンシップ等を通じた実践的・能動的教育を行う。」を「教育研究上の目的」としている。さらに「建学の精神」のうち「地域社会への貢献」を担うものとして、地域政策学部では「「地域を見つめ、地域を活かす」を学部理念とし、政策学に関する知識を基礎に、地域とその諸問題を深く理解し、まちづくりと持続可能な社会づくりに貢献する人材を養成する。幅広い職業人に必要な教養と地域政策に関する専門知識を学習させ、アクティブ・ラーニングを重視し、地域を分析する技能を修得させる。これらを基礎に、安定的で個性的なまちづくり・社会づくりへ修得した知識と技能をバランスよく対応させるとともに、多様な能力を持つ人々や組織と協力して問題解決に取り組む「地域貢献力」を育成する。」を「教育研究上の目的」としている。これらの「教育研究上の目的」は、それぞれ学則第2条の2第1項第3号、第6号及び第7号に定めている（資料1-2）。

修士課程・博士後期課程では、例えば中国研究科中国研究専攻は「本学が中国研究・教育分野において挙げてきた伝統とその研究成果を踏まえ、中国を対象にして社会科学・人文科学の各分野を学際的に研究しかつ総合化し、修士課程においては、高度な専門的な職業人の養成と研究能力の育成を、博士後期課程においては、修士課程での研究能力を踏まえたうえで研究者養成を目的とする。特に、修士課程のデュアルディグリー・プログラムにおいては、国際的かつ高度な専門的な職業人の養成と国際的水準に達する研究能力の育成を、博士後期課程デュアルディグリー・プログラムにおいては、国際的な水準に達した研究者の養成を目的とする。」を「教育研究上の目的」としている。さらには、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻では「修士課程においては、国際的にも国内的にもグローバル化が進行し、同時にローカルな視点も求められる現代の状況に活躍できる人材の育成を目的とする。その方法としては、次の3領域を有機的に連関させることに特色がある。第一は、英語と日本語に関する専門知識と運用能力に重点を置いた言語コミュニケーション研究。第二は、国際関係分野での国際関係論、国際ビジネスと異文化

理解に関する研究。第三は、文化人類学・民俗学の視点を取り入れた多文化間比較研究である。」を「教育研究上の目的」としており、それぞれ大学院学則第6条の2第1項第5号及び第9号にそれぞれ定めている（資料1-3）。

点検評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の「建学の精神」は、入学式、卒業式等の学内の諸行事における学長の講話において繰り返し語られてきたほか、本学公式ホームページへの掲載、高校関係者・受験生向けに毎年度配布する「愛知大学大学案内」にも掲載するなど、社会に対し広く公表している（資料1-5【ウェブ】）（資料1-6【ウェブ】P.2）。また、学部・研究科の「目的」についても、学則、大学院学則及び専門職大学院学則を本学公式ホームページへ掲載することで広く公表している（資料1-2）（資料1-3）（資料1-4）。

愛知大学の由来や歴史を説明した『愛知大学五十年史 通史編』（2000年）（資料1-7）や、愛知大学五十年史の要約を母体としてその後の10年の歩みを加えた『愛知大学小史』（2006年）（資料1-8）をはじめ、そのほか書籍・パンフレットの中でも言及されている。本学の由来や歴史について写真を中心に分かりやすくまとめた『愛知大学創成期の群像写真集』（2007年）（資料1-9）は、機会に応じて学生等にも配布し、活用している。また、本学名誉教授藤田佳久氏が中日新聞に連載したものを一冊にまとめた『日中に懸ける一東亜同文書院の群像』（2012年）（資料1-10）を、本学が「国際文化大学」として再出発した原点について理解を深めるものとして、機会に応じて学生等にも配布し、活用している。さらには2018年度から、学士課程の共通教育科目に「自校史」を扱う科目（科目名「総合科目」、1年次配当科目）を追加した。前述の資料1-10をテキストとし、本学の成り立ちや、「愛知大学設立趣意書」及び「建学の精神」に対する理解を深める機会としている。2011年4月～9月に中部経済新聞に和木康光氏によって連載された『知を愛し人を育み（愛知大学物語）』は連載終了後1冊の書籍『知を愛し人を育み（愛知大学物語）』（資料1-11）として刊行され、一時期、卒業記念品として卒業生に配布した（現在は、大学の歴史や沿革の理解を促すため、新規採用の教職員に配布している）。また、本学には国の登録有形文化財「大学記念館」（登録番号：第23-0009号）があり、大学記念館内の展示室には東亜同文書院大学から愛知大学への変遷を紹介するコーナーが設置され、一般に公開されている。この大学記念館の管理運営を統括する愛知大学東亜同文書院大学記念センターでは、2019年11月に講演会『昭和30年代から平成にむけての愛知大学を語る』（資料1-12）を開催し、本学の元理事及び本学理事長・学長による講演を通して本学の変遷を認識いた

く機会を設けた。学生に対しては、豊橋校舎にある文学部、地域政策学部及び短期大学部の初年次配当科目（文学部総合研究、学習法及び基礎演習）において前述の大学記念館の見学を授業スケジュールに組み込み、実際に本学の歴史や成り立ちに触れる機会を設けている。また名古屋校舎にある現代中国学部では、1 年次生向けに豊橋校舎見学バスツアー（任意参加）を実施している。1 年次全員履修科目「入門演習」の中で参加希望者を募り、大学記念館を訪問見学する機会を設けている。なお、2020 年度については実施形態を見直し、バスツアーではなく学生が個々に豊橋校舎を訪問する形で実施した。例年は「入門演習」において学生に案内し参加者を募集するが、2020 年度春学期の全科目が遠隔（オンライン）授業となったことから、秋学期の必修科目（現地プログラム基礎、基礎中国語）の授業で案内し、参加者を募った上で実施した。これらの取組みを通じて、学生はもちろん、広く一般向けに本学の「建学の精神」、「理念・目的」等を広く認識していただくように努めている。

各学部・研究科の「教育研究上の目的」については、前述のように学則第 2 条の 2、大学院学則第 6 条の 2、専門職大学院学則第 2 条第 3 項にそれぞれ定めている（資料 1-2）（資料 1-3）（資料 1-4）。学士課程の学生には「履修要項」（資料 1-13 P. 224）に、修士課程・博士後期課程の学生には「大学院履修要項」（資料 1-14 P. 48）に、専門職学位課程の学生には「法科大学院ガイドブック」（資料 1-15 P. 75）にそれぞれ掲載することで周知を図り、一般向けには学則、大学院学則及び専門職大学院学則を本学公式ホームページ（資料 1-16【ウェブ】）に掲載している。また、「愛知大学大学案内」（資料 1-6【ウェブ】）、「大学院研究科案内」（資料 1-17【ウェブ】）、「法務研究科パンフレット」（資料 1-18【ウェブ】）では、図や写真をふんだんに用い、教員、学生、卒業生の生の声を盛り込むなど、各課程の「理念・目的」や特色を分かりやすく伝える工夫を施している。これらを通じて、「建学の精神」と同様に各課程の「理念・目的」は大学構成員間で共有され、受験生をはじめ広く社会にも公表されている。

刊行物及び本学公式ホームページへの掲載という形態だけでなく、受験生、学生、保証人（保護者）へ直接語りかけることで、「建学の精神」及び「理念・目的」を発信する機会を設けている。特に、受験生及びその保証人（保護者）に対しては、オープンキャンパス時に実施される学部説明会等を通じて「理念・目的」への理解を得られるよう努めている。新入生に対しては、新入生オリエンテーションの際、教職員から説明することで周知を図っている。加えて、在学生の保証人（保護者）に対しては、毎年度開催される愛知大学後援会主催の父母教育懇談会（資料 1-19）において、学士課程においては学部長がそれぞれの学部の「理念・目的」及び特色について説明する機会を設けている。修士課程・博士後期課程については、年 2 回開催される大学院進学相談会において大学院案内等を用いることでその機会を担っている。

学部・研究科によってはそれぞれのホームページを設け（資料 1-20【ウェブ】）、「理念・目的」や特色について説明するなど、個別の取組みを行っている。

点検評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学では、1990年代より、5～8年ごとに期間を定め、将来を見据えた中・長期計画を策定している。現在では、2016年度に「将来の長期ビジョン」として10年後（2025年度）の大学将来像を示し、その達成に向けての戦略構想として5年間（2016～2020年度）の中期的な基本計画となる「第4次基本構想」（資料1-21）を策定した。

I 将来の長期ビジョン（10年後の大学将来像）

- 1 中部私大のリーダーとしてのブランド大学、全国的にも高く評価される大学。
- 2 建学の精神としての世界の平和と文化に貢献する人材、グローバル人材、地域に貢献する人材を育成する大学。
- 3 複眼的視野から論理的に考える力、伝える力、知的意欲を基本にした学力および社会の変化に適応できる能力を育成する大学。
- 4 先端的な研究を含めた研究の充実した大学。
- 5 多様な学生が共に学び、社会のさまざまな人々と交流し、成長できる場を提供できる大学。

「第4次基本構想」の内容は、「1. 組織再編」、「2. 教育の充実深化」、「3. 国際化教育の促進」、「4. 研究推進」、「5. 地域社会との連携」、「6. 学生受入・支援」、「7. 情報発信」、「8. ガバナンス・管理運営」、「9. 施設・設備」、「10. 財務」を大項目として掲げ、さらにその下に合わせて38項目（中項目）及び134項目の具体的な取組内容（小項目）を設定した。

「基本構想」にあるそれぞれの施策は、毎年度の事業計画書（資料1-22）に反映させている。事業計画書は、「基本構想」にあるそれぞれの施策の進捗状況により、当該年度の取組計画を具体的に示し、その達成状況等を事業報告書（資料1-23）として総括している。

さらに、「基本構想」は、毎年度の予算編成とも連動したものになっている。年度ごとに策定される「予算編成方針」（資料1-24）の中では、「基本構想」の実現に向けた事業に対する財政的な措置を積極的に行うことが謳われ、実際の「予算申請書」（資料1-25）の中にも、「基本構想」との関連を記す項目が設けられている。

「第4次基本構想」は2020年度をもって最終年度となる。そのため、「第4次基本構想」に掲げた取組みを総括した上で、継続して取り組むべき課題、大学を取り巻く環境の変化や社会からの要請に応じた新たな課題等を、2021年度からの新たな中期計画となる「第5次基本構想」（資料1-26）として取りまとめ、2021年3月20日の理事会で決定した。

中期計画の策定に際しては、令和2年施行の改正私立学校法において、前回の認証評価結果を踏まえることとされたことから、2021年度からの次期中期計画については、2014年度に受審した第2期認証評価において付された「努力課題」や「改善報告」を踏まえて策

定する必要がある。「改善報告書」(資料 1-27)に記載した通り、多くのものが改善できたものと考えているが、大学院の定員未充足への対応については、十分であるとは言い難い。

「第 4 次基本構想」においても、「大学院教育の充実見直し」の中で「入学定員の見直しを行う」とされたが、経済学研究科修士課程の定員削減など部分的な対応にとどまっている。

このような状況の中、2020 年度第 10 回大学評議会(2020 年 10 月 15 日開催)において、「大学院再編等検討委員会設置要綱」が承認された(資料 1-28)。「第 4 次基本構想」に記されている大学院の再編とそれに付随する課題について必要な検討を行うこととされ、検討事項として「②大学院各研究科・課程の入学定員に関すること」「⑤認証評価への対応に関すること」等があげられた。

上記については、引き続き課題として捉え、「第 5 次基本構想」に盛り込むこととした。

一方、学部の中には、将来を見据えた中・長期の計画について、当該学部の目的等を実現するため、独自に検討を重ねているところもある。

文学部においては、2017 年度に、50 歳未満(当時)の若手・中堅教員を中心に構成された「文学部の 10 年後を考える会」において、大学を取り巻く環境の変化を踏まえた将来構想を取りまとめ、文学部長に対し答申がなされた(資料 1-29)。さらに、文学部長作成の「今後 10 年間の文学部について」(資料 1-30)をもとに、文学部の将来計画について教授会において議論を行った(資料 1-31)。

地域政策学部においては、2019 年度に若手教員を中心に学部将来構想委員会を立ち上げ、2022 年度の学部再編を目指して検討がなされ、報告書が地域政策学部長に提出された(資料 1-32)(資料 1-33)。これを受けて 2020 年度に将来計画実施委員会が設置され、具体的議論を進めている。

現代中国学部では、学部創設以来、現地主義教育の根幹を成してきた全員留学プログラム(現地プログラム)を、より効果的、効率的なプログラムとするために、現地プログラム検討委員会において、現在 3 拠点で実施している現地プログラムについて、より効果的で効率的なプログラムとすべく改革案の検討を重ねてきた(資料 1-34)。現在は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応(現地プログラムを海外拠点から発信する遠隔(オンライン)授業にて実施すること)を優先し、検討を中断しているが、この対応に目途がつき次第、検討を再開することとしている。

国際コミュニケーション学部においては、2018 年度に将来カリキュラム検討委員会において取りまとめた次期カリキュラム方針を具現化するため、2019 年 5 月に次期カリキュラム検討委員会を設置して検討を進め、同学部長に答申が行われたところである(資料 1-35)。

(2) 長所・特色

本学は 2016 年に創立 70 周年を迎え、あらゆる分野で活躍する 15 万人を超える卒業生を輩出している。近々において「建学の精神」の具現化を目指すべく取り組んでいることとして、2012 年 4 月に「国際歓迎・交流の拠点」となる名古屋市内のささしまライブ 24 地区に新名古屋校舎を開校した。2017 年 3 月に第 2 期工事が竣工し、本館(研究棟)、600 名収容で 4 ヶ国語同時通訳可能なグローバルコンベンションホール、グローバルラウンジ、ラーニングコモンズの供用を開始し、教育研究施設・設備をさらに充実させた。また、国際コミュニケーション学部では、2018 年 4 月に比較文化学科から国際教養学科に名称変更

した。創立の地である豊橋校舎では、2018 年 4 月に文学部に心理学科を新設し、地域政策学部で食農環境コースを新たに設置した。グローバル時代に対応し、日本理解・発信力を高めるために「さくら 21 プロジェクト」（資料 1-36【ウェブ】）を全学的な取り組みとして実施し、また、キャリア形成の一環として問題解決能力を養う産官学連携 PBL (Project Based Learning、課題解決型学習) である「Learning+（ラーニングプラス）」（資料 1-37【ウェブ】）を実施し、学生の能力向上に寄与している。このように「建学の精神」を具現化する様々な取り組みを行っている。

また、本学では大学等の目的を実現するために、5 年間の中期計画として「基本構想」、さらに 10 年間の長期ビジョンとして「大学将来像」を策定している。「基本構想」は、毎年度の事業計画に反映させており、事業計画についてはその都度見直しを図っているほか、毎年度の予算編成の際にも、財政的な措置を積極的に行うこととしている。このように、「大学将来像」を達成するための具体的な仕組みが作られている。

（３）問題点

本学の「建学の精神」について、本学公式ホームページや各学部の取り組み等により積極的に周知を図ってきている。その一方で、2019 年度に本学卒業年次生に対して実施した学修成果アンケート（資料 1-38）において、「建学の精神」への理解を深めることができたかを問う設問に対して、肯定的回答が回答者の約 6 割にとどまっている。本アンケート自体の回答率（卒業予定者の約 42%）の改善も図りつつ、「建学の精神」への理解を深める機会を引き続き創出していく必要がある。

（４）全体のまとめ

本学では各学部・研究科において、「建学の精神」に基づき「教育研究上の目的」を明確に定めており、「理念・目的」は適切に設定されていると言える。また、「理念・目的」は教職員の間で共有され、様々な手段で広く社会に公表し、積極的に周知及び公表に努めてきた。さらに、大学等の目的を実現するために、「大学将来像」として 10 年間の長期ビジョンを策定し、その実現に向けての戦略構想となる「第 4 次基本構想（中期計画）」を策定・公表し、全学を挙げて実行に努めている。2021 年度からは、「第 5 次基本構想」として、新たな中期計画を進めていくことになる。「第 2 期認証評価」や「第 4 次基本構想」において残された課題については、精査・検討のうえ、「第 5 次基本構想」の中で実現に向けて努力を重ねるとともに、「建学の精神」が在学生の後の人生の中で生かされるよう、今後においても「教育研究上の目的」を適切に設定し、教育研究活動の改善を推進していくこととしている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学では、内部質保証のための大学全体の方針として「内部質保証のための全学的な方針及び手続（以下、「内部質保証方針」）」（資料2-1【ウェブ】）を定め、公表している。具体的には、「本学の建学の精神、教育研究の目標及び各種方針の実現に向けて、自らの責任において、内部質保証システムを継続的・恒常的に機能させ、教育研究等の質の向上を図る。」という方針を掲げている。この「内部質保証方針」は、後述する自己点検・内部質保証委員会が学部・研究科等の意見を踏まえて作成し、本学公式ホームページを用いて全教職員に共有している。

上記「内部質保証方針」を踏まえ、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織として、「愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程」（資料2-2）に基づき、自己点検・内部質保証委員会を設置している。同規程第1条においてその目的を「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行い、内部質保証の全学的取り組みを行う。」と定め、以下の事項を所管することとし、その役割を担っている。

- 1) 自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に係る事項
- 2) 自己点検・評価の実施、組織及び内部質保証の体制に係る事項
- 3) 各組織の自己点検・評価の統括に係る事項
- 4) 自己点検・評価報告書の作成及び改善方策の策定に係る事項
- 5) 自己点検・評価結果の公表に係る事項
- 6) 外部評価に係る事項
- 7) 学校教育法に定める認証評価に係る事項
- 8) 自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項に関する資料収集、調査研究及び啓発活動に係る事項
- 9) その他自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項

その下で所管する諸活動の運営について責任を負う関係組織が、分野ごとに全学的な観点から自己点検・評価を行い、自己点検・内部質保証委員会に報告することとしている。

「内部質保証方針」に掲げた自己点検・評価活動として、本学では、以下の3つの取り組みを行うこととしている。

	点検内容	PDCA サイクル
1	「委員会」に関すること	「事業計画・事業報告」
2	「学部・研究科」に関すること	「学部・研究科の自己点検・評価」
3	「事務組織」に関すること	「課室別目標管理」

「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」は、「第4次基本構想」で掲げた項目を実現すべく、その項目の分野や内容に応じて担当組織（委員会や事務局）を設定し、毎年度の取組計画の策定や達成状況の点検・評価を行い、その次の年度に向けて改善を行う仕組みとなっている。また「学部・研究科の自己点検・評価」は、第3期認証評価の評価項目のうち、学部・研究科が中心となって担当すべき項目について、その取組みの達成状況の点検・評価を行い、改善していく仕組みとなっている。

これらの取組みを進めるべく、各学部・研究科では、それぞれ自己点検・評価委員会を設け、自己点検の実施及びその評価結果を踏まえて、自己点検・内部質保証委員会及び関係組織と密接に連携し、教育研究活動等の改善を行っている。

例えば教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上については、「事業計画・事業報告」は学務委員会や教学委員会が、「学部・研究科の自己点検・評価」は学部教授会、大学院委員会及び各研究科委員会が担い、内容によっては適宜連携しながら事業を行っている。単年度においては、運用上の個別の課題について改善に努め、次年度の開講計画の策定を行う。また、おおむね4年ごとに行われるカリキュラム改革においては、従前のカリキュラムを総括した上で、より良いカリキュラムを策定すべく企画・設計を行っている。PDCAサイクルを実行しながら自己点検・評価を行い、定期的に教育目標、育成する人材像の実現に向けて、継続的に検証し、適宜自己点検・内部質保証委員会と連携して改善を図り、質の向上に取り組んでいる。

点検評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

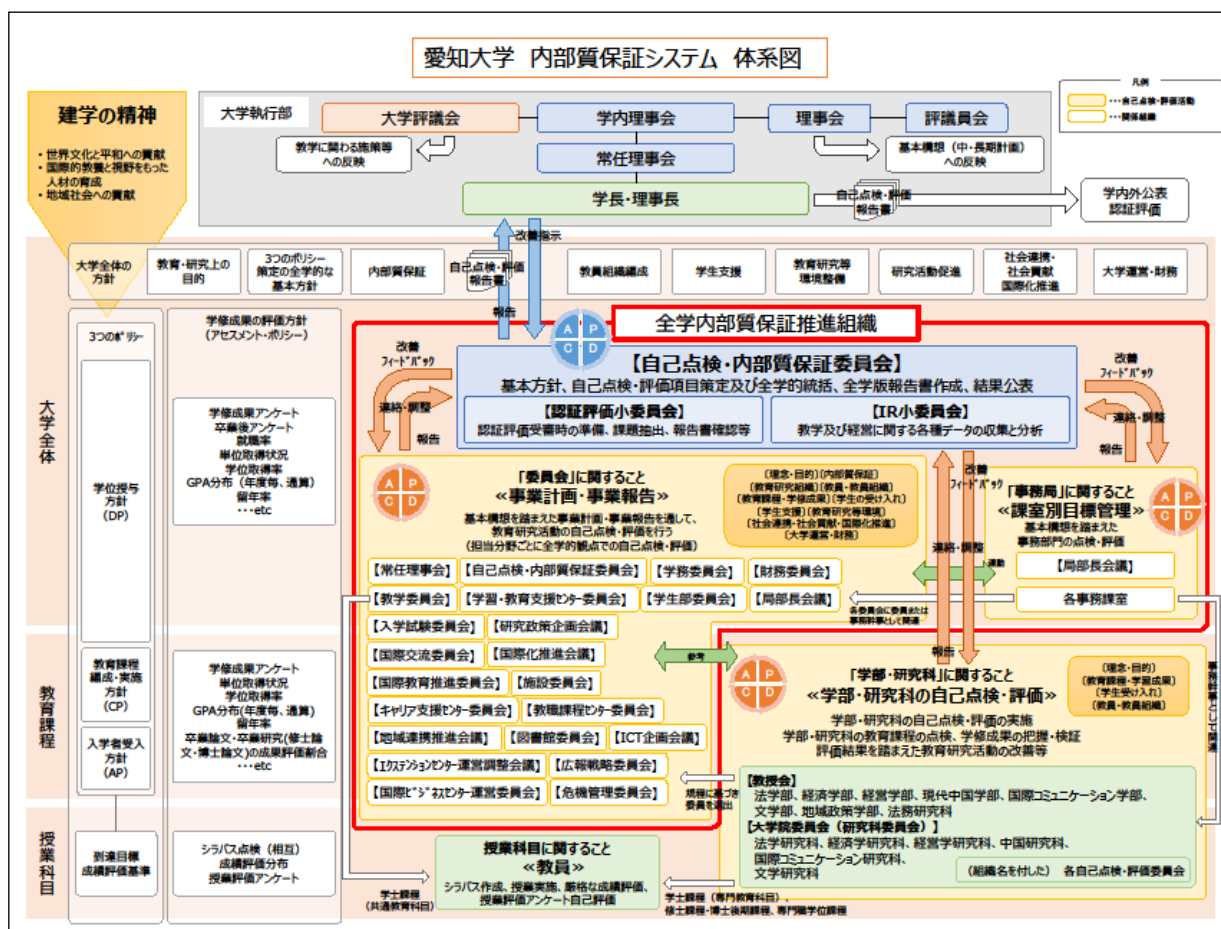
評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

自己点検・内部質保証委員会は、学長を委員長とし、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織とされており、その下で、基準ごとに、関係組織（所管する諸活動の運営について責任を負う組織）が、所管する事項について、全学的な観点で自己点検・評価を行うこととしている。また、各学部、大学院各研究科、専門職大学院法務研究科においては、当該組織名を付した自己点検・評価委員会が組織され、それぞれの自己点検・評価の実施、評価結果を踏まえて、自己点検・内部質保証委員会からの改善方策助言を受けながら教育研究活動等の改善等を行っている。

自己点検・内部質保証委員会の委員には、「愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程」

第4条第1項に基づき、学長（委員長）1名、副学長2名、事務局長1名、学部長7名、短期大学部長1名、事務部長5名が委嘱されているほか、同規程第4条第5項に基づき大学院長1名、学長補佐1名が委嘱され、計19名の委員で構成されている。各学部・研究科や関係組織が分野ごとに全学的観点で行った自己点検・評価を受けて、自己点検・内部質保証委員会から、各学部・研究科等の組織に対して、改善方策の助言等を行うことで、有機的連携を図り、実効性のある全学的な内部質保証システム（「愛知大学版内部質保証システム」）を作り出すよう努めている。これら「愛知大学版内部質保証システム」を図示すると次のようになる。



点検評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

1. 3つのポリシーの策定方針について

本学では、入学者選抜から学位授与までの一貫した教育活動を実施するため、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針（以下、「3ポリシー策定方針」）」を定めている（資料 2-3【ウェブ】）。

各学部・研究科における 3つのポリシーは、「3ポリシー策定方針」を踏まえ、一体性・一貫性・整合性に留意して、2019 年度に見直しを行った。学務委員会、各教授会及び各研究科委員会での審議を経て、2019 年度第 4 回自己点検・内部質保証委員会（2019 年 10 月 10 日開催）で全体を確認した（資料 2-4【ウェブ】）。ここでの見直しは、2020 年度入学生向けに適用するものとして行った。検討時期の関係から入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は既に見直し前の状態で受験生に向けて公表されていることからここでの見直し対象とはしないことを確認し、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の見直しは、2021 年度入学生向けに反映することとした。

2. 自己点検・評価活動について

前述のように、本学では、自己点検・評価活動として 3つの活動を行うこととしている。

（ア）「事業計画・事業報告」

主に「委員会」に関する活動については「事業計画・事業報告」において自己点検・評価を行う仕組みとしている。「事業計画・事業報告」は、「基本構想」（資料 1-21）と連続性が確保された仕組みとなっている。事業計画書を作成する際には、「基本構想」にあるそれぞれの施策について、その進捗状況が常任理事会で確認され、その進捗状況を踏まえて常任理事会及び各関係委員会等が連携して事業計画書案を作成し、学内理事会、大学評議会、理事会の議を経て、事業計画書（資料 1-22）が決定される。その事業計画書を踏まえて計画を実行し、事業報告書（資料 1-23）として理事会で総括がされる。さらに次年度の事業計画書を作成する際には、「基本構想」にあるそれぞれの施策について、その進捗状況の確認がなされ、それが事業計画に反映されることになっている。これらのサイクルを実施することで、自己点検・評価を行っている。

（イ）「学部・研究科の自己点検・評価」

「学部・研究科の自己点検・評価」は、従前は「重点課題と取組計画」にて点検していたが、2018 年度からは、第 3 期認証評価の変更点、学部・研究科の点検・評価の業務負担軽減及び自己点検・内部質保証委員会での検討を踏まえて様式を見直し、「学部・研究科の自己点検・評価」として点検・評価することとした。点検・評価項目は第 3 期認証評価を踏まえて設定し、自己点検・内部質保証委員会から各学部・研究科に「学部・研究科の自

自己点検・評価」の実施依頼をし、それぞれが点検・評価活動を行い、その結果を自己点検・内部質保証委員会で全学的に確認し、各学部長を含む構成員の間で各学部の取り組みや事例を共有した。「学部・研究科の自己点検・評価」は、2018年5月に初回を実施した後、2019年10月には、第3期認証評価基準及び評価の視点に対応した形で様式等を一部修正した上で、実施した（資料2-5）（資料2-6）（資料2-7）（資料2-8）。さらに、2020年9月には前年度と同じ様式で3回目の「学部・研究科の自己点検・評価」を実施した（資料2-9）（資料2-10）。このように、自己点検・内部質保証委員会が中心となって、「学部・研究科」の自己点検・評価を推進し、各学部・研究科での点検結果を全学的に共有するとともに、他学部・研究科の好事例を踏まえた自学部・研究科の取り組みの改善に活かしている。

（ウ）「課室別目標管理」

「課室別目標管理」は、局部長会議が中心となつて行う事務部門の点検・評価活動として位置づけられている。「第4次基本構想」に掲げた項目を確実に達成するため、毎年度、事務局の活動として「課室別目標」を設定し、その達成状況について、別紙の要領により自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は次年度の改善に反映させることとしている（資料2-11）（資料2-12）。

3. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項

第2期認証評価結果における認証評価機関からの指摘事項についても、「自己点検・内部質保証委員会」が中心となって改善計画や改善状況の確認を行った。

本学は、第2期認証評価において、8つの「努力課題」を受けたほか、以下の2つの「改善勧告」を受けた。

第2期認証評価「改善勧告」

1 教員・教員組織

- 1) 経営学研究科経営学専攻博士後期課程において、大学院設置基準上必要な研究指導教員数が2名不足しているため、早急に是正されたい。

2 学生の受け入れ

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、経営学部が1.27、同経営学科において1.30と高いので、是正されたい。

上記の機関別認証評価の結果を受け、大学全体として、学長を委員長とする自己点検・内部質保証委員会において、評価結果を全体的に把握し、1つ目の改善勧告については、経営学研究科委員会に対して改善に向けての対応要請を行った。同研究科委員会での改善状況は毎年度「自己点検・評価年次報告書」及び「改善報告書」として自己点検・内部質保証委員会に報告があり、自己点検・内部質保証委員会において対応及び検討状況の進捗を把握した。その結果、2014年度中に大学院担当教員資格審査を実施し、2015年度から大学院設置基準教員数を満たすこととなった。2つ目の改善勧告については、学則第13条に定める学長を議長とする大学評議会（資料2-13）において次年度入学予定者数を審議決定し、その審議結果に基づき、学長を議長とする合格者判定委員会（資料2-14）において合

格者判定を実施し、入学定員超過率の改善を図った。また、教学委員会及び教授会を中心に修得単位数不足（成績不振）学生への学修指導面談を実施し、卒業に向けての学修意欲喚起に努めた。修業年限を超過して在籍する学生に対しては進路指導の助言を含めた「留年生の学修指導」（第7章で後述）を実施し、在籍者数比率の改善に努めた。

このように自己点検・内部質保証委員会が統括をして「改善勧告」及び「努力課題」に対応し、2018年7月26日基準協会に「改善報告書」（資料1-27）（資料2-15）（資料2-16）を提出した。

さらに、本学では、文学部心理学科の届出設置にかかわり、文部科学省の設置計画履行状況等調査（平成30年度）において、文学部心理学科について“入学定員未充足の改善に努めること”とされ、「指摘事項（改善）」が付された（資料2-17）。このことは、大学評議会、理事会など関係組織において報告がなされ、大学全体として問題を共有した。

文学部は人文社会学科（5コース12専攻）と心理学科（1専攻）の2学科編成の学部であるが、学科・コースを決めて受験する「学科・コース別入試」と学科・コースを決めずに受験する「学部全体入試」を実施している。2019年度入試においては、「学部全体入試」は、推薦入試・M方式入試などで実施している。「学部全体入試」で入学した学生は、1年次の所属は人文社会学科とし、2年次進級時に所属する学科が決まる仕組みとなっている。これにより、心理学科には、「学部全体入試」による1年次入学生はおらず、「学科・コース別入試」の入学者のみとなるため、同学科の入学生数は入学定員を下回ることになり、逆に人文社会学科の入学者数は入学定員を大きく超過する状況であった。

上記課題について、文学部教授会と入学試験戦略委員会（資料2-18）において検討を行った（資料2-19）（資料2-20）。その結果、2020（令和2）年度入試においては、M方式入試において「学部全体入試」を取りやめ「学科別入試」とし、また、新たに始まった「数学重視型入試」は、心理学科のみ導入することとした。推薦入試などの一部の入試種別において「学部全体入試」は残っているものの、全体として「学部全体入試」の比率は、相当程度低下し、2020（令和2）年度入試における文学部心理学科の入学定員充足率は「0.89」となった。2019（令和元）年度は「0.47」であったため、相当程度改善されたと言える。

2019（令和元）年度の設置計画履行状況調査においては、上記の入学定員充足率「0.47」により、前年度と同じ「指摘事項（改善）」が付されている。令和2年度の設置計画履行状況調査においては、上記の通り入学定員充足率は「0.89」に改善されているため、その点は評価することができる。引き続き、文学部心理学科の入学定員充足率について、改善に向けた取組を行うこととしている。

自己点検・内部質保証委員会そのものが各学部・研究科の自己点検・評価に対して、全体的に評価する仕組みとなっている。また、法務研究科は専門職大学院認証評価を受審し、外部からの客観的な評価を受ける仕組みとなっている。これらによって本学における点検・評価の客観性及び妥当性を確保している。

4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応と内部質保証体制の関係

「内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学部等を単位としたPDCAサイクルの運営などにおいて、新型コロナウイルス感染症（COVID-

19) への対応・対策としてどのような措置を講じたか」について問われているが、本学では以下のような措置を講じ、対応した。

2020 年 2 月下旬以降に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大防止を図るべく、これまでに経験のない緊急的対応が必要とされた。まさしく学生や教職員を中心とした本学ステークホルダーの生命や健康を守りつつ、いかにして大学での教育活動や研究活動を継続するかが喫緊かつ最重要の課題であったこと、さらには刻々と状況が変わる中で 2020 年度春学期の授業実施の方向性を早急に確立する必要があり、そのためには柔軟かつ迅速な意思決定が必要とされたため、危機管理に関する規程に定める学長を委員長とした「危機管理委員会」にて集中的に対応した。

学生生活全般や施設設備関係、教職員の働き方など多岐にわたる課題を取り扱ったが、その中でも授業実施を中心とした教育活動に関しては、危機管理に関する規程第 9 条に基づき、専門部会として「教学に関する新型コロナウイルス対策委員会」(資料 2-21) を設置して具体的な取組みを検討し、危機管理委員会で適宜判断し実行した。その中で、2020 年度春学期は学士課程、修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程並びに短期大学の全ての授業を遠隔 (オンライン) で実施することとし、全学的取組みを行うこととなった。

教育の質や授業の到達目標は維持しつつ、どのようにして遠隔 (オンライン) で授業を実施するかについては、「教学に関する新型コロナウイルス対策委員会」で企画立案し、危機管理委員会での確認を経て実行に移された。また、教員学生双方へのサポート体制として、同じく同規程第 9 条に基づき「遠隔授業実施ワーキンググループ」(資料 2-22) を組織し、万全を期した。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大防止を目的とした各施策は、適宜学内理事会及び大学評議会に報告したが、先に述べたように、これまでに例を見ない緊急的な対応が必要とされたことにより迅速な意思決定が最優先とされたことから、2019 年度末から 2020 年度秋学期まで、自己点検・内部質保証委員会が関わりを持つことはできなかった。

2020 年度秋学期の後半には、教育の質の保証という内部質保証の観点から、特に遠隔 (オンライン) 授業の取組みについて把握し評価することが必要とのことで、2020 年度春学期終了時に全学の教員・学生を対象に実施された遠隔 (オンライン) 授業のアンケート調査結果 (資料 2-23) を自己点検・内部質保証委員会でも確認した。

遠隔 (オンライン) 授業では、学生はコミュニケーションの取りづらさやモチベーションの維持に関して困っていたなどの課題を把握することができた。その一方で、遠隔 (オンライン) 授業の良かった点として、通学費用や通学時間が削減できたことはもちろんのこと、自分の都合の良い時間帯で受講できる点がよかった、何度でも復習することができた、コンピューター操作に慣れることができたとのアンケート結果も得られており、一定の有効性があることを確認した。

従来の対面授業を行いながらも、遠隔 (オンライン) を活用した授業と対面授業を組み合わせた授業の実施がアフターコロナ時代の新たな潮流になりうること、これらに迅速かつ十分に対応することが大学の新たな教育力の向上につながり、ひいては学生の学習満足度の向上、さらには大学の価値や魅力の向上につながるものであるとして、学務委員会や教学委員会に対し、遠隔 (オンライン) を活用した授業の実施を一過性のもので終わらせるのではなく、これらを活用した新たな授業の実施方法を早急に検討し確立されたいとの

提言を自己点検・内部質保証委員会から行った。

点検評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では、情報公開を積極的に進めている。情報公開の主な媒体として本学公式ホームページがあげられるが、そこでは「情報公開」と題して、寄附行為、役員・評議員の名簿、学則、入学試験情報を公開しているほか、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項の規定に対応する形で以下のような項目立てを行い、大学の基本的な情報を公開している（資料 2-24 【ウェブ】）。

- 1) 寄附行為、役員・評議員
- 2) 学則
- 3) 大学の教育研究上の目的に関する事
- 4) 教育研究上の基本組織に関する事
- 5) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関する事
- 6) 入学者の数、収容定員および在学する学生の数
- 7) 卒業または修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関する事
- 8) 授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関する事
- 9) 成績評価ならびに卒業・修了の認定に当たっての基準に関する事
- 10) 校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- 11) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- 12) 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関する事
- 13) 入学試験

特に、教育活動の中身に関しては、本学公式ホームページの「学部・大学院」の中で詳細な情報が掲載されており、カリキュラム、カリキュラム・マップ、履修モデルなどを公開し、教育内容や特色などが説明されている（資料 2-25 【ウェブ】）。そのほかにも、ポータルサイトシステム「愛知大学 LiveCampus」（以下、「LiveCampus」）の「シラバス検索」を通じて、各科目の担当者、授業の概要、到達目標、授業形態、内容・スケジュール、成績評価の方法と基準などの情報を含む全科目のシラバスを公開し、教育活動の透明性を高めている（資料 2-26 【ウェブ】）。

また、上記の情報以外にも、本学公式ホームページでは、「大学の財務及び自己点検・評

価活動状況」として、以下の情報を公開しており、社会に対する説明責任を果たしている（資料 2-27 【ウェブ】）。

- 1) 財務報告（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録など）
- 2) 事業計画書・事業報告書
- 3) 大学評価（認証評価結果、自己点検・評価報告書、学修成果のアンケート集計結果など）
- 4) 設置趣意書・履行状況報告書（文学部 心理学科、地域政策学部）
- 5) 高等教育の修学支援新制度（大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書）

上記は、広報戦略委員会（資料 2-28）及び広報課が一元的に管理し、正確性及び信頼性を担保するとともに、情報を適切に更新している。例えば本学公式ホームページについては、各所管部署が作成したコンテンツを広報戦略委員会及び広報課が確認・承認して公開する手順となっている。

また、本学の基本情報を集約した「愛知大学要覧」（資料 2-29）、本学を網羅的に紹介した「愛知大学大学案内」（資料 1-6 【ウェブ】）、その時々の特ピックスを掲載した「愛知大学通信（年 4 回発行）」（資料 2-30 【ウェブ】）なども情報公開の媒体として活用している。

点検評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
 評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

前述のとおり、本学では自己点検・評価活動として以下の 3 つの取組を行うこととしているが、これらは 2017 年度に、内部質保証システムの適切性にかかわり、自己点検・内部質保証委員会を中心に、第 3 期認証評価に向けて自己点検・評価活動の仕組みについて、見直しを行ったものである。従前、本学の自己点検・評価活動は、PDCA サイクルの重複（「重点課題と取組計画」、「事業計画・事業報告」、「課室別目標管理」という課題があり、それを解消するため、下記の通り変更することとした（資料 2-31）（資料 2-32）（資料 2-33）。

	点検内容	PDCA サイクル	
		従来	今後
1	「委員会」に関すること	「事業計画・事業報告」、「重点課題と取組計画」の 2 種類	「事業計画・事業報告」に一本化

2	「学部・研究科」に関すること	「重点課題と取組計画」	「学部・研究科の自己点検・評価」に変更
3	「事務組織」に関すること	「重点課題と取組計画」、「課室別目標管理」の2種類	「課室別目標管理」に一本化

本学の自己点検・評価活動として「事業計画・事業報告」、「学部・研究科の自己点検・評価」「課室別目標管理」をそれぞれ実施している。一方、「内部質保証方針」では、「関係委員会の自己点検・評価を受けて、自己点検・内部質保証委員会から、各学部・研究科等の組織の長に対して、改善方策の助言等を行う」ことを掲げている。これらの複数の自己点検・評価活動により大学運営の点検・評価を行う仕組みが構築されている。それぞれの取組みの結果は内部質保証推進組織の中心である自己点検・内部質保証委員会に報告されており、同委員会において、自己点検・評価サイクルが適切に回っていることを確認している。中でも「学部・研究科の自己点検・評価」は同委員会において学部・研究科の取組みや事例の共有、改善課題の確認が行われ、必要に応じて改善・向上に向けた助言や指摘を行っている。ただし「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」は同委員会による改善・向上に向けた助言や指摘にまで至っておらず、内部質保証のプロセスとして十分に機能していない現状であると認識している。今後は、同委員会を中心とする内部質保証体制のもとで、改善・向上に向けて、機能強化を図っていくことが必要である。

（２）長所・特色

本学は、学長を委員長とする自己点検・内部質保証委員会が、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織とし、同委員会が中心となって自己点検・評価活動の見直しを進めている。2018年度からは、従来の課題（点検・評価活動の重複）を解消すべく、自己点検・評価活動を「事業計画・事業報告」「学部・研究科の自己点検・評価」「課室別目標管理」の3つの取組みに見直した。また、それぞれの活動において、項目ごとに担当する関係組織（所管する諸活動の運営について責任を負う組織）を設定し、これらの関係組織が、担当する項目ごとに全学的な観点で自己点検・評価を行うようにしている。

また、2018年度からは内部質保証を担当する学長補佐を配置し、全体の取りまとめを行っている。

各学部、大学院各研究科、専門職大学院法務研究科においては、「学部・研究科の自己点検・評価」の活動を推進すべく、その内部に置く自己点検・評価委員会等が組織され、それぞれの自己点検・評価の実施、評価結果を踏まえた教育研究活動等の改善等を行っている。「学部・研究科の自己点検・評価」において各学部・研究科や関係組織が分野ごとに全学的観点で行った自己点検・評価を受けて、自己点検・内部質保証委員会から、各学部・研究科等の組織に対して、改善方策の助言等を行うことで、有機的連携を図り実効性のある全学的な内部質保証システムを確立している。

（３）問題点

前述の通り、本学の自己点検・評価活動のうち、特に「事業計画・事業報告」「課室別目

標管理」について、自己点検・内部質保証委員会との関わりにおいて、結果が報告され自己点検・評価サイクルが適切に回っていることは確認しているが、同委員会による改善・向上に向けた助言や指摘にまで至っておらず、内部質保証のプロセスとして十分に機能していない現状がみられるため、機能強化の取組みを行っていく必要がある。

また、自己点検・評価活動の中に「学外の意見を聴取する仕組み」を採り入れていないため、制度的に構築することが課題と考えられる。

その他、自己点検・内部質保証委員会の下にインスティテューショナル・リサーチ（IR）小委員会を設置しているが、組織的なデータの収集、分析を行い改善に活用するといった機能の強化を図る必要がある。

（４）全体のまとめ

本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行い、内部質保証の全学的取組みを行うこととして、それを推進する組織として、自己点検・内部質保証委員会を設置している。

自己点検・内部質保証委員会では、「内部質保証方針」や「3 ポリシー策定方針」などの大学全体の方針を整備・見直しを行ったほか、第3期認証評価に向けて自己点検・評価活動の仕組みについて、改善に取り組んだ。各学部での点検・評価及び改善はもちろんのこと、全学的な観点で改善・向上ができる仕組みを構築することに取り組んでいる。

一方、問題点でも挙げたように、「事業計画・事業報告」「課室別目標管理」の結果を踏まえた改善・向上の助言や指摘が十分にできているとは言えない現状もあるため、機能強化の取組みを行っていく必要がある。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

1. 学部・学科、大学院研究科及び専門職大学院等

本学は、2020年4月1日現在、7学部10学科、大学院6研究科9専攻、専門職大学院1研究科1専攻を設置している。学部・学科制を採っており、学部と研究科との関係は、基本的には学部を基礎として研究科が設けられている形である。学部・研究科のいずれも、それぞれの設置基準を踏まえて設置し、法令要件を満たしている。

(ア) 学部・学科

学則第2条に基づき学部及び学科を設置し、本学の「建学の精神」である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、学則に学部及び学科の「教育研究上の目的」を掲げ、それぞれに活動を展開している。具体的には、豊橋校舎に文学部人文社会学科及び心理学科、地域政策学部地域政策学科、名古屋校舎に経済学部経済学科、国際コミュニケーション学部英語学科及び国際教養学科、法学部法学科、経営学部経営学科及び会計ファイナンス学科、現代中国学部現代中国学科の計7学部10学科を設置している。

なお、2021年度から文学部に新たに歴史地理学科及び日本語日本文学科を設置することにしており、2021年度からは計7学部12学科となる。

(イ) 大学院研究科

大学院学則第2条及び第6条に基づき研究科及び専攻を設置し、本学の「建学の精神」である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、大学院学則に研究科及び専攻の「教育研究上の目的」を掲げ、それぞれに活動を展開している。具体的には、修士課程として豊橋校舎に文学研究科日本文化専攻、地域社会システム専攻及び欧米文化専攻、名古屋校舎に経済学研究科経済学専攻、経営学研究科経営学専攻、中国研究科中国研究専攻、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻の計5研究科7専攻を、博士後期課程として豊橋校舎に文学研究科日本文化専攻、地域社会システム専攻及び欧米文化専攻、名古屋校舎に法学研究科公法学専攻及び私法学専攻、経済学研究科経済学専攻、経営学研究

科経営学専攻、中国研究科中国研究専攻の計 5 研究科 8 専攻を設置している。

(ウ) 専門職大学院

専門職大学院学則第 2 条に基づき研究科及び専攻を設置し、本学の「建学の精神」である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、専門職大学院学則に「教育研究上の目的」を掲げ、活動を展開している。具体的には、車道校舎に法務研究科法務専攻を設置している。

上記のような学部・学科、大学院、専門職大学院の体制に至る 2000 年以降の主な経緯は、以下の通りである（資料 3-1）。

2004 年 4 月、経済学部 1 部を経済学部、法学部 1 部を法学部にそれぞれ名称変更した。同時に、経済学部 2 部経済学科、法学部 2 部法学科及び国際コミュニケーション学部比較文化学科夜間主コースの学生募集を停止し、同収容定員を昼間学部へ振り替えた。また、車道校舎での専門職大学院法務研究科の設置にあわせて法学部法学科 3 年次生以上を旧名古屋校舎（みよし市）から車道校舎に移転した。さらには、大学院中国研究科博士後期課程の入学定員を変更（15 名）するとともに、法学研究科修士課程公法学専攻及び私法学専攻の学生募集を停止した（2005 年 3 月廃止）。

2005 年 4 月、文学部の 5 学科（哲学科、社会学科、史学科、日本・中国文学科、欧米文学科）を改組し、人文社会学科を設置するとともに、経営学部会計ファイナンス学科を増設し、従来の 1 学科（経営学科）を 2 学科（経営学科、会計ファイナンス学科）に改組した。

その後、2006 年 4 月に専門職大学院会計研究科会計専攻、2011 年 4 月には地域政策学部地域政策学科を設置した。

2012 年 4 月には、名古屋駅に隣接する「ささしまライブ 24 地区」に名古屋校舎を開校し、法学部（3・4 年次生は車道校舎より移転）、経済学部、経営学部、現代中国学部及び国際コミュニケーション学部を同校舎に移転するとともに、車道校舎に文学研究科を除くすべての大学院及び専門職大学院を集結した。

2013 年 4 月には、国際コミュニケーション学部言語コミュニケーション学科を英語学科に名称変更した。

2015 年 3 月には、専門職大学院会計研究科会計専攻を廃止し、専門職大学院は、法務研究科の 1 研究科 1 専攻のみとなった。

2018 年 4 月、文学部心理学科を設置した。文学部人文社会学科から一部定員を振り替える形で設置し、これにより文学部は 2 学科体制となった。

文学部心理学科の設置と同じ年、国際コミュニケーション学部では、比較文化学科を国際教養学科に名称変更した。

2021 年 4 月、文学部に歴史地理学科及び日本語日本文学科を設置する予定である。

このような変遷を経て、現在のような教学組織に至っている。

2. 研究所、センター等

本学の研究所及びセンター等（以下、「研究機関等」という。）は、学則第 7 条の 2 に基

づき設置されており、本学の「建学の精神」である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、設置の目的及び事業内容等を各研究機関等規程に定め、それに基づき、文化、国際及び地域社会等、さらには幅広い学際領域の研究分野において、それぞれ活動を展開している。

具体的には、名古屋校舎に 5 研究機関等（国際問題研究所、中日大辞典編纂所、経営総合科学研究所、国際中国学研究センター（ICCS）、国際ビジネスセンター）、豊橋校舎に 5 研究機関等（総合郷土研究所、中部地方産業研究所、東亜同文書院大学記念センター、三遠南信地域連携研究センター、人文社会学研究所）、計 10 研究機関等を設置している。

また、地域政策学部の下に、地域貢献と地域連携の実践を重視した地域政策とその教育に関する学術研究を行い、地域政策学の確立と発展に寄与することを目的として、地域政策学センターを設置している。さらには、法学部、経済学部、経営学部、現代中国学部及び国際コミュニケーション学部の中には、それぞれ法学会、経済学会、経営学会、現代中国学会及び国際コミュニケーション学会が置かれている。

これらの研究機関等においては、独自の研究活動の遂行とともに、本学が定める特別重点研究（本学の専任教員が研究代表者となる研究であって、外部資金によるプロジェクト研究等への申請を視野に、本学において戦略的研究を含むグローバルな研究課題やローカルな研究課題、学際的な研究課題、喫緊の今日的な研究課題等について共同で行う研究）への取組みが推奨されており、2020 年 9 月現在、3 件の特別重点研究助成及び 1 件の文部科学省私立大学研究ブランディング事業が採択、実施されている。

また、名古屋校舎が置かれている、ささしまライブ 24 地区が名古屋市の「国際歓迎・交流拠点」であることを踏まえ、同校舎に存する国際関係分野の研究機関等の相互の情報交換、交流、連携を促進することを主たる目的として「国際研究機構」（構成機関：国際問題研究所、国際中国学研究センター（ICCS）、中日大辞典編纂所、国際ビジネスセンター、国際コミュニケーション学会、現代中国学会）を、豊橋校舎における「地域社会・文化への貢献」を総合的に強化する観点から、同校舎に存する地域にかかる研究機関等の相互の情報交換、交流・連携を促進することを主たる目的として「地域研究機構」（構成機関：三遠南信地域連携研究センター、中部地方産業研究所、総合郷土研究所、地域政策学センター）を設置し、研究機関等の枠を超えた共同シンポジウム・セミナーの開催が検討、実施されている（資料 3-2）（資料 3-3）。

なお、豊橋校舎に設置している東亜同文書院大学記念センターは、「近代アジアにおける東亜同文書院及び東亜同文会の展開と機能に関する研究」、及び「東亜同文書院を軸とした外地からの引揚げ総合大学として創立・展開した愛知大学とその特性に関する研究」を進め、大学記念館にて研究成果を公開している。その背景は、近衛篤磨公により 1901 年に中国上海に設立された東亜同文書院に遡る。1945 年の終戦により閉校となったが、最後の学長本間喜一は、帰国後新たな大学創立に向けて関係者と協議をし、1946 年に旧制大学として豊橋市に創立したのが愛知大学である。東亜同文書院生 5,000 名近くの学籍簿、成績簿は継承した本学にて保管している。

校舎	研究機関等	設立年月	資料
名古屋	国際問題研究所	1948 年 6 月	(資料 3-4 【ウェブ】)

	中日大辞典編纂所	1955 年 4 月	(資料 3-5 【ウェブ】)
	経営総合科学研究所	1962 年 4 月	(資料 3-6 【ウェブ】)
	国際中国学研究センター (ICCS)	2002 年 10 月	(資料 3-7 【ウェブ】)
	国際ビジネスセンター	2012 年 9 月	(資料 3-8 【ウェブ】)
豊橋	総合郷土研究所	1951 年 6 月	(資料 3-9 【ウェブ】)
	中部地方産業研究所	1953 年 3 月	(資料 3-10 【ウェブ】)
	東亜同文書院大学記念センター	1993 年 5 月	(資料 3-11 【ウェブ】)
	三遠南信地域連携研究センター	2004 年 10 月	(資料 3-12 【ウェブ】)
	人文社会学研究所	2015 年 4 月	(資料 3-13 【ウェブ】)

点検評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

本学では、1990 年代より、5～8 年ごとに期間を定め、将来を見据えた中期計画として「基本構想」（資料 1-21）を策定している。教育研究組織の適切性については、この「基本構想」の中で構想され、毎年度の事業計画書（資料 1-22）及び事業報告書（資料 1-23）の中で、点検・評価を繰り返し行っている。それがまた次の「基本構想」につながることで、持続的な点検・評価・改善が実施されるよう仕組みを構築している。

現在は、2016～2020 年度を期間とした「第 4 次基本構想」（資料 1-21）を進めている。「将来の長期ビジョン」として 10 年後の大学将来像を示し、それに向けての戦略構想として「第 4 次基本構想」を位置づけた。長期ビジョンとしては 2025 年度の愛知大学像を示すこととし、その大学像を達成するために 5 年間（2016～2020 年度）の中期的な「基本構想」を策定した。

1. 教学組織

「第 4 次基本構想」の 1 つ目の項目として、「組織再編」をあげている。そこでは、「名古屋キャンパスの学部再編～第二期工事の完成とその後～」として、「（名古屋キャンパスは、）国際コミュニケーション学部を中心に学部を再編し、国際系学部として英語学部及び国際教養学部を立ち上げる。国際コミュニケーション学部の入学定員を基礎に届出申請により 2018 年度の実施をめざす。入学定員枠について名古屋キャンパスの他学部からの定員振替も追求する。」と構想した。そして、国際コミュニケーション学部再編検討委員会を設置し検討を重ねたが、結果として、2 学部への再編には至らなかった。

その後、2018 年 4 月、国際コミュニケーション学部の比較文化学科を国際教養学科に名称変更した。「多文化状況」に対応した学際的なカリキュラムを特徴とする学科の実像を明確に示しつつ、社会に対しての学科の利点・目的を適切にアピールするために、との理由

から名称変更を行った。これにより、国際コミュニケーション学部は、英語学科と国際教養学科の2学科となった。

また、「第4次基本構想」の「組織再編」の中には、「豊橋キャンパスの教学組織の再編」についても計画し、「文学部、地域政策学部においてカリキュラム改革との関連等を視野に入れて学部の学科・コース等の組織改編を検討する。」と構想した。

その結果、2018年4月、文学部の中に人文社会学科から一部定員を振り替える形で心理学科を設置した。これにより文学部は2学科体制となった。さらに、地域政策学部においては、同じく2018年4月に「食農環境コース」を開設した。「食（消費）」と「農（生産）」と「環境（社会・自然）」を一体のものとして学び、活力ある地域づくりに役立てる方法を考えるものとした。

その後、文学部においては、更なる再編計画が立ち上がり、人文社会学科、心理学科に加えて、歴史地理学科及び日本語日本文学科の2学科を設置することを学内決定した。2020年4月には文部科学省への届け出を行い、それが正式に受理され、2021年4月に開設予定である。

さらには、2017（平成29）年5月には、本学の将来像と教学組織の在り方、大学及び学部の定員規模並びに教学組織の再編の方法を検討することを目的として、常任理事会の諮問機関として「将来教学組織検討委員会」（資料3-14）を設置し、社会的要請や大学を取り巻く環境の変化を意識しつつ新学部などの設置に関する種々の議論を重ね、2018年4月に「愛知大学における将来の教学組織について（答申）」を纏めた（資料3-15）。同答申を踏まえ、常任理事会、学内理事会、大学評議会と議論を重ね、新学部設置構想を含めた教学組織の再編の検討を行っている。

2. 研究組織

研究組織については、「研究体制・政策に関する答申」（2011年12月）の中で、「各機構を構成する機関の将来的な再編・統合も視野に入れる」とされ、「第3次基本構想」（2013年12月改定）の中では、「国際研究機構の構成機関による共同研究、共同企画などを促進することと並行して、同研究機構内の連携、再編を進める。」とされた。さらには、「第4次基本構想」（資料1-21）の中では、「学内研究組織の再編・統合を引き続き検討し、実現する（研究所と学会との統合など）。」とされた。

こうした一連の答申・構想を踏まえ、2013年度から2014年度にかけて、名古屋校舎では国際研究機構会議（構成機関：国際問題研究所、国際中国学研究センター（ICCS）、中日大辞典編纂所、国際ビジネスセンター、国際コミュニケーション学会、現代中国学会）において、構成機関間の再編・統合に関して度重なる議論が行われたが、困難であるとの結論に達し、その後、研究政策・企画会議においても同結論が確認された（なお、国際研究機構会議では、構成機関間の再編・統合は不可だが、研究分野における相互連携については活発に行っていくことが確認されており、実際、構成機関のうち2研究所共催のシンポジウムが複数回実施されている（資料3-2））。

さらに、本件を含めた同答申の課題に関し、一定程度対応実施したとの結論に至り、2018年7月5日開催の大学評議会に対応状況を報告し、同答申に関する検討を終了することを確認した。これらは、2018年度事業報告書にも記されている。

以上のように、基本構想、事業計画、事業報告を活用して、教育研究組織の適切性について自己点検・評価が行われている。ただし、「事業計画・事業報告」の結果を基に、自己点検・内部質保証委員会で全学的な事例や改善方策の確認と自己点検・評価サイクルの適切性の確認は行っているものの、改善・向上の助言や指摘が十分にできているとは言えない。今後は、「内部質保証方針」に示す自己点検・内部質保証委員会を含めた全学的な内部質保証のプロセスの改善・向上に向けて、機能強化を図っていくことが必要であると認識している。

（２）長所・特色

本学の「理念・目的」は「愛知大学設立趣意書」に基づいて「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」と定めており、これを踏まえて「教育研究上の目的」を各学則に定めている。本学は文系総合大学として、学部学科では幅広い教養と専門的職能教育を施し、広く国際的視野をもって人類社会の発展に貢献しうる人材、大学院では課程の目的に応じ、学理及びその応用を教授・研究し、学術の深奥を究めて、人類社会の発展に貢献する人材を養成することを目的としている。

これらを具現化するために、学部学科では社会一般でも広く認識されており学問体系が確立している文学部、経済学部、法学部及び経営学部の４学部を設置、それらに加え、「建学の精神」をより分かりやすく具現化するための国際コミュニケーション学部、現代中国学部及び地域政策学部の３学部を設置し、構成している。また大学院においては、学部学科の構成に応じた研究科専攻を設置している。

本学の研究機関等の最大の特徴として、豊橋校舎の５研究機関等、名古屋校舎の５研究機関等、計１０研究機関等がそれぞれ、本学の「建学の精神」を具現化させるべく、各研究機関等の規程に基づいて独自の研究活動を展開していることがあげられる。２０２０年度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大の中においても、従前より各研究所で実施してきているシンポジウム等は、感染拡大防止の観点からオンライン形式で実施している。

これらの研究機関等のうち、文部科学省の競争的外部資金を獲得している研究機関等が２つある。

一つは、三遠南信地域連携研究センターで、愛知県東三河地域、浜松市を中心とする静岡県遠州地域、飯田市を中心とする長野県南信地域からなる「三遠南信地域」の越境研究を進めている。２０１３年に、文部科学省共同利用・共同研究拠点「越境地域政策研究拠点（２０１３-２０１８年）」に認定され、全国的な研究を進めている。

もう一つは、東亜同文書院大学記念センターで、２０１２年には文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択され、「東亜同文書院を軸とした近代日中関係史の新たな構築」プロジェクト（２０１７年までの５年間）を展開し、東亜同文書院大学の総合的研究と、書院を継承した愛知大学史の研究に取り組んできた。

また、先にも触れたが、本学では特別重点研究助成制度を制定している。これは本学の専任教員が研究代表者となる研究であって、外部資金によるプロジェクト研究等への申請を視野に、本学において戦略的研究を含むグローバルな研究課題やローカルな研究課題、

学際的な研究課題、喫緊の今日的研究課題等について共同で行う研究への助成制度で、2017年度以降4件を選定し、総合的な研究力向上が図られている。2018年2月には、三遠南信地域連携研究センターを主体として、越境地域マネジメント研究機構（5研究所、1学部、1研究科）を参画組織とし「私立大学研究ブランディング事業」に「越境地域マネジメント研究」を通じて縮減する社会に持続性を生み出す大学」を申請して選定され、事業を推進している。

前述した国際研究機構では2016年度から5年間に8回、地域研究機構では3回、各機構内の公開共同シンポジウムを開催して広く研究成果を公表している（資料3-2）（資料3-3）。

（3）問題点

前述の通り、2013年以来、名古屋校舎に国際研究機構を、豊橋校舎に地域研究機構を設置しているが、近年はこの機構区分が必ずしも適切でなくなっている。例えば、地域研究機構傘下にある中部地方産業研究所は、東南アジアのラオス、タイでの研究活動を、三遠南信地域連携研究センターは中国での研究活動を進め、機構所属でない人文社会学研究所、東亜同文書院大学記念センターも広く国際研究を進めている。将来的に機構自体の見直しを検討する必要がある。

また、各研究所における外部資金獲得状況は、2019年度は文部科学省私立大学研究ブランディング事業と、国際中国学研究センター（ICCS）及び地域連携室の受託研究のみである。前述の通り、独自の研究や大学の定めた重点研究を進めてきているものの、獲得数が決して多いとはいえない。科学研究費助成事業等外部資金獲得を念頭に置いたさらなる取組みが必要である。さらに、研究所等を担う研究員は研究所長等責任者を含めほぼ全て学部等所属の兼任であり、研究設備等も十分とはいえない面がある。研究専念規程や研究助教規程があり、一定の制度化がなされているが、教学負担の軽減など課題がある。

（4）全体のまとめ

本学は、「建学の精神」である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、7学部10学科（2021年度からは7学部12学科）、大学院6研究科9専攻、専門職大学院1研究科1専攻、10の附置研究所・センターを設置し、教育研究活動を展開している。

教育研究組織の適切性については、「基本構想」の中で構想し、毎年の事業計画書・事業報告書の中で、点検・評価を繰り返し行っている。「第4次基本構想」の中では、文学部心理学科の設置、地域政策学部食農環境コースの開設、国際コミュニケーション学部の比較文化学科から国際教養学科への名称変更などが実現に至った。また、「第4次基本構想」では、学内の各研究機関における戦略的研究を含むプロジェクト研究の促進が掲げられており、前述の通り、三遠南信地域連携研究センターが「私立大学研究ブランディング事業」に選定されるとともに、学内の3研究所（中部地方産業研究所、国際問題研究所、総合郷土研究所）において特別重点研究助成が進行中である。「基本構想」の結果を、また次の「基本構想」につなげることにより、持続的な点検・評価が実施されるよう仕組みを構築している。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

1. 学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学では、学士課程・修士課程・博士後期課程・専門職学位課程のそれぞれで3つのポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））を策定し、自己点検・評価活動としてポリシーの内容を適宜点検し、必要に応じて修正を行い、その都度、本学公式ホームページ上に最新版を公開することで、学内外に周知及び公表している（資料 2-4【ウェブ】）。

2016（平成 28）年 3 月に文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会から「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）（資料 4-1）が示され、「三つのポリシーの策定に当たっては、学長を中心に全学的なポリシーの基本方針や策定単位等について検討した上で検討を進めることが必要と考えられる」とされた。これを踏まえ本学では、前述した「3つのポリシー策定方針」（資料 2-3【ウェブ】）を定めた。「3つのポリシー策定方針」では、学士課程においては学科単位に、修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程においては課程及び専攻単位に3つのポリシーを策定することとしている。その単位の中で複数の学位を授与している場合は、学位単位の記述を原則とした。「3つのポリシー策定方針」では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を収めれば卒業を認定し、学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示すこととしている。また、学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定することとしている。さらには、教育の質向上に係る自己点検・内部質保証活動の起点とし、学修成果の評価に係る基準を示すものとし、学生が身に付けるべき資質や能力の目標を明確にしている。

この「3つのポリシー策定方針」に基づき、同じく 2019 年度に学務委員会を通じて各学部・研究科に対して3つのポリシーの点検作業を依頼した（資料 4-2）。この依頼に応じ、全学部・研究科において点検が行われ、字句修正を含め、大学全体、文学部心理学科、国際コミュニケーション学部英語学科及び国際教養学科、経営学部経営学科及び会計ファイナンス学科、現代中国学部現代中国学科、法学研究科公法学専攻及び私法学専攻、経営学研究科経営学専攻、中国研究科中国研究専攻、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻において学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の修正が行われた。修

正内容は自己点検・内部質保証委員会で確認され、本学公式ホームページのほか、「履修要項」（資料 1-13 P.1）、「大学院履修要項」（資料 1-14 P.128）、「法科大学院ガイドブック」（資料 1-15 P.9）にも掲載し、公表している。

なお、学士課程では、文学部人文社会学科を除き、1 学科に対して 1 つの学位を規定しているため、学科単位に 3 つのポリシーを策定することで、言い換えれば授与する学位ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が設定されていると言える。一方、文学部人文社会学科では、学士（文学）と学士（社会学）の 2 つの学位を規定しているが、ガイドライン（資料 4-1）を踏まえ、これまでは学科全体としての一貫性が保たれるように考慮しつつ、学科単位で 3 つのポリシーを策定していた。このことについて同学科では、学位を取得する学生の視点に立ち、学位ごとに 3 つのポリシーを策定する必要があることを改めて確認し、2019 年度末に、文学部再編（2021 年 4 月に歴史地理学科及び日本語日本文学科設置予定）にあわせて 3 つのポリシーの見直しを行い、学士（文学）と学士（社会学）それぞれで学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めた。

点検評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

1. 教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

本学では、学士課程・修士課程・博士後期課程・専門職学位課程のそれぞれで 3 つのポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））を策定し、自己点検・評価活動としてポリシーの内容を適宜点検し、必要に応じて修正を行い、その都度、本学公式ホームページ上に最新版を公開することで、学内外に周知及び公表している（資料 2-4 【ウェブ】）。

2016（平成 28）年 3 月に文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会から「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）（資料 4-1）が示され、「三つのポリシーの策定に当たっては、学長を中心に全学的なポリシーの基本方針や策定単位等について検討した上で検討を進めることが必要と考えられる」とされた。これを踏まえ本学では、前述の「3 つのポリシー策定方針」（資料 2-3 【ウェブ】）を定めた。「3 つのポリシー策定方針」では、学士課程においては学科単位に、修士課程、博士後期課程及び大学院専門職学位課程においては課程及び専攻単位に 3 つのポリシーを策定することとしている。その単位の中で複数の学位を授与している場合は、学位単位の記述を原則とした。また、

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力と、それを達成するための具体的な教育課程の編成・実施、学修成果の評価の在り方等を示すものであるため、一体性・整合性をより強く保つよう策定している。教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を、能動的学修の充実等、大学教育の質的転換に向けた取組みの充実に重視しつつ、具体的に示すよう努めることとした。

この「3つのポリシー策定方針」に基づき、同じく2019年度に学務委員会を通じて各学部・研究科に対して3つのポリシーの点検作業を依頼した（資料4-2）。この依頼に応じ、全学部・研究科において点検が行われ、字句修正を含め、大学全体、文学部心理学科、現代中国学部現代中国学科、法学研究科公法学専攻及び私法学専攻、中国研究科中国研究専攻、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻において教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の修正が行われた。修正内容は自己点検・内部質保証委員会で確認され、本学公式ホームページのほか、「履修要項」（資料1-13 P.1）、「大学院履修要項」（資料1-14 P.128）、「法科大学院ガイドブック」（資料1-15 P.9）にも掲載し、公表をしている。

なお、文学部人文社会学科においては、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）も学科単位で策定していたが、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と同様に2019年度末に文学部再編（2021年度4月に歴史地理学科及び日本語日本文学科設置予定）にあわせて見直しを行い、学士（文学）と学士（社会学）のそれぞれの学位で教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定した。

2. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との関連性は、「3つのポリシー策定方針」（資料2-3【ウェブ】）の中でその必要性を明確にしている。

「3つのポリシー策定方針」の中で、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を、能動的学修の充実等、大学教育の質的転換に向けた取組みの充実に重視しつつ、具体的に示す」こととしており、これにより「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」と「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」のつながりを明確化している。具体的な例として、学士課程においては、教育課程の編成として、大きく「共通教育科目」と「専門教育科目」に分けた上で、学位ごとの特色に応じた科目区分及び必要単位数を設定し、それぞれ教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の中で示している。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて設定された科目区分や、実際に配置されている科目の履修を通じ、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で示される「学生が身に付けるべき資質や能力」がどのように修得できるかを示すものとして、「カリキュラム・マップ」（資料4-3）を整備している。「カリキュラム・マップ」は、Webベースである教務システム「LiveCampus」上で学生向けにpdfファイル形式で公開し、

周知している。ここでは、学生が身につけるべき資質や能力を「学習目標」として平易な表現に置き換え、それぞれの学習目標と科目の到達目標がどのように関連しているかを表している。これにより、学生が履修を希望する科目がどの「学習目標」＝「学生が身につけるべき資質や能力」に対応するかが明確になり、学生の学習計画に資している。「カリキュラム・マップ」（資料 4-3）の点検・見直しは、学部における個別のカリキュラム改正時に加え、全学的なカリキュラム改革が行われる時、また学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の見直しを行う時に必要に応じて行われている。

点検評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

＜学士課程＞

- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・教養教育と専門教育の適切な配置

＜修士課程、博士課程＞

- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

＜専門職学位課程＞

- ・理論教育と実務教育の適切な配置等

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1. 適切に教育課程を編成するための措置

（ア）学士課程

（1）教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

学士課程全体の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示された人材の養成を実現するために、学部の枠を越えて履修する「共通教育科目」と各学部・学科別に設置された「専門教育科目」からなるカリキュラムを編成し、実施することとし、学則において科目区分及び授業科目並びに単位数を規定している。

（2）単位制度の趣旨に沿った単位の設定

学則第 15 条（授業科目の単位数）に定められている通り、単位制度の趣旨に沿って科目

の形態に応じて単位数を設定し、これに基づき、各授業科目の単位数を適切に設定している。

(3) 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、授業科目の位置づけ

教育課程については、学則を基に、各学部の授業科目履修規程（資料 4-4）にて科目ごとの科目区分（分野、部門等）、配当年次（履修年次）及び履修要件（必修・選択、必要単位数）を定めている。配当年次により、その科目が基礎的科目であるか、応用的科目であるか、履修要件により、その科目が重要な科目であるか、それらがどのような区分であるかについて大別できる。これとは別に前述の「カリキュラム・マップ」（資料 4-3）において「学習目標」と科目の関連性を示しており、「学習目標」の達成を「カリキュラム・マップ」で確認することができ、これらを組み合わせることで、カリキュラムの順次性と体系性、授業科目の位置づけを明確にしている。

なお、各科目の分野や学習順序を示すものとして「ナンバリング」があげられるが、ナンバリングの役割や運用について整理及び明確にすべき課題が存在しているとして、全学的な導入には至っておらず、2020 年度時点では枠組みの設計をめぐる議論の段階にとどまっている（資料 4-5）。

(4) ポリシーに対応した教育内容

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき配置した科目と、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で示した「学生が身につけるべき資質や能力」＝「学習目標」と関連付けるために、本学では、シラバスの必須項目である「到達目標」をカリキュラム・マップに基づいて作成するよう、シラバス作成依頼時に担当教員に対して依頼している（「シラバス作成依頼」（資料 4-6））。ここでは、教員により行われる授業の学問的・教育的な独自性や創意工夫を尊重しつつ、大枠としては学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の内容に沿ったものとするよう留意している。「シラバス作成依頼」（資料 4-6）については、教学委員会において毎年度シラバス作成方針を見直し、各学部教授会の審議を経た上で担当教員に依頼している。

(5) 初年次教育、共通教育と専門教育の配置

全学部 1 年次で初年次教育科目を導入している。大学での学びの基礎的知識をはじめとして、専門教育科目から卒業論文・卒業研究に向けての体系的な学修方法の紹介を行っている。

例えば地域政策学部では、教育課程編成の特色として 1～4 年次のすべてで履修者 20 名以下の少人数教育を切れ目なく実施するよう編成されており、高大連携を意識した初年次教育に始まり、集大成である卒業研究の完成に向けた技法の習得を重視している。2019 年度に学部内委員会として学習法委員会、研究法委員会、ゼミ・卒業研究委員会、授業計画委員会を設置し、少人数授業の内容やクラス編成、ゼミ選考方法について議論を行っている。

また、共通教育科目と専門教育科目の卒業必要単位数は、学部・学科の「教育研究上の

目的」を踏まえて、その達成に必要な単位数を適切に設定している（資料 4-4）。

（6）教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

学士課程の教育課程の編成は学則及び各学部授業科目履修規程に定めている。これらの規程と全学内部質保証推進組織との直接の関係はないが、カリキュラムの見直し等による改正手続きでは、各学部教授会、常任理事会、学内理事会（必要に応じて事前に教学委員会）の議を経た後、大学の教学に関する最終的な審議機関と位置付けている大学評議会で審議されており、適切に手続きを行っている。なお、毎年度、「学部・研究科の自己点検・評価」を実施し、結果を自己点検・内部質保証委員会に報告している。同委員会において、各学部での自己点検・評価の結果を確認し、必要に応じて学部間で事例の共有を行っている。

（イ）修士課程・博士後期課程

修士課程・博士後期課程においては、その課程の特色に応じ、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせて科目を設定している。

修士課程・博士後期課程の教育課程の編成は大学院学則に定めている。大学院学則と全学内部質保証推進組織との直接の関係はないが、カリキュラムの見直し等による改正手続きでは、各研究科委員会、大学院委員会、常任理事会、学内理事会の議を経た後、大学の教学に関する最終的な審議機関と位置付けている大学評議会で審議されており、適切に手続きを行っている。なお、毎年度、「学部・研究科の自己点検・評価」を実施し、結果を自己点検・内部質保証委員会に報告している。同委員会において、各研究科での自己点検・評価の結果を確認し、必要に応じて研究科間で事例の共有を行っている。

（ウ）専門職学位課程

専門職学位課程である研究科においては、学習効果の高い授業を展開できるよう毎年度授業計画の中で開講科目・教育課程を見直している。本法務研究科が養成しようとする法曹像は、①「地域社会に貢献するローヤー」、②「ホーム・ローヤー」及び③「ビジネス・ローヤー」であり、専門的な法知識はもちろん、問題となる事案の事実関係を的確に分析し、法的紛争を解決するための法的な思考力、表現能力及び交渉能力、そしてプロフェッショナルとしての責任感や倫理観、といった資質を備えた法曹の育成を目指している。こうした法曹を養成するために、展開・先端科目を①公法関係科目、②民事関係科目、③国際関係科目、④その他科目に大別し、①の公法関係科目には 12 科目、②の民事関係科目には 18 科目、③の国際関係科目には 9 科目、④その他科目には「研究論文指導」の 1 科目を配置し、12 単位を選択必修としている。これにより、多様な内容の授業科目が開設されており、学生が多様な分野の科目を履修することができている。法曹としての技能を修得させるための授業として、「法曹倫理」「民事訴訟実務基礎」「刑事訴訟実務基礎」「ローヤリング」「臨床実務」「法情報調査」等の科目が設けられており、実務教育に関する科目も適切に配置されている。

2020 年度より、外部委員 2 名を含む 3 名の委員からなる教育課程連携協議会を設置し、カリキュラム改善に反映させるべく、意見を聴取した。

専門職学位課程の教育課程の編成は専門職大学院学則及び専門職大学院（法科大学院）授業科目履修規程に定めている。これらの規程と全学内部質保証推進組織との直接の関係はないが、カリキュラムの見直し等による改正手続きでは、法務研究科教授会、常任理事会、学内理事会の議を経た後、大学の教学に関する最終的な審議機関と位置付けている大学評議会で審議されており、適切に手続きを行っている。なお、毎年度、「学部・研究科の自己点検・評価」を実施し、結果を自己点検・内部質保証委員会に報告している。

2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学士課程において、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施すべく、教育課程内での取組みとして、将来のキャリアプランニングを大学在学中の学びに結び付けて展開することが重視されていることを鑑み、卒業後の進路やキャリアプランについて理解し、その実現のために在学中に何をすべきかを考えさせ、学生時代の学びの目的を明確にさせるとともに、主体的な取組姿勢と意欲を育むことを目的とした科目を配置している（資料 4-4）。その中では、社会で生きる力＝社会人基礎力として「汎用的技能（論理的思考力、問題発見・解決力、プレゼン力等）」の醸成にも取り組んでいる。

これらを実現するために、学部生全員が受講可能とするべく、学士課程の共通教育科目「総合」分野にキャリア教育科目を複数配置している。

【キャリア教育科目の概要】

- ・1 年次秋学期に「キャリアデザイン基礎」を配置し、将来における「キャリア」という視点から、キャリアプランニングの基礎的考え方や理論などについて学び、適切な社会理解と職業観・勤労観を涵養するとともに、学生時代の学びの目的を明確にさせ、学業に対する前向きな姿勢の醸成を目指す。また、グループワークなどを通じて、学生自身の自己理解力を高め、主体的な取組姿勢と意欲を向上させ、自らのキャリアプランについて考え、行動する力を養うことを目的とする。
- ・2 年次春学期に「キャリアデザイン応用」を配置し、卒業後のキャリアプランを描写・実践するため他者の知識や知見、経験等を学ぶとともに、現代の日本社会における「キャリア」や「労働」、「就職」が持つ意味を多面的領域から理解することによって、「キャリア」に対する客観的理解と主体的な取組姿勢を促すことを目的とする。企業・公共団体等の人事担当者や本学卒業生等で社会的に活躍されている方を外部臨時講師として招聘することで、様々な組織や地域社会との接点の中で自らのキャリアプランを考える機会にしている。
- ・2 年次春学期に「キャリアデザイン特殊講義」を配置し、企業や地域社会との産官学連携教育や特定分野のキャリア形成に資する講義を展開することによって、進路等に明確な目標と方向性を持っている学生や特定分野に興味関心のある学生の学習意欲と主体的なキャリア形成姿勢を高めることを目的とする。

一方、教育課程外での取組みとして、大学での学びを知識のままで終わらせず、絶えず変化する社会で学生自身が持つ能力を十分発揮できるよう、キャリア支援センターの下で

企業や官公庁と連携した産官学連携キャリアデザインプログラム「Learning+」（ラーニングプラス）を展開している（資料 1-37【ウェブ】）。ここでは、自立・自走型人材の育成を目指し、学生による主体的な学びを重視した課題解決型学習を導入している。

また、「ボランティアセンター」を設置し、学生がボランティア活動を通じて人間性や社会性を培う機会を提供している（資料 4-7【ウェブ】）。「建学の精神」で掲げた「地域社会への貢献」実現化に加え、大学として学生自身のキャリア形成の一環と捉え、学生への支援に取り組んでいる。具体的には、ボランティア活動に意欲を示す学生に対し、大学主催の海外ボランティアプログラムの提供、学外で募集されている各種ボランティアの紹介、ボランティア Bank 制度、ボランティア活動保険等のあつせんを行う。実際に、様々な学生がボランティアサークル等により、地域の種々活動へ積極的に参加している。

なお、本学では、社会情勢や学生の変化に対応し、2011 年より「愛知大学・包括的キャリア形成支援システム（CISA：Career Integrated Systems for Aichi University）」（資料 4-8【ウェブ】）を導入した。前述の取組みを含め、学士課程教育、学生生活・課外活動、キャリアデザインや就職活動支援を相互に連携させ、1 年次から 4 年次まで体系的に実施することにより、望ましい職業観と社会人スキルを備えた自立・自走型人材の育成を目指す包括的な取組みである。

これらの社会と直結する実践的な学部教育や独自のキャリアデザインプログラムを通じて、多くの有為な人材を輩出している。

点検評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点	：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ・適切な履修指導の実施 ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり <学士課程> ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数 <修士課程・博士課程> ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施 <専門職学位課程>
-------	---

・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

1. 授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

(ア) 学士課程

(1) 単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

学士課程において、単位の実質化を図る措置に係る全学的な事項として、1 セメスターの授業回数を 15 回とし、加えて 1 週間の定期試験期間を設けることで学生の学習時間を確保している。そのため、一部の国民の祝日や月曜日の振替休日も授業日として設定しているが、長期休暇期間に開講される集中講義や海外短期語学セミナー等の実施に支障を来たさないような大学暦を作成している（資料 4-9）。セメスターごとの授業時間割については、学生の順次的な履修に配慮して、教学委員会において校舎ごとの授業時間帯及び授業時間割編成方針を定め、それに沿って授業科目を開講している（資料 4-10）。

履修できる単位数の上限については、学士課程の全ての学部において各学部授業科目履修規程の中で 1 セメスター 22 単位、通年 44 単位を上限としてそれぞれ定めており、単位制度の趣旨に照らして適切に設定されていると言える（資料 4-4）。なお、教職課程等の資格課程に関する授業科目の単位数はこれに含めない（ただし、卒業要件に含む科目は除く）（履修要項）（資料 1-13 P. 13）参照）。

(2) 適切な履修指導の実施

学生が履修する授業を適切に選択できるよう、各学期の成績発表にあわせて、次学期の授業及び履修登録に関する資料等を「LiveCampus」に掲載し、Web 上での閲覧を通して学生に必要十分な情報を提供している。「LiveCampus」はスマートフォンからも利用可能であり、学生は学内外問わずいつでも授業及び履修登録に関する資料を閲覧することができ、履修する授業の選択や時間割作成に役立てている。なお、豊橋校舎の文学部及び地域政策学部においては「LiveCampus」上での情報提供のほか、各学期成績発表時には必ず履修ガイダンスを開催し、学生自らが時間割を作成し、履修登録を問題なく行えるようサポートしている（資料 4-11）。名古屋校舎の法学部・経済学部・経営学部・現代中国学部・国際コミュニケーション学部においては、各学期成績発表時には、期間を定めて特設の履修相談窓口を設置し、対応している。これらに加えて、「LiveCampus」上の案内や、履修ガイダンスに参加できなかった学生などを含め、豊橋及び名古屋の両校舎の教務課及び学習・教育支援センター（詳細は第 7 章「学生支援」を参照）の窓口において、随時履修登録に関する質問を受け付け、適切に指導している。さらに、新入生に対しては、4 月上旬の新入生オリエンテーション期間中に履修登録及び授業時間割作成のためのガイダンスを設け、集中的に説明を行っている。そこでの疑問等は、新入生オリエンテーション期間中に「履修登録・時間割作成相談会」を開催（資料 4-12）し、同期間中はもちろんのこと、期間終了後も教務課及び学習・教育支援センター窓口で随時質問を受け付け、疑問の解消に努めている。なお、2020 年度春学期は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的とした大学構内立ち入り禁止に伴い、例年の対面での窓口対応や相談会が実施できなかったため、履修登録や時間割作成の説明をオンデマンド（動画）型で学生向けに公開し、不明な点はメールや電話での質問を受け付けるなどの対応を実施した。

(3) シラバスの作成と点検

シラバスについては、次年度授業計画を前年度 10～12 月にかけて策定した後、その計画案を踏まえて授業科目担当予定の教員に対して次年度シラバス作成依頼を行っている（資料 4-6）。シラバスに記載する項目として、「テーマ」「概要」「到達目標」「授業形態」「使用言語」「アクティブ・ラーニング」「内容・スケジュール」「準備学習・事後学習」「学外授業」「成績評価の方法と基準」「定期試験期間中の試験実施方法」「テキスト」「参考図書」「関連する科目、履修者への要望など」「リンク」を設定している。これらは、シラバス作成（資料 4-6）の中で提示する要領において各項目の目的、記載内容、記載例等を明示している。特に「到達目標」は各学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及びカリキュラム・マップを踏まえた記載内容とするよう指示をしている。なお、「準備学習・事後学習」を全授業科目で明示することで、学生の授業外での学習を促し、学習時間確保と単位の実質化に努めている。また、例年 2～3 月にかけて、正課授業の全科目についてシラバス点検を、教学委員会及び教授会等の組織的な対応として、教員相互で実施し、内容の精査及び改善に努めている（資料 4-13）。

(4) 授業の実施

実際の教育実践の場である授業については、講義・演習を基本としつつも、学部・学科によっては科目の特性や、教育目標達成に向けた手段としてアクティブ・ラーニング、チームティーチング、PBL(Project Based Learning、課題解決型学習) 的な手法を取り入れた調査研究活動、実験、実習、実技やフィールドワークを積極的に取り入れ、時には複数の手法を取り入れながら、知識を伝授する座学にとどまることなく、知識を基盤とした能動的学修を通じて学士力を高める実践的な教育をめざしている。このように本学では、教育効果を十分にあげられるよう適切な授業形態を採用している。どのような形態で授業を行うかについては、全授業科目でシラバスに「授業形態」として明示し、シラバス検索機能を通じて予め学生に周知している（資料 2-26【ウェブ】）。なお、文学部人文社会科学の一部の科目では、主体的な学習への導入として、授業を収録し、その動画にスライド資料を追加・編集するなどしてアーカイブ化し、履修中の学生に対して事前の視聴を行った上で授業出席を指示するなど、反転・協同学修を実施しているケースもある。さらには教職課程の授業では、ルーブリック評価やポートフォリオなど新しい教育方法を学生たちに実践させるとともに、授業の評価方法としても用いている。このルーブリック評価やポートフォリオの活用については、文学部教授会において FD（ファカルティ・ディベロップメント）研修として学修する機会を設けた。経営学部や地域政策学部等においては、PBL(Project Based Learning、課題解決型学習) 型の授業を実施しているほか、現代中国学部においては、一部の授業を収録し、遠隔（オンライン）講義としてホームページに公開している。さらに、大学全体としては、LMS（Learning Management System: オンラインによる学習管理システム）として「Moodle」を導入し、教員の利用者や利用量の増大、利用方法の拡大により、学生との双方向的な教育が推進されている。LMS としてオープン性の高い「Moodle」を本学では採用し、また「Moodle」の運営方針については、全国でも珍しく、教員と職員と外部技術サポートの三者のバランスのいい運営組織が維持されており、教員たちの作成プログラムがアップされている。

また、外国語の授業や演習・実習形式の授業における少人数クラスなどをはじめとして、さらに教育効果をより高めるため授業科目の内容に応じて適切な履修者数を設定する場合がある。共通教育科目を中心として、履修者数制限を設け、授業科目ごとに定められた定員を超えた場合は抽選を行い、履修者を決定している。定員に満たない場合は改めて履修希望者を募り、再抽選を行い、学生の履修機会確保に努めている（資料 4-14）（資料 4-15）。なお、授業計画の段階で、履修者が大人数となることが予想される場合は、予めクラス分割するなどの措置を行っている（資料 4-16）。また、万が一、履修登録者数が教室の収容定員を超過し、授業の実施に支障が出ることが明白である場合は、クラスの分割、或いは教室の変更を行い、適切に授業が実施できるように対応している。

教員に対する授業補助として、2008 年度には「愛知大学スチューデント・アシスタント 規程」（資料 4-17）を定め、学部生または大学院生が授業を補助することで履修者数の多い授業科目を担当する教員の過重な負担を軽減すると同時に、履修学生への学習支援を行っている。

本学では学生の学習活動と教員の教育活動の両面を支援する組織として 2007 年度から「学習・教育支援センター」が設置されている。同センターは、学生の学習相談、学生への学習指導、正課外活動、授業補助、そのほか学習支援、教育支援に関する諸活動を行う機能を持ち、上記スチューデント・アシスタント制度も同センターによって運営されている。同センターは学生の学習相談に対応するため各学部の教学主任、学生部委員及び各校舎の教務課長・学生課長からなるアドバイザーを擁し、学生に対する履修指導や学習上の相談に応じている（資料 4-18【ウェブ】）。

（5）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止に伴う対応

2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的として春学期の全授業科目を遠隔（オンライン）による授業実施とした。政府による緊急事態宣言を踏まえ、春学期の開講を当初の 4 月 8 日から 5 月 11 日に変更したことに伴い大学暦を変更した。授業回数を変更し（15 回から 12 回）、対面での学期末定期試験（筆記試験及び単位レポート提出）を中止して全ての科目を平常点評価に変更した。あわせてシラバスの記載内容（授業形態、内容・スケジュール、学外授業、成績評価の方法と基準、定期試験期間中の試験実施方法）を修正するよう、春学期の授業科目を担当する全教員に依頼し修正した。また、「Moodle」の各授業科目コース上にも詳細な授業の実施概要（試験実施及び成績評価方法含む）を記載することにより、当初のシラバス記載事項からの変更を遺漏なく学生に周知し、学生の時間割作成及び履修登録に支障が出ないように十分に注意して対応した。なお、遠隔（オンライン）による授業実施に変更した場合においても、当初の授業の到達目標は変更せず、授業の内容や質自体は低下させないよう、質の確保に努めることを念頭に置き、各授業科目の担当教員にもその旨を要請した（資料 4-19）。

遠隔（オンライン）で授業を実施する方法として、①資料配布・提示型、②事前収録（オンデマンド）型、③同時双方向（ライブ中継）型の 3 つの方法を採用した。特に、従来からアクティブ・ラーニングを重視していた演習系科目や外国語科目などは主に同時双方向（ライブ中継）型が採用され、大人数科目を中心とした講義科目は資料配布・提示型あるいは事前収録（オンデマンド）型が採用された。これらの授業の実施に当たっては第 6 章

「教員・教員組織」で後述する通り、大学全体として「遠隔授業実施ワーキンググループ（以下、遠隔WG）」（資料 2-22）を組織し、非常勤教員に対する支援も含めて、教員学生双方のサポートに万全を期した。特に遠隔（オンライン）授業で利用するシステムの操作サポート、授業用教材の作成、教材動画の収録、同時双方向（ライブ中継）型授業の支援等を中心に実施し、問題なく授業が開始できるよう必要なサポートを行った。また授業開始後も、授業の進捗状況や、機器操作を含めた教員による遠隔（オンライン）授業実施の慣れ具合、学生の受講状況を踏まえつつ、前述の 3 つの方法を柔軟に変更するなどしてより良い授業の実施に努めた。

学部ごとの取組みの例として、地域政策学部では、春学期の全授業科目を遠隔（オンライン）で実施することが決定した後、コロナ禍での遠隔（オンライン）授業への対応として、学部内に「オンライン授業対策委員会」を設置し、同委員会が中心となり遠隔（オンライン）授業開始に向けて、同学部所属の専任教員、同専門教育科目を担当する非常勤教員、さらには他学部専任教員を含めて対象とし、教員向け遠隔（オンライン）授業講習会等を開催した。現代中国学部では、教授会の中で遠隔（オンライン）授業の体験をもとに意見交換を行ったほか、全学の教員・学生を対象に実施された遠隔（オンライン）授業のアンケート調査結果を教授会で確認し、秋学期以降の授業実施の改善の参考とした。また、現地主義を特色とする学部教育の重要な正課科目「現地プログラム」（全員必修の現地での 4 か月間の中国語研修）、「現地研究調査」、及び「現地インターンシップ」がいずれも海外で実施することが不可能となったため、海外現地と結んだオンラインによる活動に変更した。「現地プログラム」では、天津（中国）、台北（台湾）、ジョホールバル（マレーシア）の各大学の教員がライブで総計約 190 名の学生に中国語の授業を行った。また、「現地研究調査」はもともと北京外国語大学日本語学院と共同で北京でのフィールドワークを計画していたが、両校学生がそれぞれ所在地でフィールドワークを行って意見を交換するほか、北京の専門家によるオンライン講座を追加し、最後は両校を「Zoom」でつないで中国語による共同報告会を開催した。「現地インターンシップ」では中国現地の日本人ビジネスマンとのオンライン座談会を開催して、日本国内での学習活動を補った。いずれの取組みも海外現地での実施を完全に代替することはできないとはいえ、オンラインを活用した新たな可能性を追求する機会となった。国際コミュニケーション学部では、初年次科目（入門ゼミ）や外国語科目など同一科目で複数クラスを開講する科目について、非常勤教員を含む担当教員間でオンラインによるディスカッション用サイト等を立ち上げ、具体的な授業内容や方法、成績評価方法について調整を行った。またそれに参加できなかった非常勤教員に対しては専任教員が分担して連絡・調整を行った上で授業を実施した。また、複数教員で担当するオムニバス科目においても担当教員間でメール等を用いて具体的な授業内容や方法、成績評価方法について調整を行い、授業を実施した。その結果、従来と同様に相互連携を行うことができ、遠隔（オンライン）での授業であっても対面授業と同等の授業の質を担保することができた。

秋学期については、活動制限指針のレベル（資料 4-20【ウェブ】）に応じて授業の実施形態を変更できるよう、春学期中の 6 月頃から協議を開始し、準備を進めた。学期途中での活動制限指針レベルが変更になった場合に備え、シラバスにレベル 1 及びレベル 2 のそれぞれでの授業形態を記載することで、学生が時間割を作成し、履修登録する際に誤りが

ないよう努めた。これらの協議や準備を経て、2020 年 10 月 5 日から、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止策を最大限実施しながら対面授業を順次再開し、秋学期開講の授業科目のうち、対面授業の割合を約 7 割とした。なお、対面授業を再開した場合でも、遠隔地に居住する場合や健康上不安を抱える場合などの理由から対面授業に出席できないこともあり得ることから、名古屋校舎及び豊橋校舎の教室に対面授業を同時配信できるよう「授業中継システム」を導入した。また、先に述べた理由などから対面授業に出席できない学生からは配慮願を提出してもらい、必要に応じて対面授業と資料配布・提示型や事前収録（オンデマンド）型を併用するとともに、授業によっては「授業中継システム」を利用することで対面授業をリアルタイムで自宅等から受講できる環境を整えた。

（イ）修士課程・博士後期課程

修士課程及び博士後期課程については、入学時のオリエンテーションの際、履修指導を行うとともに、学生ごとに研究指導計画のモデルを策定し、これに従って指導教授である教員が研究指導にあたっている。また、修士課程においては、各研究科で、秋学期に修士課程 2 年次生を対象に修士論文中間発表会を実施している。そこで修士論文の進捗状況、論点の整理などについて、担当教員だけでなく、参加者から様々な指摘を受け、それを踏まえて、各学生は、翌年 1 月に完成した修士論文を提出し、口頭試問を受けることになる。これらの研究指導の方法やスケジュールは「大学院履修要項」（資料 1-14 P.6～P.9）で明示されている。また、博士後期課程においては、「愛知大学学位規程」や「大学院博士の学位授与に関する内規」に基づき、研究指導が行われている。これらも「大学院履修要項」（資料 1-14 P.7～P.9、P.58～P.71、P.72～P.74）で明示されている。これまで博士後期課程においては、研究指導のスケジュール（研究指導計画日程表）が示されていなかったが、2021 年度に向けて新たに整備した（資料 4-21）（資料 4-22）。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応については、危機管理委員会において、春学期はすべて遠隔（オンライン）授業とすることが確認されたことを受け、5 月中旬から遠隔（オンライン）により授業を開始した。院生はすべて「Moodle」へアクセスし、①資料配布・提示型、②事前収録（オンデマンド）型、③同時双方向（ライブ中継）型のそれぞれで受講した。中国研究科及び国際コミュニケーション研究科では、渡日できない外国人留学生がいたため、同時双方向（ライブ中継）型として Microsoft「Teams」もしくは「Zoom」を活用しての受講となった。6 月には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が落ち着いたため、7 月より経営学研究科の一部の科目で対面授業へ切り替え、秋学期からは、大学院全体で全面的に対面授業を実施した。

（ウ）専門職学位課程

専門職学位課程においては、共通的到達目標モデル（コアカリキュラム）のある科目については、それに準拠して授業を進めることとしている。当該科目においては、担当教員ごとに、コアカリキュラムで設定されたすべての到達目標について、それぞれ何年次までに達成するのか、授業で直接触れないものについては学生にどのように自習させるのかについて計画を立てることになっている。

また、シラバスにおいて、すべての科目について「到達目標」が明記されており、「共通

的な到達目標モデル（コアカリキュラム）」を作成し、入学時に配布している。

在学生・新入生を対象にした主な科目のガイダンスを実施し、特に法学未修者として入学する学生に対しては、法律基本科目の履修指導を実施している。

履修指導については、履修登録期間を設置し、興味のある科目について詳細な授業内容を担当教員から直接聞くことができるよう配慮している。また、履修関係の相談は担当教員や事務局で随時受け付けている。

各教員が科目ごとに単位を修得するために必要な最低限の到達ラインを定めており、これに到達しなかった者は単位を修得することができない。そのため、単位を修得できず進級・修了することができない者が一定数生じるが、こうした者に対するケアも、学生面談の実施、補習・補講の実施等、きめ細かく実施している。

専任教員 13 名のうち実務家教員は 4 名であり、実務科目にとどまらず手続法等の法律基本科目においても、研究者教員と実務家教員が共同で授業を行うことが可能であり、理論と実務の架橋も十分に図られている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応については、危機管理委員会において、春学期はすべて遠隔（オンライン）授業とすることが確認されたことを受け、4 月 21 日から遠隔（オンライン）により授業を開始した。秋学期からは、対面授業を再開した。

点検評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

(ア) 学士課程

(1) 卒業・修了要件の明示

学則第 24 条（卒業に必要な単位）及び第 25 条（卒業の要件）を定め、本学公式ホームページ（情報公開）（資料 4-23 【ウェブ】）にて広く公開している。また学生には、入学時に配付する「履修要項」（資料 1-13 P.8）に記載するとともに、新入生オリエンテーショ

ン（教務関係説明会）をはじめ、履修登録ガイダンスなどで重ねて説明し、周知徹底に努めている。

（2）単位制度の趣旨に基づく単位認定

本学では、単位制について、学則第 15 条（資料 1-2）及び「履修要項」（資料 1-13 P. 7）に具体的に明示しており、学修時間と単位の関係、授業期間（定期試験期間は除く）は各学期 15 週（年間 30 週）であること、各授業科目の単位計算は①講義・演習科目、②外国語科目、③実験・実習・実技科目、④講義・演習、実験・実習・実技科目の併用の 4 種類に分けるとしており、単位制度の趣旨に基づき、単位認定している。学期区分については、学則第 42 条において「学年は、春学期と秋学期に分け」とし、2 学期制であることを定めている（資料 1-2）。

また、学則第 15 条の 2（成績評価基準等の明示等）及び「学部の試験及び成績評価に関する規程」（資料 4-24）を設け、成績評価の基準及びその評語について以下の通り規定している。

- | |
|--|
| S：特に優れた学修成果を示したもの（100 点～90 点） |
| A：優れた学修成果を示したもの（89 点～80 点） |
| B：平均的な学修成果を示したもの（79 点～70 点） |
| C：合格と認められるに必要な最低の学修成果を示したもの（69 点～60 点） |
| F：学修成果が合格に及ばなかったもの（出席不足、59 点～0 点） |
| *：未受験（試験を受験しなかった者） |

学則第 22 条及び第 23 条（試験及び成績）で試験及び成績について定めており、「春学期末又は秋学期末において、所定の履修科目について試験を行う。ただし、平常の成績をもって試験に代えることを認められた授業科目については、この限りでない。」「定期試験のほかに、必要があるときは臨時に試験を行うことがある。」「成績評価は、S、A、B、C 及び F で示し、S、A、B 及び C を合格とし、F を不合格とする。」「履修科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。」ことを規定している。

（3）成績評価の方法の明示

成績評価の方法については、学部の試験及び成績評価に関する規程第 3 条において「総合評価」「試験評価」「平常評価」「実技評価」「卒業論文審査評価・卒業研究審査評価」と定めている。学則第 15 条の 2（成績評価基準等の明示等）に従い、科目ごとに担当教員に対してシラバスの作成時に「成績評価の方法と基準」の記入及び明示を義務づけている。学則や規程は本学公式ホームページや「履修要項」（資料 1-13）に掲載することであらかじめ学生に明示している。

各学期の途中に、「試験実施方法の照会」として試験の実施方法を担当教員に照会している（資料 4-25）。これにより、履修者数等の状況に応じて、シラバスで当初示した成績評価の方法を見直し、より適切な成績評価の方法へと変更することも可能としている。なお、シラバスの作成依頼及び「試験実施方法の照会」の際には、科目の特性に応じて適切な方

法を採用すること、成績評価方法の種別を授業期間内に改めて周知徹底するよう促している（資料 4-26）。照会した試験実施方法は、授業内での教員からの周知に加え、教務課からも、学生に対して各学期末に「LiveCampus」上及び掲示板（豊橋校舎のみ）で周知している。なお、2020 年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的として春学期及び秋学期のいずれも学期末定期試験を中止し、学士課程の全ての科目を平常点評価に変更したことに伴い、「試験実施方法の照会」は行っていない。

（4）成績評価の客観性や厳格性を担保するための措置

（1）や（3）で記載の通り、卒業・修了要件や成績評価の方法と基準を学生や社会に明示することにより客観性を、シラバスに記載した成績評価の方法と基準による成績評価を行うことで厳格性を担保していると言える。主に採用される総合評価の場合、筆記試験（定期試験・追試験）や単位レポート提出と平常の学修状況等を合わせて成績評価を実施している。共通教育科目の外国語分野及び体育分野や専門教育科目の演習系科目では、日頃の授業への取り組み方などにより、平常評価を採用することが多い。一部の外国語科目では、複数クラスで開講していても、全クラスで統一の教科書を使用したり、共通の筆記試験を実施するなど、成績評価基準の平準化を図っている。

各授業科目の成績評価は、定められた期間内に担当教員が Web にて入力することとしている（資料 4-27）。Web 上で入力する際に入力誤りや入力漏れなどのエラーを自動チェックすることにより、入力の正確性を確保している。

学生に対する成績発表は、成績表を、学生本人のみに閲覧権限を付した上で、期日をもって「LiveCampus」上で pdf ファイル形式にて公開（閲覧開始）することで実施している。成績評価に学生が疑問を見つけた場合には、成績発表後 3 日以内に限り各校舎教務課を通して当該授業科目担当の教員に問い合わせることができる制度（「成績評価にかかわる問い合わせ制度」）がある（資料 4-28）。この制度では、学生はすべての評価（「S」「A」「B」「C」「F」「*（未受験）」）に対して問い合わせができ、セメスターごとに問い合わせの実態（件数・種別）が記録され、教学委員会及び各教授会で報告されている（資料 4-29）。

成績評価の分布について、学務委員会において全学部の成績評価分布の実態を確認した後、常任理事会及び学内理事会での確認を経て、各学部教授会及び教学委員会に対し同分布状況を紹介し、実態及び問題点の把握、改善へとつなげる取り組みを 2017 年度から実施している（資料 4-30）（資料 4-31）。例として法学部では、法学部教員による「教学に関する懇話会」において成績評価分布状況を確認し、問題点の把握や改善に取り組んでいる（資料 4-32）（資料 4-33）。経年で比較すると、法学部生の平均 GPA が徐々に向上しており、一定の改善効果が出ている。

（5）既修得単位等の適切な認定

本学以外で修得した単位の取扱いについては、学則第 16 条（他の大学又は短期大学における修得単位の取扱い）、第 16 条の 2（休学期間中に外国の大学において修得した単位の取扱い）、第 17 条（入学前の既修得単位の取扱い）及び「他の大学等における授業科目の履修に関する規程」（資料 4-34）並びに「編入学生等単位認定に関する規程」（資料 4-35）

に基づき、教学委員会及び教授会の議を経て本学で修得したものとして単位認定を行っている。外国留学の学修成果についても、上記の関連規程及び「学生の外国留学に関する規程」（資料 4-36）に基づき、留学先の大学等のシラバスに記載された内容を精査し、かつ授業時間数を正確に把握した上で、適切に単位認定を実施している。本学では、国際的視野を養うこと及び国際社会で活躍できる人材の育成を目的として、海外の大学との積極的な交流を推進しており、夏季・春季休暇を利用した海外短期語学セミナーを実施している（「履修要項」（資料 1-13 P.202）参照）。海外短期語学セミナー参加学生の学修成果についても、関連規程に基づき単位認定を行っている。また、大学の国際化の流れの中で、海外他の大学との大学間交流・連携を一層促進する観点から、休学期間中に学生が海外他の大学で修得した単位については当該学生が在学する大学において修得したものと認定することは差し支えないとする文部科学省の事務連絡を踏まえつつ、且つ休学を含む海外留学は学生のキャリア形成に有益であることから、2018 年 11 月に「休学期間中に外国の大学で修得した授業科目の単位認定に関する規程」（資料 4-37）を制定し、2019 年度春学期から、海外留学を理由とした休学の場合でも留学先の大学等で修得した単位を認定できるようにした。

学外での履修機会を広げ、学生の学習意欲を高めるために、愛知県内の 51 大学（愛知学長懇話会加盟大学）と単位互換に関する包括協定を締結しており、また豊橋技術科学大学及び佛教大学通信教育課程とも協定を締結し、単位互換制度を継続している。これらは、「履修要項」（資料 1-13 P.38）にその内容を記載し、学生に周知している。

(6) 成績評価を踏まえた学習意欲向上の取組み

成績優秀者「学業奨励学生」（在学中の成績優秀者から選定）の表彰は、「愛知大学及び愛知大学短期大学部の学業奨励学生に関する規程」（資料 4-38）に基づき、前年度の成績評価から GPA を算出して「学業奨励学生」を選定している。なお、2020 年度入学生から、入学後に積極的に学修に取り組み、優秀な成績を収めた学生に対して広く奨学金を給付する制度へ変更することで、在学生の学修意欲向上を喚起することを目的として、成績優秀者「学業奨励学生」の採用人数を増加することとした。これに伴い、入学試験成績優秀者が対象となる「愛知大学スカラシップ」の資格継続審査を廃止した。

(7) 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールとしては、本学では前述の通り学則第 15 条、第 15 条の 2、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条のほか、学部の試験及び成績評価に関する規程があげられる。これらの設定と全学内部質保証推進組織との直接の関係はないが、これらの条文及び規程の改正手続きでは、各学部教授会、常任理事会、学内理事会（必要に応じて事前に教学委員会）の議を経た後、大学の教学に関する最終的な審議機関と位置付けている大学評議会が審議されており、適切に手続きを行っている。

(8) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止に伴う対応

2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的として春学期の全授業科目を遠隔（オンライン）による授業実施とした。政府による緊急事態宣言を踏まえ、春学期の開講を当初の 4 月 8 日から 5 月 11 日に変更したことに伴い大学暦を変更し、遠隔授業日 12 日及び補講 3 回（遠隔）と定め、対面での学期末定期試験（筆記試験及び単位レポート提出）を中止して全ての科目を平常点評価に変更した。あわせてシラバスの記載内容（授業形態、内容・スケジュール、学外授業、成績評価の方法と基準、定期試験期間中の試験実施方法）を修正するよう、春学期の授業科目を担当する全教員に依頼し修正した。また、「Moodle」の各授業科目コース上にも詳細な授業の実施概要（試験実施及び成績評価方法含む）を記載することにより、当初のシラバス記載事項からの変更を遺漏なく学生に周知し、問題なく成績評価を行うことができた。秋学期も春学期同様に感染拡大防止の観点から対面での学期末定期試験（筆記試験及び単位レポート提出）を中止して全ての科目を平常点評価に変更した。春学期同様に適切な成績評価に努めるとともに、シラバス上で成績評価の方法と基準にその旨を記載することで学生に明示している。

(イ) 修士課程・博士後期課程

修士課程・博士後期課程については、大学院学則第 21 条に定められている通り、全授業科目について単位制度の趣旨に沿って適切に単位を設定している（資料 1-3）。

成績評価及びその結果としての単位認定は厳格に行われている。成績評価方法については、同第 24 条の 2（成績評価基準等の明示等）に従い、シラバスで学生に明示している（資料 1-3）（資料 2-26【ウェブ】）。成績は絶対評価で優（80 点以上）、良（79 点～70 点）、可（69 点～60 点）の 3 段階に分けられ、60 点以上を合格、学位論文については 70 点以上を合格とし、評価は厳格に行われている。

既修得単位の認定については、大学院学則第 25 条の 2（他の大学院等における修得単位の取扱い）及び同第 25 条の 3（入学前の既修得単位の取扱い）に従い、厳格に運用している。また、各研究科修士課程では、指導教授の承認を得て、他研究科の講義科目を 8 単位まで、経営学研究科修士課程では、協定校の講義科目を 10 単位まで履修し修了の要件とすることができる（資料 1-3）。

修了要件については、大学院学則第 29 条（修士課程修了の要件）及び第 30 条（博士課程修了の要件）において定め（資料 1-3）、同学則を本学公式ホームページに掲載するほか、「大学院履修要項」（資料 1-14 P. 1）にも明示して学生に周知している。

学期区分については、大学院学則第 51 条において「学年は、春学期と秋学期に分け」とし、2 学期制であることを定め（資料 1-3）、「大学院履修要項」において春学期・秋学期各 15 週（年間 30 週）であることを明示している（資料 1-14 P. 1）。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対策として、5 月 11 日より春学期の全授業科目を遠隔（オンライン）授業により実施した。中国研究科・国際コミュニケーション研究科は、セメスター制であるため、12 回の授業と補講及び課題で対応することになり、それを加味して春学期の成績評価を行った。また、経営学研究科・文学研究科においては、通年制であるため、1 年を通して補講及び課題等により不足を補い、対応した。

（ウ）専門職学位課程

専門職学位課程においては、専門職大学院学則第 21 条に授業科目の単位数について、第 54 条に学期について定めている（資料 1-4）。また成績評価については「専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程」（資料 4-39）に則り、厳正に行っている。各授業科目における到達目標や授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、「LiveCampus」にシラバスを掲載し周知している（資料 2-26 【ウェブ】）。

既修得単位の認定については、専門職大学院学則第 28 条（他の大学院等における修得単位の取扱い）及び同第 29 条（入学前の既修得単位の取扱い）を定めている（資料 1-4）。

修了の要件は専門職大学院学則第 34 条に、進級の要件は専門職大学院第 33 条にそれぞれ定めている（資料 1-4）。これらは専門職大学院学則を本学公式ホームページに掲載するとともに、「法科大学院ガイドブック」（資料 1-15）に記載しているほか、新入生オリエンテーションや年度当初のガイダンスにおいて学生に周知している。

中央教育審議会法科大学院特別委員会が提言する「共通的到達目標モデル（第二次案）」が存在する科目については、それを踏まえた到達目標や授業内容が設定されており、小冊子を配付することで学生に周知している。

オリエンテーションでは、新入生だけでなく在学生も対象にして科目ガイダンスを実施しており、教員が担当する授業科目についての説明を行っている。オリエンテーション時にガイダンスを実施しない科目では、初回授業、あるいは事前の課外時間をオリエンテーションに充て、当該科目の授業内容及び方法、成績評価の基準と方法、受講予定者に必要な学習方法などについて、担当教員からの説明と受講予定者との質疑が行われている。

2020 年度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応するため、春学期はすべて遠隔（オンライン）授業としたが、学期末試験は通常通り、対面にて行った。

2. 学位授与を適切に行うための措置

本学では学位に関して、学則、大学院学則、専門職大学院学則のほか、「愛知大学学位規程」（以下、「学位規程」）の諸規程がある（資料 4-40）。

（ア）学士課程

（1）学位授与の要件の明示

学則第 25 条（卒業の要件）で「卒業の要件は、本大学に 4 年以上在学し、卒業に必要な単位を修得していなければならない。」とし、第 26 条（学位）で「卒業の要件を備えた者には、教授会の議を経て卒業の資格を認定し、学士の学位を授与する。」と規定するとともに、学位規程第 5 条（学位授与の要件及び決定）第 1 項から第 3 項においても「学士の学位は、本学学部において卒業の資格を認定された者に授与する。」、「各学部長は、教授会を招集し、卒業の資格を審議・決定して、学長に報告する。」、「学長は、教授会の報告に基づき、学位を授与すべき者に学位記（様式第 1）を授与する。」と規定している。また、授与する学位に付記する専攻分野の名称については、学則第 26 条（学位）第 2 項別表及び学位規程第 3 条（専攻分野の名称）第 1 項第 1 号に明示している。

学則には学部ごとの「卒業要件」が定められ（資料 1-2）、「履修要項」（資料 1-13）には学則及び学位規程を掲載するとともに、各学部の授業科目履修規程（資料 4-4）もあわせ

て掲載し、さらに各学部・学科の「卒業に必要な単位数」のページを設けている。このように、学生は「履修要項」(資料 1-13)を通じて卒業の要件等をあらかじめ知ることができる。前述の通り、卒業要件については各学部の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)でも明示している。

(2) 学位授与に係る責任体制及び手続の明示

実際の卒業判定の手続きについては、学位規程第 5 条(学位授与の要件及び決定)第 1～3 項で「学士の学位は、本学学部において卒業の資格を認定された者に授与する。」「各学部長は、教授会を招集し、卒業の資格を審議する。」「学長は、前項の審議結果を踏まえ、学位を授与すべき者に学位記(様式第 1)の授与を決定する。」と規定されている。「履修要項」(資料 1-13)に学位規程を掲載することにより、学生に対して学位授与に係る責任体制及び手続を明示している。また、愛知大学教授会規程(以下「教授会規程」)第 7 条(各学部教授会の審議事項)第 1 項において「各学部教授会は、それぞれの学部に属する教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。」とし、同項第 3 号に「学生の入学、退学、転学部、転学科、進級、休学及び卒業に関する事項」を規定し、卒業に関する事項を教授会で審議し、学長が決定する手続きを明確にしている。

(3) 適切な学位授与

前述の学位規程第 5 条に従い、学則第 24 条(卒業に必要な単位)及び第 26 条(卒業の要件)を満たすか否かを各学部教授会で審議している。手順としては、各学部において教学主任が事務局(教務課)の作成した資料に基づいて学生がそれぞれ科目区分ごとに卒業に必要な単位を取得しているかを確認した後、各学部教授会に卒業判定案が諮られ、卒業の資格を審議し、可否を判断することになっている。このプロセスはいずれの学部においても厳格に行われている。

(4) 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学士課程において、学位授与に関わる全学的なルールは前述の学則及び学位規程並びに教授会規程に規定の通りである。

これら全学的なルールの設定等に全学内部質保証推進組織は直接的な関わりはないが、学則及び学位規程並びに教授会規程の変更及び改正に際しては各学部教授会、常任理事会及び学内理事会の議を経た後、大学の教学に関する最終的な審議機関と位置付けている大学評議会が審議されており、適切に手続きを行っている。

(イ) 修士課程・博士後期課程

修士課程・博士後期課程の大学院学則第 32 条において授与する学位の種類を明示している。

また、学位規程第 6 条及び第 13 条においても学位授与の要件を明示している。なお、博士の学位の授与については学位規程第 13 条第 2 項で、「本大学院の博士後期課程を経ない者であっても、(中略)博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、かつ

専攻科目及び関連科目並びに外国語に関し、本大学院の博士後期課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力があると認められた場合（中略）に限り授与することがある。」として、いわゆる「論文博士」の道を開いている。

学位論文提出（学位授与申請）から学位授与決定までの手続きに関しては、修士については学位規程第7条から第12条、博士については同第14条から第27条に明示している。これらの規定に沿って、修士論文の場合は教授2名以上、博士論文の場合は教授3名以上からなる審査委員会で厳格な論文審査及び最終試験を行い、その結果報告を受けた研究科委員会で審議した後、最終的には大学院委員会において学位授与の可否を決定し、大学院長から学長へ報告することとなっている。これに加えて、博士の学位については、「大学院博士の学位授与に関する内規」（資料4-41）によって学位授与申請の要件や詳細な審査手続きのプロセスが明示され、これに沿って審査が進められる。このように、本学大学院では関連規程にある手続きを踏み、適切かつ厳正に学位授与が行われてきた。さらに、「学位論文審査基準」（資料4-42【ウェブ】）を策定し、学内外に公表している。

修士課程・博士後期課程の修了要件及び学位授与に係る事項については、関連規程を「大学院履修要項」（資料1-14）に掲載し、学生に周知している。新たに定めた「学位論文審査基準」についても、当該基準が学内構成員での共通認識となるよう、2013年度より「大学院履修要項」において学生に周知している。また、「大学院履修要項」では、関連規程等の掲載のみならず、学位論文の提出要領を示すとともに、「学位審査等に関する通報・相談窓口」（資料1-14 P.7）についても案内し、厳格な学位審査の確立及び審査の客観性・透明性を担保している。なお、毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、自己点検・内部質保証委員会において、上記の取組みの確認を行っている。

（ウ）専門職学位課程

専門職学位課程の修了の要件は、前述の通り専門職大学院学則第34条に定められており（資料1-4）、法学未修者（3年制コース）にあつては、3年以上在学し、かつ108単位以上を修得しなければならないとしている。法学既修者（2年制コース）にあつては、2年以上在学し、かつ、入学時の認定単位数（上限36単位）を含め、108単位以上を修得しなければならないとしている。これらは、「法科大学院ガイドブック」（資料1-15）に記載されているほか、新入生オリエンテーションや年度当初のガイダンスにおいて学生に周知されている。また、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されているほか、3年次秋学期必修科目「法務総合演習」の単位を修得した者を対象として、修了再試験制度が設けられている。なお、修了再試験は、3年次春学期必修科目である「公法総合演習」、「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」の3科目を対象に実施する。

学位の授与については、専門職大学院学則第37条及び第38条に定めている（資料1-4）。また学位規程第2条及び第3条に授与する学位の種類及び専攻分野の名称を、学位規程第31条に学位授与の要件を定めている（資料4-40）。

以上の通り、学士課程・修士課程・博士後期課程・専門職学位課程のいずれについても、学位授与のための要件と手続きを明示しており、明確な責任体制のもと適切に学位を授与

している。

点検評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

1. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

（ア）学士課程

（1）学習成果を測定するための指標の設定

学士課程において、各学部が学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で定めている教育目標を達成した結果が学習成果であり、学部が定める教育目標が達成されたかは卒業の認定（学位の授与）により測ることができる。すべての学部において、学生が身につけるべき能力等を修得し、卒業に必要な単位数を修得した場合に学位を授与することを明記しており、これに基づいて適切に学位を授与している。

学習成果の結果は卒業の認定（学位の授与）に集約されると言い換えることができるが、それによって教育目標とカリキュラムの適切性の検討や個々の教育目標の達成具合の測定が不必要になる、ということではない。そのため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した学生の学習成果を把握し、さらに検証・評価を行うべく、2020年度第4回自己点検・内部質保証委員会（2020年6月18日開催）において、「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」（資料4-43）を踏まえて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す「資質、能力及び知識」の達成状況を検証・評価する際に用いる指針の設定を検討するよう各学部教授会に要請し、それを踏まえ、各学部・学科にて一定の検討がなされた（資料4-44）。その後、各学部教授会で検討された指標に応じ、具体的なデータを用いて検証・評価を行うこととなった。本学として全学内部質保証推進組織が主体となって実施する初めての検証・評価となるため、今回は試行的な取り組みとして捉え、各学部教授会で検討し設定した指標が達成状況の測定にふさわしいものか、またデータの集計や分析方法が適切かを検証することとしている。

検証・評価で用いる具体的指標の例として、例えば法学部では、カリキュラム・マップに示す「学習目標」は各科目の到達目標と関連付けられていることから、各科目の単位

修得率を把握することによって「学習目標」の達成具合を測定し、さらに「学習目標」と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が関連付けられていることから成果を把握し検証・評価するとしている。それに応じ、まずは必修科目「民法総則Ⅰ」「同Ⅱ」「憲法・基本的人権Ⅰ」「同Ⅱ」などの成績データ（直接評価）を用いることで学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した資質や能力の達成状況を把握するとしている。

現代中国学部では、入学時・在学時・卒業時と段階的に評価することとし、各段階で履修や成績などの直接評価や現地主義教育の参加率や各種アンケート、外部の語学検定試験結果を活用して達成度を測るとしている。同学部では指標ごとに対象年次と実施時期、さらには学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す資質、能力及び知識との対応表を作成し、具体的な検証方法を策定している。

国際コミュニケーション学部では、複数の指標が検討されているが、特に教育課程の中で重要な役割を占める「卒業研究」や必修科目の成績状況を活用することで学習成果の達成状況を測ることとしている。

文学部では、「学修成果アンケート」を活用することに加え、ルーブリックを活用しながら、専攻ごとに「卒業論文」の評価の基準を確認する作業を進めている。また、文学部人文社会科学社会学コースでは、全国でも珍しく、社会調査実習が必修科目であることを生かして、社会調査士の高い取得率と育成を評価指標の一つにしている。

加えて経済学部では、学修成果アンケート、単位取得状況、留年率及び卒業研究の成果評価割合を用いることとしたほか、経営学部及び地域政策学部では、学修成果アンケートの結果を評価指標とすることとしている。

データを活用した検証・評価の事例として、国際コミュニケーション学部と文学部があげられる。国際コミュニケーション学部では、学部学科の特色や性格を踏まえ、前述のように、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修成果を「卒業研究」を始めとして「必修科目の成績状況と、1年次に全員受験する「TOEIC-IP 試験」結果と外国語検定試験の成績を用いて検証する」としており、2019年度に卒業した学生の成績データや各種試験結果を検証した結果、指標とした科目のいずれも過半数以上の学生がA以上の成績を収めていることから、学修成果として示す能力や知識を有した上で卒業しているとの分析を行っている。また文学部では、指標として取り上げた項目のうち、試行的な取組みとして2015～2019年度の「学修成果アンケート結果」の分析を行った。文学部独自で設定した設問について、知識や技能を身につけることができたと肯定的に回答している学生や、調査や分析、新たなものを創造する力を身につけることができたと感じている学生の比率は80～90%程度ときわめて高い一方、人前で発表したり、他者と対話したりする力を身につけることができたと感じている学生の比率は70～80%程度であることを把握し、引き続いて検証を行うこととしている。

(2) 学習成果の把握及び評価の取組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

前述の学習成果の達成状況の検証・把握に関しては、自己点検・内部質保証委員会が中心となって全学的な取組みを進めている。2019年度までは学生の主観的評価（間接評価）として「学修成果アンケート」を実施して学修成果を測る取組みを進めていたが、2019年度中に「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」（資料4-43）を策定し、2020年

度より、同方針を踏まえて各学部において学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で示す学習成果の達成状況を測る取組みを開始した。取組みとしては開始したばかりであるが、各学部での検討状況を自己点検・内部質保証委員会で集約し情報共有することで各学部での好事例を他学部にも紹介し、取組みの活性化に努めている。学習成果の達成状況の検証・評価はまだ緒に就いたばかりであるが、取組みの成果を共有し、問題点や課題を把握し、さらに改善を行っていく中で、本学の特色や独自性を踏まえた、本学にとってふさわしい学習成果の検証・把握の仕組みの整備に努めている。

（イ）修士課程・博士後期課程

修士課程・博士後期課程について、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき修了要件を設定し、各研究科で適切に把握・評価している。

修士課程では、修士論文提出後に口頭試問を行い、その結果をもとに報告書を作成し、各研究科委員会・大学院委員会で学位授与の審査を行っている。

博士後期課程の学位論文の審査では、審査委員会を設置し、同委員会から提出された報告書をもって各研究科委員会・大学院委員会で学位授与の審査を行っている。

（ウ）専門職学位課程

専門職学位課程においては、教育目標が達成されたかは修了の認定（学位の授与）により測ることになる。学生の能力及び資質が客観的かつ厳正に評価できるよう、「専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程」（資料 4-39）の第 7 章に「成績評価」に関する事項を定めているほか、法科大学院ガイドブック（資料 1-15 P. 49）には、「学生の成績評価に関するガイドライン」を示し、具体的な成績評価の基準を定めている。教授会や同研究科 FD 協議会においては、学生・学年別の学修レベルを定期的に把握・共有している。

2. 学習成果を把握及び評価するための方法の開発

学生の主観的な評価（間接評価）を測定する代表的な取組みとして、自己点検・内部質保証委員会が主導して、「学修成果アンケート」を実施している（資料 4-45）。卒業をむかえた学生に対し、大学生活を振り返る機会を設け、大学全体、共通教育科目及び専門教育科目の教育目標に準じた設問を用意してアンケートを行い、その結果を検証し、改善していくことを目的としている。2013 年度の開始以降、本アンケートは毎年度実施され、2020 年度で 8 回目を迎えた。2020 年度からは本アンケートの実施対象に修士課程・博士後期課程も加えた。アンケート集計結果は、「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」

（資料 4-43）に基づき、「教育研究上の目的」や学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の到達具合を測るための評価指標として活用することとしている。ただし、本アンケート結果を学習成果の評価指標として利用するか否か、利用する場合は基準をどのように設定し評価するかは、学部ごとに検討することとしている。修士課程・博士後期課程は 2020 年度から実施したため、本アンケートの指標としての利用や基準は今後確認する予定である。

回答された集計結果は、自己点検・内部質保証委員会で確認し、大学全体のカリキュラムの見直しに反映するよう努めている。また、同委員会でアンケート結果（資料 1-38）を

共有し、各教授会や教学委員会にも報告を行う（資料 4-46）ことで、学部や教学委員会としての評価を行うとともに、学部や教学委員会においても教育目標の達成度合を確認し、さらに向上させるべく、カリキュラムの見直しに利用している。

具体的には、2019 年度アンケートにおいては、特に「(5) 実践的な外国語運用能力を身につけることができましたか。」は 50%に満たない結果となっている。その結果が低い要因として、外国語の学修が高学年まで継続していないこと、高学年の科目が主に選択科目であること、単位数が 1 単位であることなどが挙げられるので、必修科目を増やし、かつ高学年まで設定するなど、外国語を継続して学修する仕組みを整えることで外国語運用能力の向上が図られることが期待できる、との見解を、自己点検・内部質保証委員会で確認した。また、「(6) ICT 時代に必要な情報処理能力を身につけることができましたか。」も 65%前半の回答率となっており、外国語運用能力と同様に、ICT を活用した情報処理能力の育成を念頭にいたカリキュラム改革が必要であるとの見解も、同委員会で確認している（資料 1-38）（資料 4-46）。

また、学部や教学委員会で確認された課題に対する対応の検討案は、改めて自己点検・内部質保証委員会にフィードバックされ、取組内容の共有及び事例紹介がなされている（資料 4-47）（資料 4-48）。

なお、2019 年度には、2018 年度のアンケート結果を踏まえ、自己点検・内部質保証委員長（学長）からの諮問により、「学修成果アンケート結果と成績評価（GPA）との関連性」及び「卒業年次生の GPA 分布と学修成果アンケート回答学生の GPA 分布」について、IR 小委員会で調査分析を行った。調査結果としては、「学修成果アンケートの各項目の結果と、回答学生の累積 GPA の関連性について、今回の分析においては、関連性を見出すことができなかった。」「回答学生の累積 GPA の方が良好な傾向にあるとは言えるが、その差は必ずしも大きくなく、成績が良い学生がアンケートに回答している、という仮説を証明できたとはいえない。」とされたが、その一方で、以下のような分析結果も得ることができ、今回の調査結果を踏まえ、今後どのような取組みをしていくべきか、引き続き検討していくこととした。

- ・累積 GPA は、愛知大学全体としては、ほぼ正規分布であった。
- ・女子学生の累積 GPA は、男子学生よりも良好である。これはどの学部でも見受けられる。
- ・学部間の成績分布には大きな差が見受けられる。

また、教員が履修者の理解度や習熟度、達成状況を測定すること、さらには履修者自身が到達目標を具体的に把握して自律的な学習につなげることを目的として、評価の観点（学習者に達成してほしいこと）と、その観点を数段階の尺度にわけて文章で記述した評価ツールである「ループリック」の活用についても検討を予定している。2020 年度には、ループリックの基本的な知識を学び、実際の授業での活用を目指すことを目的として全専任教員を対象に研修会を開催し（資料 4-49）、検証・評価の新たな指標への導入を進めている。また、パフォーマンス評価のあり方についても更なる研修を行った（資料 4-50）。

学習成果の検証・評価の指標に採用している学籍や履修、成績などの教務データは、従

来は「LiveCampus」の利用権限を教務関係課室に限定するなどにしてはいたが、データ利用の要望が拡大したことや、学習成果の検証・評価には一定のスピード感をもって対応する必要があることから、主にデータ出力機能の利用権限を必要に応じて緩和するなどして、データ利用の汎用性を高めている。ただし、全学的な IR 機能を有した統合システムが未導入のため、手作業でデータを集約・集計・分析する必要があることが課題である。

前述の学修成果アンケート以外にも、個別での取組みとして、共通教育科目の英語について、学習成果の把握にアセスメントテスト（CASEC〈2019 年度名古屋校舎入学生及び 2020 年度豊橋校舎入学生から導入〉、TOEIC-IP テスト）を活用している。全学部において、入学時、1 年次 6 月及び 2 セメスター配当必修科目（「TOEIC」又は「TOEIC I」）。現代中国学部のみ海外留学（現地プログラム）帰国後の 4 セメスター配当）終了時の 3 回にわたり、アセスメントテストの受験を全学生に課している。各回の結果は、学習成果を把握するため教学委員会及び教授会に報告するほか、1 年次英語必修科目の習熟度別クラス編成や、「TOEIC」「TOEIC I」の成績評価にも利用している。また、学修成果を担保する取組みとして、例えば現代中国学部では、海外現地で行う「現地研究調査」「現地インターンシップ」の履修（参加）に際して、HSK（中国政府公認の中国語検定試験）4 級程度以上を、またダブルディグリー・プログラムについては同 5 級程度以上を要件として課している。さらに、卒業する学生全員を対象に HSK や中国語検定試験の成績を調査して、一定の中国語の学力を検証し保証している。

点検評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教育課程にかかわる取組みについては、第 2 章「内部質保証」「点検・評価項目③」「2. 自己点検・評価活動について」で述べた本学の自己点検・評価活動のうち、「事業計画・事業報告」及び「学部・研究科の自己点検・評価」の中で各種委員会に関することや学部・研究科に関することを点検・評価している。また、事務局からの視点として、「課室別目標管理」においても、点検・評価を実施している。

これらの取組みの中で、教育課程の定期的な点検・評価として、学士課程では、2018 年度に全学部を対象としてカリキュラム改革を実施した。これは、2015 年度第 15 回大学評議会（2016 年 3 月 3 日開催）で「次期カリキュラム改革について」が承認されたことによる。教学委員会の下にカリキュラム委員会を設置し、共通教育科目については主にカリキュラム委員会、専門教育科目については各学部において検討がなされた。カリキュラム委員会からは、2016 年度第 8 回大学評議会（2016 年 9 月 26 日開催）に答申が上程され、2018

年度から新カリキュラムを実施している。

学士課程において、2018 年度より施行しているカリキュラムは完成年度を迎えていないため、具体的な点検・評価に至っていない。2021 年度に完成年度を迎えるので、2020 年度から具合的な取組みを開始した学習成果の検証・評価の進捗及び結果を踏まえながらカリキュラム全体の点検・評価を行う予定である。

2017 年度以前入学生向けのカリキュラムについては、前述の「学修成果アンケート」の結果を把握・共有することで一定の評価をしている。特に外国語運用能力の向上、情報処理能力の向上について、肯定的回答が少ないことや学部間に差異があることについては、前述の通り一定のカリキュラム改革が必要との見解を確認し、外国語科目や情報系科目を配置する共通教育科目を主管する教学委員会と共有している。これを受け同委員会では、状況を把握するとともに設問自体の見直しを含めた検討が必要であるとの評価をしている。カリキュラムの改革に関しては、現在進行中の 2018 年度カリキュラムの完成年度が 2021 年度であり、2021 年度に卒業年次を迎える学生に向けて実施する同アンケートの結果を踏まえて、改めて点検・評価を行うことになる。

教育課程を構成する科目単位での点検・評価として、シラバス作成後の「シラバス点検」があげられる。シラバスに記載する各科目の到達目標は、カリキュラム・マップで定められた内容に即し設定することをシラバス作成要領において全教員に求めている。作成されたシラバスは、全学共通のシラバス点検に関する基本方針に基づいて組織的に行われる教員の相互チェックを経て、「LiveCampus」で学生に公開している。シラバスは、多くの科目において第 1 回授業で学生に提示し、教員と学生が当該科目の内容や到達目標、成績評価について認識を共有するよう努めている。これらを踏まえ、毎学期末に実施する授業評価アンケートでは、当該科目が「シラバスに基づいて行われたか」「授業の教材や資料が内容理解に役立ったか」「シラバスに記載された到達目標を達成できたか」等、教育課程の内容や方法の適切性、学習成果について問う質問を設けている。過去 5 年間のアンケート結果によれば、ほぼ全ての科目区分において、シラバス準拠度及び教材や資料の適切度の平均値は 5 段階評価で 4.0 以上の評価を、目標達成度については同様に 3.5 以上の評価をそれぞれ得ている。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

学士課程において、2018 年度より施行しているカリキュラムは完成年度を迎えていないため、具体的な点検・評価に至っていない。2021 年度に完成年度を迎えるので、2020 年度から具合的な取組みを開始した学習成果の検証・評価の進捗及び結果を踏まえながらカリキュラム全体の点検・評価を行う予定である。

科目単位について、授業評価アンケートの結果は、学習・教育支援センター委員会において毎年度確認している。また、各教員は、授業評価アンケートの結果を毎学期受領し、その結果に対する分析及び評価、今後の改善点について指定様式に記載し、学習・教育支援センター委員会に提出することとしており、それらは、学生に対しても公表されている。

なお、本学の自己点検・評価活動のうち「事業計画・事業報告」「課室別目標管理」については、その結果を自己点検・内部質保証委員会に報告し、全学的な事例や改善方策の確認と自己点検・評価サイクルの適切性の確認は行っているものの、同委員会による改善・向上の助言や指摘が十分にできているとは言えない。今後は、「内部質保証方針」に示す自己点検・内部質保証委員会を含めた全学的な内部質保証のプロセスの改善・向上に向けて、機能強化を図っていくことが必要であると認識している。

点検評価項目⑧：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。＜専門職学位課程＞

評価の視点 1：メンバー構成の適切性

評価の視点 2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用

本学法科大学院では、2019 年度より教育課程連携協議会を設置した（資料 4-51）。教育課程連携協議会は、弁護士、税理士、本学法務研究科教授（教学主任）の 3 名（資料 4-51）により組織されている。教育課程連携協議会は、「法曹としての実務の経験を有する者」、「当該法科大学院の専任教員」、「当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者」で構成され、過半数が本学法科大学院所属教職員以外で構成されており、法科大学院の設置基準を満たしている。

教育課程連携協議会は、2020 年 2 月に最初の会合を開催し、今後の活動について説明を行った。2020 年度は 9 月 28 日に会合を開催し、弁護士の地域活動とのかかわり方について、委員から提案を受けている。今後も、（1）授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、（2）授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項の 2 点について諮る予定である。

（2）長所・特色

本学では、学士課程において、2018 年度入学生から現行カリキュラムを導入した。同カリキュラムの策定に当たっては、(a)「建学の精神」の現代的実現を目指す教育、(b) 高校教育から大学教育への適応を促す初年次教育、(c) 大学での学びに必要な基礎的能力を養成する教育、(d) 人文、社会、自然の諸科学にわたる教養教育の 4 点を基本方針とし、これを名古屋・豊橋両校舎で統一した共通教育科目の「理念・目的」に反映した。

名古屋校舎の 5 学部では、新カリキュラムにおいて、グローバル社会の下での異文化理解や日本文化発信の重要性に鑑み、政治・経済・社会・歴史など幅広い分野から日本に関する基本的知識を身につけ、日本の伝統文化・現代文化を深く理解するのに役立つ科目を「さくら 21 科目」として指定し、共通教育科目及び専門教育科目のそれぞれに配置した。さらに「さくら 21 科目」を履修し、日本理解、日本発信に関する取組み（「さくら 21 プロジェクト」）の一環として行う正課外活動に参加した学生には、「日本理解・日本発信サティフィケート（認定証）」を発行する仕組みを整えた。現行カリキュラムでは、現代中国学部や国際コミュニケーション学部といった国際系学部はもちろん、それ以外の社会科学系学部の専門教育科目においても、グローバル化への対応を意識し取り組んでいる。具体的

には、法学部において新たな科目区分となる「国際部門」を設け、「海外インターン」や米国ロースクールでのスタディ・ツアーの事前教育となる「海外法政セミナー入門」を配置した。経済学部では英語で授業を行う「Economics」を新設したほか、経営学部では海外に留学する学生の履修に配慮し、卒業論文（選択科目）を除く全ての専門教育科目を半期開講科目とした。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的とした全科目の遠隔（オンライン）授業実施については、本学としては過去に例を見ない緊急的な対応となったが、大学として学生の学びを止めてはならないという使命をもって大学全体で取り組んできた。「遠隔授業実施ワーキンググループ」（資料 2-22）を組織し、ICT 技術に明るい職員を機動的に配置して、非常勤教員も含め教員・学生へのサポートをしっかりと行った。その結果、大きな問題もなく春学期の授業を実施することができ、成績評価まで行うことができた。春学期末に全学生・春学期担当全教員に向けて実施したアンケートでは、遠隔（オンライン）授業に対し肯定と否定のいずれの意見も寄せられ、新たな課題を見出すとともに従来の対面授業では想定しえなかった新たなメリットもあることが判明した。これらのアンケートを踏まえ、秋学期は感染状況の拡大・縮小のいずれにも対応できるよう準備を進めた。様々な理由で対面授業に出席できない学生への対応として「授業中継システム」を短期間で導入するなど、全ての学生の学びを止めない姿勢で取り組み、2020 年 10 月時点で滞りなく対面と遠隔（オンライン）の授業が混在する形で順調に授業が進められている。これも本学の教職員と学生の努力の賜物であり、長所として判断してよい事項と考える。

（３）問題点

各学部において、グローバル化や地域の産官学連携など社会の変化に対応した多様な取り組みを正課内外で推進しているが、その教育効果や運営上のノウハウ等詳細が学部を越えて共有されにくい状況にある。全学的な FD（ファカルティ・ディベロップメント）の機会などを活用し、これらの情報を共有する必要がある。

（４）全体のまとめ

本学は、学部の学科及び研究科の専攻ごとに定めた「教育研究上の目的」の実現に向けて、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定・公表している。各学科及び専攻は、上記のポリシーに基づき、順次性に配慮しながら各学位課程にふさわしい教育課程を体系的に編成し、教育・学修効果を高める取り組みを講じるとともに、厳格な成績評価に基づき学位授与を適切に行っている。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に明示した学修成果については、卒業要件単位数の修得により総合的に達成したと判断している。これに加え、本学では、自己点検・内部質保証委員会が主導して、卒業年次生を対象に学修成果アンケートを実施している。このアンケートの目的は、教育目標とカリキュラムの適切性の検討や個々の教育目標の達成具合を多面的に測定し評価することである。また、卒業年次生にとっては、大学生活を振り返る機会になっている。回答された集計結果は、自己点検・内部質保証委員会で分析し、

大学全体のカリキュラムの見直しや中期計画の策定に反映するよう努めている。また、同委員会でアンケート結果を共有し、各教授会にも報告を行うことで、学部としての評価を行うとともに、学部においても教育目標の達成度合を確認し、さらに向上させるべく、カリキュラムの見直しに利用している。これに加えて、2020年度第6回自己点検・内部質保証委員会（2020年9月24日開催）において、学部ごとに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に明示した学修成果を測定する直接及び間接的指標を設定し、具体的なデータを用いて測定する取組みを開始している。

各研究科及び専攻は、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育・学修効果を高める取組みと研究指導体制を構築するとともに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業要件単位数の修得と修士論文及び博士論文の審査を行った上で、学修成果を達成したと判断している。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的とした教育環境の急激な変化にも可能な限り対応し、教育の質を確保しつつも、大学の使命である学生の学びを止めることなく実施できている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

1. 学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学では、学士課程・修士課程・博士後期課程・専門職学位課程でそれぞれ3つのポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））を策定し、自己点検・評価活動としてポリシーの内容を適宜点検し、必要に応じて修正を行い、都度学内外に周知及び公表している（資料2-4【ウェブ】）。

(ア) 学士課程

学士課程においては、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針」（資料2-3【ウェブ】）の策定を踏まえ、2019年10月～2020年4月には自己点検・内部質保証委員会及び入学試験委員会を経て2021年度以降の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の点検・見直しを行ったところである（資料5-1）。

全学及び各学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の公表については、本学公式ホームページへの掲載（資料2-4【ウェブ】）、大学案内（資料1-6【ウェブ】P.155）及び各種入学試験募集要項（資料5-2【ウェブ】P.2）への掲載、オープンキャンパスや高等学校教員向け入試説明会での告知等により広く行い、求める学生像、習得しておくべき知識等の内容・水準を明示して入学者選抜試験を実施している。また、オープンキャンパスや進学相談会等では、各種入学試験過去問題集の配布を行っており、インターネット等の資料請求システムによる請求者にも無料で配布している。これらにより、求められる学力について広く周知をしている。

一般選抜とその他学校推薦型選抜等の募集定員割合は一般選抜が約70%（2021年度入学者選抜は70.4%）、その他学校推薦型選抜等は約30%（2021年度入学者選抜は29.6%）で学生募集を行い、全学の入学者割合については募集定員割合に近づけるよう入学者選抜を行っている。2020年度入試からは、論理的思考力を備えた数学を得意とする入学者の獲得をめざし、新たな入学者選抜方式として「数学重視型入試」を実施し、552名の志願者を得た。また、2021年度入試からは、学校推薦型入試において活動報告書や志望理由書等の書類を用いて主体性等の評価を実施する。

障がいのある学生の受け入れについて、各種入学試験募集要項(資料 5-2【ウェブ】P. 13)に、受験及び修学上、特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち問い合わせる旨を記載し、個別状況を把握した上で、大学入試共通テスト試験特別措置の事例等を参考としながら、別室受験等の必要な措置を講じている。

外国人留学生の受け入れについては、本学外国人留学生規程において、志願者は、入学後の学習及び日常生活に支障のない程度に日本語の素養を有しなければならないと定められており、外国人留学生入学試験要項(資料 5-3【ウェブ】)においても、日本語能力の目安(日本語能力試験 N1 レベル相当)も含めて、本学への入学にあたっては高い日本語能力が必要な旨の記載をし、本学公式ホームページも含めて広く周知している。

また、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)や入試情報等、日本語能力以外の入学志願者にとって必要な情報についても、募集要項及び本学公式ホームページを通じて周知している。さらに、学外開催の進学相談会においても、入学志願者に対して必要な情報を事前に周知するよう努めている。

なお、2021 年度入学者選抜における総合型選抜、学校推薦型選抜につき、一部の学部・学科にて、出願要件として定める簿記検定・英語検定試験等の各種資格検定試験・外国語能力試験が、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響のため、検定試験の実施が中止となっていることを鑑み、出願要件の一部緩和を行い、受験機会の確保に努めた。一般選抜においては、感染症等罹患者への対応として振替日程、追試験等により、受験機会の確保に努めた。

(イ) 修士課程・博士後期課程

修士課程・博士後期課程の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)については、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針」(資料 2-3【ウェブ】)の策定を踏まえ、2020 年 3 月には自己点検・内部質保証委員会を経て各研究科委員会において入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の点検・見直しを行い、現在の形となっている。入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)は本学公式ホームページで公表し(資料 2-4【ウェブ】)、大学院履修要項(資料 1-14 P. 128)にも掲載している。各研究科の「理念・目的」、概略、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)、入試情報等の志願者にとって必要な情報は、大学院研究科案内、募集要項及びホームページを通じて周知している(資料 1-16【ウェブ】)(資料 1-17【ウェブ】)(資料 5-4【ウェブ】)。さらに、学外及び学内で開催している進学相談会によって、入学志願者に対して必要な情報を事前に周知するよう努めている。学内開催の進学相談会では、教職員と在学学生が入学志願者に対して個別相談に応じるとともに、希望者には施設見学を行い、より具体的な情報の提供に努めている。

(ウ) 専門職学位課程

専門職学位課程についても、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針」(資料 2-3【ウェブ】)の策定を踏まえ、2019 年 10 月には自己点検・内部質保証委員会を経て法務研究科教授会において入学者受入方

針（アドミッション・ポリシー）の点検・見直しを行い、現在の形となっている。当法務研究科の「理念・目的」、概略、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、入試情報等の志願者にとって必要な情報は、当法務研究科パンフレット、募集要項及びホームページを通じて周知している（資料 1-16【ウェブ】）（資料 1-18【ウェブ】）（資料 5-5【ウェブ】）。さらに、学外及び学内で開催している進学相談会において、入学志願者に対して必要な情報を事前に周知するよう努めている。学内開催の進学相談会では、教職員と在学生在が入学志願者に対して個別相談に応じるとともに、希望者には施設見学を行い、より具体的な情報の提供に努めている。ただし、2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止の観点から、進学相談会を取り止め、動画による「オンライン説明会」とした（資料 5-6）。

点検評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施
評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1. 学士課程

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、次の通り実施している。

一般選抜	前期入試、数学重視型入試、M 方式入試、共通テストプラス方式入試、共通テスト利用入試前期（3 教科型・5 教科型）、後期入試、共通テスト利用入試（後期）
学校推薦型選抜	公募制推薦入試（指定校推薦、一般推薦（専願制・併願制）、情報・簿記会計推薦）
総合型選抜	現代中国学部グローバル人材特別入試、国際コミュニケーション学部英語学科特別入試、スポーツ特別入試、海外帰国生選抜入試、社会人入試、編入学試験、外国人留学生入試

学士課程では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に示す通り、一般選抜を重視しており、大学全体の募集定員 1,995 名の 70.2%を一般選抜募集定員が占めている。また、前期入試、共通テスト試験利用入試前期（5 教科型）の成績上位者へのスカラシッ

プ制度（資料 5-7）を適用し、高い基礎学力を備えた学生の確保に努めている。学校推薦型選抜においても、出願資格に一定の評定平均値を求め、学科試験（英語または国語）を課す等して、基礎学力を測るようにしている。

入学者の確保及び入学志願者の開拓のため、学生募集及び入学試験全般に関する企画・戦略を策定することを目的とした「入学試験戦略委員会規程」（資料 2-18）と、学生募集活動及び入学試験の実施にあたることを目的とした「入学試験委員会規程」（資料 5-8）を定めている。入学試験戦略委員会は、学長・理事長を委員長とし、入学試験委員会委員長を副委員長、副学長、入学試験委員会副委員長、事務局長を委員として組織しており、幹事として企画部長、教務事務部長、入試課長及び広報課長をあてている。入学試験委員会は、学長が委嘱する委員長及び副委員長と、各学部教授会及び短期大学部教授会から選出された委員 8 名で組織しており、企画部長及び入試課長を幹事としている。

学生募集については、入学試験戦略委員会、入学試験委員会、常任理事会、学内理事会で審議・決定の上、実施している。

学生募集の具体的な活動としては、①入試説明会、②高等学校での説明会、大学見学会、大学展・進学相談会、③高等学校への訪問、④オープンキャンパス、⑤高等学校等での模擬授業、⑥各種入試広報媒体への参画等があげられる。こうした活動において、受験生が安心して受験できるように、情報開示、説明責任を学生募集活動の基本と考えており、入試における公平性・透明性・客観性を示し、各ステークホルダーとの信頼関係を構築することを目的としている。学納金及び奨学金の情報は、大学案内や受験生向けサイトを通じ、入学金、授業料、教育充実費、その他実習費等を詳細に記載している（資料 1-6【ウェブ】P. 151～P. 153）（資料 5-9【ウェブ】）（資料 5-10【ウェブ】）。また経済的な支援として、入学試験成績上位者を対象にしたスカラシップ、愛知大学同窓会・後援会の協力によって行っている東海 4 県以外からの入学希望者に向けた入学前予約採用給付奨学金といった各種奨学金制度についても案内チラシの作成、受験生向けサイトによって広く情報提供を行っている。なお、2020 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブによるオープンキャンパス（学部説明会、入試説明会、模擬授業、キャンパス紹介等）を行った。

入学者選抜については、日程等を含めた実施内容を入試課にて検証し、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適切に学生募集を行うべく次年度の計画等を作成し、入学試験戦略委員会、教授会、常任理事会、学内理事会に提案、審議、決定の上、実施している。10 月に実施する総合型選抜（現代中国学部グローバル人材特別入試、国際コミュニケーション学部英語学科特別入試、スポーツ特別入試、海外帰国生選抜、社会人入試、編入学試験）、11 月に実施する学校推薦型選抜（指定校推薦と公募制推薦）は、本学名古屋校舎と豊橋校舎の 2 会場で実施している。一方、一般選抜においては、受験生の利便性に配慮し、地方試験会場を設け、受験生における経済的、精神的負担の軽減に努めている。2021 年度入学者選抜では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、試験室の収容者数、地方試験会場の拡充に加え、受験生には、消毒用ウェットティッシュを配布する等、感染防止対策を十分に講じて入学者選抜を実施する。

また、各入試の実施要領を作成し、入試実施体制や不測の事態における対応を確認の上、志願者数に応じた適切な人員を配置し、試験を実施している。さらに、一般選抜を重視する旨を入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において明確に示すことで、受験生

が安心して受験できる状況を確保するとともに、各種入試における合格最低点（合格最低得点率）や合格者数を入試ガイド・募集要項等にて明示・公開することで、本学入試における公平性、透明性、客観性を保持している（資料 5-11【ウェブ】）（資料 5-12【ウェブ】）。

入試問題については、入学試験問題の作成、校閲及び管理のために入試問題委員会（資料 5-13）を設置しており、毎年度計画的な作問を行っている。複数回にわたる複数人数による入念なる事前内部チェックと、入試実施直後に実施する事後外部チェックの二重のチェック体制により、出題ミス等による受験生への影響を未然に防止するよう努めている。

合格者の判定については、厳正な採点に基づき、入学試験戦略委員会で合格判定原案を作成し、合格者判定委員会（資料 2-14）において公平かつ客観的に判定を行っている。合格者判定委員会は、学長（議長）、副学長、学部長、事務局長、入学試験委員会委員長及び副委員長、各学部各学科代表者で組織している。ただし、編入学の可否は当該学部の教授会が判定し、また、現代中国学部グローバル人材特別入試の可否は入学試験戦略委員会が判定原案を提案し、当該学部の教授会が判定を行うこととしている。なお、本学では、志願者数、合格者数、競争倍率、合格最低点等のデータを積極的に情報公表し、成績開示制度も設けている。2019 年度入学試験からは、一般選抜の解答例を受験生向けサイトにて一定期間公表し、入学試験の一層の透明性を確保している（資料 5-14）。

外国人留学生入試制度については、①外国人留学生一般入学試験、②外国人留学生推薦入学試験、③外国人留学生渡日前入学試験の 3 種の選抜方法があり、いずれの選抜方法についても、入学試験日程や選考方法を国際交流委員会、常任理事会、学内理事会にて審議・決定の上、学生募集要項を作成している。入学試験の実施は、国際交流委員会管轄のもとで行っている。学生募集要項は冊子での配布だけでなく、本学公式ホームページにも掲載し、海外在住者については、同要項をダウンロードして出願することを認めるなど海外からの入学志願者へ便宜を図っている。

出願要件として、志願者には独立行政法人日本学生支援機構実施の日本留学試験の受験を義務付けており（推薦入試以外）、その成績と、志望学部教員による面接試験を行い、日本語能力に加え、志望動機や学習意欲などを含め得点化し、総合的に可否を判定している。可否の判定は、当該学部教授会が行うこととしている。さらに、出願時には日本語学校などの出席状況が分かる資料や、担当日本語講師などからの日本語能力認定書の提出も求めている。日本語学校等における学習状況や学習意欲を把握し、面接時の参考としている。

学納金や奨学金にかかわる情報は、本学公式ホームページ（資料 5-9【ウェブ】）（資料 5-10【ウェブ】）や募集要項（資料 5-15）に掲載し、情報提供に努めている。留学生向け経済的支援制度として、私費外国人留学生授業料減免制度（条件を満たす者に授業料年額の 30%を減免 ほぼ全ての留学生が該当）、外国人留学生入学試験スカラシップ制度（入学試験の成績が優秀な者に 30 万円を支給）、愛知大学私費外国人留学生学習奨励金（入学後の成績上位者各学年 20 名に年額 20 万円を給付）を整備し、その他にも、「愛知大学教育研究支援財団」からの奨学金として、一般給付奨学金、私費外国人留学生給付奨学金など、複数の支援制度を整備している。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を考慮した 2021 年度入試の実施体制について、出願要件としている日本留学試験が第 2 回も中止になった場合に備え、本学

独自問題を作成し、確実に入試が実施できるよう対応した。なお、今後も日本への入国制限措置等が継続した場合に備え、海外試験会場の設置やオンライン面接の実施についても検討を行ったが、現地での入試実施体制の確保や、不正防止措置等が十分に取れないこともあり、従来通り学内での実施のみとした。

2. 修士課程・博士後期課程

修士課程・博士後期課程の入学者選抜については、入学試験の日程や選考方法等を各研究科委員会及び大学院委員会で審議の上、学生募集要項を作成している。学生募集要項は冊子での配布だけでなく、本学公式ホームページにも掲載し、ダウンロードを可能にするだけでなく、出願書類の一部を掲載しダウンロードして入手できるようにするとともに、出願書類の記入例を掲載することで受験希望者の便宜を図っている（資料 5-4【ウェブ】（資料 5-16））。

入学試験日程については、例年、修士課程は第1期（8～9月）と第2期（2月）の年2回、博士後期課程は年1回（2月）としている。それに先立つ大学院学生募集活動として、毎年2回（6月、11月）学内で大学院進学相談会を開催している。今般、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大を受け、学内開催の進学相談会を事前予約制とし、オンラインで実施するとともに、大学院ホームページを活用し受験生へ受験に関する情報提供を積極的に行った（資料 5-17）。

また、学納金や奨学金にかかわる情報も、大学院ホームページ（資料 5-18【ウェブ】）に掲載し、情報提供に努めている。大学院学生研究奨励金、論文助成の研究奨励金制度、学会参加補助など院生の研究活動の経済的支援を整備し、関係委員会で審査のうえ、給付または補助を決定している。そのほかに学外の奨学金の情報を適宜提供している。

本学大学院の入学資格は大学院学則第38条（資料 1-3）において明確に定めており、出身大学、出身学部 of いずれについても優先枠を設けることなく入学者選抜を受ける機会を等しく提供し、公平・公正に学生募集を行っている。ただし、一部の研究科（修士課程）では、本学学部生を対象とする推薦入学試験や、別途出願資格を要する社会人特別入学試験を実施している。

なお、一部の研究科（修士課程）では、飛び入学試験制度も設けている（資料 5-4【ウェブ】 P.3）。

入試問題については、各研究科委員会で出題者を決め、作問依頼を行っている。作問された入試問題は、研究科によって研究科長が事前に内容の確認を行っている事例もある。

入学者選抜について、入学試験当日は、各研究科長を実施責任者に、大学院事務課長（名古屋校舎各研究科所管）及び豊橋教務課長（文学研究科所管）を事務責任者として、それぞれ実施体制を組んでいる。出願書類の審査、筆記試験における公正で厳格な採点、口述試験での評価をもとに合格者判定原案を作成し、入試実施後当日に開催する各研究科委員会で可否の判定を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対策として、外国人留学生の出願要件（経営、中国、国際コミュニケーション研究科）に含まれている日本語能力試験が7月の実施が中止となったため、その措置を大学院ホームページへ掲載した（資料 5-19）。ま

た、「新型コロナウイルス感染防止に関する注意事項について」を大学院ホームページへ掲載し、受験生へ事前周知を行った（資料 5-20）。試験当日は、筆記試験会場、口述試験会場で 3 密（密閉・密集・密接）を避ける対策（座席位置の間隔を空ける、試験監督や口述試験会場でのアクリル板の設置、各会場で消毒液の設置等）を講じて実施した。

3. 専門職学位課程

専門職学位課程においては、毎年度、法務研究科教授会及び法務研究科入試委員会において、次年度入学試験の募集要項や選抜制度について協議し、確認している。学生募集要項は冊子での配布だけでなく、本学公式ホームページにも掲載し、ダウンロードを可能にすることで受験希望者の便宜を図っている（資料 5-5【ウェブ】）。また、学納金や奨学金にかかわる情報も、本学公式ホームページに掲載し、情報提供に努めている（資料 5-21【ウェブ】）（資料 5-22【ウェブ】）。

入学者選抜においては、公正な実施を厳格に貫くとともに、法務研究科教授会全構成員が不測事態発生時に速やかに対応できるような運営体制を整備している。

入学者の受入れについては、「公平性、開放性、多様性」に加えて、本学独自の理念、法曹像を勘案して、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させることとしている。

入学者選抜を受ける機会は、すべての志願者に等しく公正に保障されている上、出身大学、出身学部のいずれについても、合否判定上の優遇策は設けられていない。また、入学者に対する寄附等の募集は行っていない。

入試当日は、法務研究科長を実施責任者、大学院事務課長を事務責任者として、実施体制を組んでいる。小論文試験と法律科目試験の各試験会場には教職員を配置し、監督業務と受験者の本人確認を行い、適切に入学者選抜を実施している。面接試験では、面接控室に事務職員を配置し、再度本人確認を行い、入学者選抜の適切かつ公正な実施に努めている。2016 年度入試から新たに設置した東京会場でも、専任教員及び専任事務職員を派遣し、東京会場の入学試験の運営に当たっている。

各入試実施後開催される法務研究科入試委員会において、入試合格判定案、法学既修者の認定案、専門職大学院給付奨学生及び地域貢献奨学生候補者の選考案が作成される。これらの案に基づき、教授会で審議が行われ、合格者、既修者認定、専門職大学院給付奨学生及び地域貢献奨学生候補者が決定される。

2020 年度は新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に対応するため、試験場に入る際には検温を実施し、試験場にはアクリル板やビニールシートを設置する等の対策を行った。また、特別入試専願受験者は面接試験をオンラインで実施し、来学の必要がないように配慮した。

点検評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点	：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理
-------	----------------------------

- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
 - ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
- ＜学士課程＞
- ・ 入学定員に対する入学者数比率
 - ・ 編入学定員に対する編入学生数比率

1. 学士課程

本学における過去 10 年間での入学定員の変更については、地域政策学部を設置届出に伴い、2011 年度から地域政策学部の入学定員を 220 名とし、経済学部を 375 名から 330 名に変更している。2012 年度からは、文学部の入学定員 325 名を 20 名増員して 345 名とした。また、2018 年度には、文学部人文社会学科から一部定員を振り替える形で文学部心理学科を設置した。人文社会学科の入学定員を 290 名、心理学科の入学定員を 55 名とし、文学部としての入学定員の総数は 345 名から変更していない。

学生の受け入れについては、収容定員に対する在籍学生数も考慮に入れて、各年度の入学予定者数を大学評議会で決定し、それを基に入学試験戦略委員会で合格判定原案を作成し、合格者判定委員会で決定している。

学士課程の入学定員（2012 年度以降は 1,995 名）に対して、この 5 年間の入学者数と入学定員超過率は、2016 年度から 2020 年度まで順に、2,412 名（1.21）、2,229 名（1.12）、2,342 名（1.17）、2,275 名（1.14）、2,310 名（1.16）、平均 2,314 名（1.16）となっている。また、学部の収容定員は 7,980 名であり、2020 年度の在籍学生数は 9,419 名、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.18 となっている。やや定員超過率が高くなっているが、定員設定と定員管理については概ね適正に行われていると考える。

2. 修士課程・博士後期課程

修士課程におけるこの 5 年間の入学者数と入学定員充足率（入学定員 100 名※ただし 2020 年度より 90 名へ変更）は、2016 年度から 2020 年度まで順に 23 名（0.23）、27 名（0.27）、21 名（0.21）、18 名（0.18）、22 名（0.24）、平均 22.2 名（0.23）となっており、毎年、入学定員の 30%を下回っている状態が続いている。修士課程の収容定員は 180 名であり、2020 年度の在籍学生数は 41 名、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.22 となっている。個別にみると、経済学研究科は 2017 年度から在籍学生がなく、文学研究科は 3 専攻（日本文化専攻、地域社会システム専攻、欧米文化専攻）の在籍学生数が 10 名を下回っている状態が続いている。この状況を少しでも改善すべく、経済学研究科では 2020 年度より入学定員を 25 名から 15 名に変更したが、改善に至っていない。ちなみに、経営学研究科と中国研究科は収容定員に対しいずれも 50%前後となっている。

博士後期課程における 5 年間の入学者数と入学定員充足率（入学定員 39 名）は、2016 年度から 2020 年度まで順に 11 名（0.28）、11 名（0.28）、15 名（0.38）、11 名（0.28）、9 名（0.23）、平均 11.4 名（0.23）となっており、修士課程と同様に入学定員を下回る状態が続いている。博士後期課程の収容定員は 117 名であり、2020 年度の在籍学生数は 27 名、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.23 となっている。中国研究科と文学研究科日本文化専攻以外は、ほとんど学生が在籍していない状態が続いている。

3. 専門職学位課程

専門職学位課程については、専門職大学院学則（資料 1-4）において、適切な入学定員の設定に努めており、開校当初の入学定員は 40 名であったが、2011 年度より 40 名から 30 名に削減し、2013、2014 年度に法務研究科入試委員会、法務研究科教授会、学内関係機関において収容定員について再度見直した結果、2015 年度より入学定員を 20 名に改めた。専門職学位課程における 5 年間の入学者数と入学定員充足率は、2016 年度から 2020 年度まで順に 7 名（0.35）、8 名（0.40）、7 名（0.35）、10 名（0.50）、7 名（0.35）、平均 7.8 名（0.39）となっており、定員の見直しを行っても、なお充足できていない状態が続いている。収容定員は 60 名（入学定員 20 名×3）であるが、これに対して、2020 年 5 月 1 日現在の在籍者数は、原級留置者及び休学者を含めて 28 名、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.47 となっており、収容定員においても充足できていない状況は同じである。

**点検評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れにかかわる取組みについては、第 2 章「内部質保証」「点検・評価項目③」「2. 自己点検・評価活動について」で述べた本学の自己点検・評価活動のうち、「事業計画・事業報告」及び「学部・研究科の自己点検・評価」の中で、各種委員会に関することや学部・研究科に関することを点検・評価している。また、事務局からの視点として、「課室別目標管理」においても、点検・評価を実施している。

1. 学士課程

学生募集活動及び入学者選抜に関する検証については、毎年度、入試が終了した時点で学生募集活動と入学者選抜の両面から、実績、課題、問題点等を検証した結果を「入試総括」（資料 5-23）、「入学試験集計資料」（資料 5-24）として取りまとめている。入試課にて、出願状況から志願者の動向、特徴等を分析し、入学試験戦略委員会、常任理事会、学内理事会で審議の上、教授会、合同課長会議、入学試験委員会、キャリア形成検討会議にて報告を行い、全学に周知し情報を共有する体制を確立し、併せて次年度以降の入試制度改革の検討材料として活用している。

また、学習指導要領が変更された場合や入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の遵守を目的とした入試制度の変更等、次年度の学生募集と入学者選抜に向けた課題事項については、「入試における課題事項と対応」として毎年度下半期（9 月から 3 月の約半年）をかけて、議論を重ねている。この上で、次年度の学生募集と入学者選抜の計画を立案し、項目ごとに入学試験戦略委員会、入学試験委員会、常任理事会、学内理事会、教授会にて審議・決定している。

外国人留学生入試については毎年度入試終了後に入試総括（資料 5-25）を作成し、全体的な志願動向や傾向等について国際交流委員会で分析を行った上で、学内の各関係会議等での報告も行っている。また、出願者の日本語能力（日本留学試験得点分布）や、入学後の単位修得状況、出席状況等も踏まえ、随時国際交流委員会で入試制度及び入試実施方法の見直しや改善等について検討を行っている。

2. 修士課程・博士後期課程

大学院委員会、各研究科委員会において次年度の学生募集と入学者選抜の計画を立案し、審議・決定している。

3. 専門職学位課程

法務研究科入試委員会で入学試験の総括（資料 5-26）（資料 5-27）を行い、成果や課題について確認・検証しており、改善・向上に向けた取組みについて、可能なことから実践している。志願者数の減少、志願者の中に占める社会人の数の減少等の事態に対処するため、法務研究科入試委員会、法務研究科教授会等で検討を進め、社会人向けの特別入試の制度や東京での受験会場の増設をするなど、事態の進展に応じた機敏な対応を一定程度進めてきており、その成果が現れるのを待っている段階である。

なお、本学の自己点検・評価活動のうち「事業計画・事業報告」「課室別目標管理」については、その結果を、自己点検・内部質保証委員会に報告し、全学的な事例や改善方策の確認と自己点検・評価サイクルの適切性の確認は行っているものの、同委員会による改善・向上の助言や指摘が十分にできているとは言えない。今後は、「内部質保証方針」に示す自己点検・内部質保証委員会を含めた全学的な内部質保証のプロセスの改善・向上に向けて、機能強化を図っていくことが必要であると認識している。

（2）長所・特色

入学者選抜に関わる組織が、学長のリーダーシップの下、教育職員、事務職員の協働により運営されているため、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に定める学生像の具現化、高等学校から高等教育へとつながる高大接続を意識した入試制度改革につき、学内の意思決定が迅速に行われている。

外国人留学生入試にかかわり、メインである一般入試において、日本留学試験の日本語科目のうち記述式設問（50 点）は素点を利用しているが、受験生が試験対策を取りやすいという側面がある選択式設問の点数（読解、聴解、聴読解 計 400 点）を大きめに圧縮（4 分の 1）し、面接試験（100 点）と同じ配点にしている。これは他大学と比較しても大きな圧縮幅であり、当日の面接試験（100 点）での学習意欲や人物評価なども重視し、総合的なバランスを考慮し可否を判定している。

（3）問題点

外国人留学生入試について、日本語能力に加えて、大学で様々な学問を幅広く学習する

ための基礎学力を入学者選抜時に把握できるような入試制度（選抜方法）の見直しの必要性を認識している。

修士課程・博士後期課程では、収容定員に対し在籍学生数が大きく下回っている現状が続いている。これは、以前からの課題であり、2016 年度に策定された「第 4 次基本構想」や各年度の事業計画書には、大学院全体の改革再編、入学定員の見直し、入学者増の対策など記載し、対策を検討しているが、なかなか改善まで至っていない。

専門職学位課程についても、収容定員に対する在籍学生比率は 45%～60%の間で推移している。改善・向上に向けた取組みを行っているものの、なかなか成果として表れていない。

（４）全体のまとめ

本学は、学部・学科及び研究科の専攻ごとに定めた「教育研究上の目的」の実現に向けて、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を策定・公表している。学生の受入れについては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正性、厳格性、透明性を担保している。

全ての学部において、基礎学力をバランス良く備えた入学者を選抜するために、3 教科以上を課す一般選抜に重点をおいた入学試験を実施しており、また、学校推薦型選抜についても、一定水準以上の学業成績を求めるとともに、高等教育を受けるために必要な基礎学力を把握するための学科試験（英語・国語）を課している。志願者数は、2016 年度から 2020 年度まで順に 22,396 名、22,918 名、24,112 名、25,415 名、25,125 名と前年度まで増加傾向が続いており、一定の成果が上がっている。

一方、大学院においては、例年、修士課程は第 1 期（8～9 月）と第 2 期（2 月）の年 2 回、博士後期課程は年 1 回（2 月）実施しているが、大学院修士課程におけるこの 5 年間の収容定員に対する在籍学生比率は、いずれも 30%を下回っている状態が続いている。大学院博士後期課程における 5 年間の収容定員に対する在籍学生比率は、修士課程同様と芳しくなく、中国研究科と文学研究科日本文化専攻以外は、ほとんど学生が在籍していない状態が続いており、課題である。このたび、大学院再編等検討委員会を立ち上げ、収容定員だけでなく、そのほか多岐にわたる大学院の課題を検討することとしている（資料 1-28）。専門職大学院法務研究科の収容定員に対する在籍学生比率も課題であると考えている。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針に関する方針」（以下、「教員・教員組織方針」）を策定した。その後、定期的に見直しや確認がなされ、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この「教員・教員組織方針」は、策定段階で各学部の教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、本学公式ホームページ（資料6-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

大学として求める教員像として、「教員・教員組織方針」の中で「本学として求める教員像は、これらの「教育研究上の目的」及び3つのポリシーについての十分な理解、優れた教育力と研究力、豊かな人間性、を兼ね備えた人材である。」と示している。また、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」第3条、第4条及び第5条において、それぞれ教授、准教授、助教の採用及び昇格の基準を定め、本学において教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有するものを選任することになっている。また、各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等は、具体的な採用人事手続きの中で、教員の採用を必要とする学部・学科によって作成される「教員配置要望書」に募集する研究分野や担当科目に応じて求められる教育上の能力や業績を記載している。実際の採用人事を進める中で、応募者に対してこれらの能力や業績を確認し、適切な人材を採用するよう努めている。

「教員・教員組織方針」で示された各学部専任教員数を踏まえ、各学部として採用できる教員数の範囲内で、各学部の「教育研究上の目的」を実現するためのカリキュラムを維持できるよう、各分野の教員をバランス良く確保することに努めている。なお、大学院6研究科及び専門職大学院法務研究科の専任教員数は「教員・教員組織方針」には示されていないが、大学院6研究科については、各研究科の基礎となる学部には所属する教員を中心に組織しており、各研究科の「教育研究上の目的」を実現するためのカリキュラムを維持できるよう各専門分野の教員をバランス良く配置している。また、専門職大学院法務研究

科の専任教員数は、専門職大学院設置基準上必要な専任教員数（12 名）を考慮した 13 名（内 1 名は、法務省からの派遣検察官）とすることが 2015 年 4 月 16 日の大学評議会で確認されている。

学則（資料 1-2）、大学院学則（資料 1-3）、専門職大学院学則（資料 1-4）に基づき、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしている。

学士課程においては、学則第 11 条に基づき、専任教員で組織する教授会を置いており、同第 12 条において、「教授会は、教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。」と定められている。これにより学部の教授会における責任範囲は明確に示されていると言える。

- 1) 教育課程の編成並びに授業の計画及び実施に関する事項
- 2) 試験に関する事項
- 3) 学生の入学、退学、転学部、転学科、進級、休学及び卒業に関する事項
- 4) 学位の授与に関する事項
- 5) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- 6) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 7) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項
- 8) 法令並びに学校法人及び大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項

学内の連携体制に関わっては、大学の教学及び経営に係る重要事項を審議する大学評議会へ、職務上の委員のほか各学部より選出された委員 2 名が加わって運営にあたっている。また、専門分野別の各種委員会活動に関わっては、教学委員会、学生部委員会、研究委員会、入学試験委員会、国際交流委員会、教職課程センター委員会、図書館委員会、ICT 委員会、キャリア支援センター委員会、語学教育研究室運営委員会、一般教育研究室運営委員会、学習・教育支援センター委員会、ハラスメント防止人権委員会等において、各学部より委員を選出して運営にあたっており、学内における組織的連携が構築されている。

また、専門教育科目と共通教育科目との連携という点は、本章点検評価項目②「5. 教養教育（共通教育科目）の運営体制」にて詳細を説明している通り、学士課程全体として組織的な連携体制をとっている。

修士課程及び博士後期課程においては、大学院学則第 9 条に基づき、専任教員で組織する研究科委員会を置いており、同第 11 条において、「研究科委員会は、教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。」と定められている。これにより、研究科委員会における責任範囲は明確に示されていると言える。

- 1) 大学院担当教員資格審査に関する事項
- 2) 授業科目の編成及び担当に関する事項
- 3) 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- 4) 学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了等に関する事項

- 5) 試験に関する事項
- 6) 学位の授与に関する事項
- 7) 学生の奨学及び賞罰に関する事項
- 8) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項

また、大学院各研究科の連絡・調整を図るために、大学院学則第9条に基づき、大学院長を議長とする大学院委員会を置き、各研究科長のほか、各研究科1名（文学研究科については各専攻1名、計3名）の委員を選出している。なお、大学院長は、役職上、大学の教学及び経営に係る重要事項を審議する大学評議会の委員となっており、大学内での連携体制が整えられている。

専門職学位課程においては、専門職大学院学則第10条及び第11条に基づき、専任教員で組織する教授会を置いており、同第12条において、「法務研究科教授会は、研究科に属する教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。」と定められている。これにより、専門職大学院の法務研究科教授会における責任範囲は明確に示されていると言える。

- 1) 教育課程の編成並びに授業の計画及び実施に関する事項
- 2) 教育研究及び指導に関する事項
- 3) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 4) 研究科長の選出に関する事項
- 5) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項
- 6) FD活動に関する事項
- 7) 学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了等に関する事項
- 8) 試験に関する事項
- 9) 学位の授与に関する事項
- 10) 学生の奨学及び賞罰に関する事項

また、法務研究科長が、役職上、大学の教学及び経営に係る重要事項を審議する大学評議会の委員になっており、大学内での連携体制が整えられている。

点検評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比

- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
 - ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
 - ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
 - ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮
- ＜専門職学位課程＞
- ・ 実務家教員の適正な配置

評価の視点 3：教養教育の運営体制

1. 専任教員数、教員組織の編成に関する方針と教員配置

2020 年 5 月 1 日現在の本学専任教員数は 237 名（実人数）である。この中には特別任用教員 20 名、契約教員 2 名、嘱託助教Ⅰ及びⅡ 12 名、研究助教 3 名を含んでいる。

学士課程では、文学部 44 名、法学部 29 名、経済学部 32 名、経営学部 36 名、現代中国学部 22 名、国際コミュニケーション学部 33 名、地域政策学部 25 名、名古屋語学教育研究室所属（名古屋校舎学部共通）1 名、豊橋語学教育研究室所属（豊橋校舎学部共通）1 名となり、計 223 名の教員数にのぼる。大学基礎データ（表 1）に示す通り、これらの専任教員数は、大学設置基準に定められている必要な専任教員数を満たしており、また、必要とされる専任教員数の半数以上の教授が配置されている。

専任教員の配置は、上述の「教員・教員組織方針」に従ったものであり、適正な専任教員の配置がなされている。欠員が生ずることになれば、「教員・教員組織方針」に定めた基準数を超えない範囲で採用人事を行うことになる。定年退職者の後任補充の場合、機械的に前任者と同じ科目で募集するのではなく、カリキュラム上もっとも必要性が高い科目で募集するなど、常に時代の要請に応えるべく対応を心掛けている。各学部では、まず学部内の関係会議等にて研究領域ごとの教員の過不足状況や学部将来構想を踏まえ、採用すべき科目担当者を議論した上で、教授会で採用人事の実施を審議している。募集・選考の結果、「適格者なし」として採用が見送られることもあるが、直ちに再募集または別の形での採用人事を行っており、「教員・教員組織方針」に沿った教員数を確保するよう努めている。

修士課程・博士後期課程では、法学研究科博士課程 13 名（公法学専攻 6 名、私法学専攻 7 名）、経済学研究科修士課程 21 名、経済学研究科博士後期課程 16 名、経営学研究科修士課程 24 名、経営学研究科博士後期課程 9 名、中国研究科修士課程 18 名、中国研究科博士後期課程 9 名、文学研究科修士課程 30 名（日本文化専攻 8 名、地域社会システム専攻 11 名、欧米文化専攻 11 名）、文学研究科博士後期課程 17 名（日本文化専攻 6 名、地域社会システム専攻 7 名、欧米文化専攻 4 名）、国際コミュニケーション研究科修士課程 19 名である。大学基礎データ（表 1）に示す通り、大学院設置基準上必要な専任教員数について、文学研究科欧米文化専攻博士後期課程において、1 名不足している。ただし、2020 年度中に大学院担当教員資格審査が行われており、2021 年 4 月にはこの問題は解消される。

専門職学位課程である法務研究科においては、13名の教員を配置している。大学基礎データ（表1）に示す通り、これらの専任教員数は、専門職大学院設置基準に定められている必要な専任教員数を満たしている。専任教員13名のうち実務家教員は4名であり、実務科目にとどまらず手続法等の法律基本科目においても、研究者教員と実務家教員が共同で授業を行うことが可能であり、理論と実務の架橋も十分に図られている。

なお、冒頭で記載した本学専任教員数（実人数）については、前述した大学院研究科の専任教員数のうち、1名を除いてほぼ全てが各研究科の基礎となる学部にも所属する教員を中心に構成しており、教員数としてはダブルカウントしている。そのため、実人数では学士課程223名、修士課程・博士後期課程1名、専門職学位課程13名の計237名となる。

2. 大学院研究科担当教員の資格審査

大学院研究科担当教員（修士課程、博士課程）の資格審査については、「大学院担当教員資格審査内規」（資料6-2）に基づき、各研究科委員会で行っている。審査基準は、①修士課程又は博士前期課程の講義を担当する教員、②修士課程又は博士前期課程の演習を担当する教員、③博士後期課程の講義を担当する教員、④博士後期課程の研究指導を担当する教員の、それぞれにおいて定められており、適切な審査が行われている。

3. 「教育研究上の目的」等に応じた教員の配置及び担当科目

各学位課程において、教育上主要と認められる授業科目には、多くの場合専任教員を配置している。必修科目、選択必修科目における専任教員の配置状況は、大学基礎データ（表4）に示す通りである。各学部とも「教育研究上の目的」を達成するために適切な教員配置が行われている。学士課程での特徴的な例としては、国際コミュニケーション学部では、高度な英語運用能力と国際的なコミュニケーション能力を育成するため、ネイティブ教員を多数配置し、少人数教育を推進している。現代中国学部では、学部の特色を反映して、専任教員のうち、中国・台湾出身の教員が4分の1以上を占めており、また、中国現地の協定校から教員を招聘し、ハイレベルな中国語教育を展開している。経営学部においては、研究者教員に加えて、公認会計士、税理士、弁護士資格等を持つ実務経験を有する教員を配置し、より実践的な教育が行われている。

4. 授業担当負担及び年齢構成、国際性、男女比

教員の授業担当負担については、専任教員の責任授業時間を、教授・准教授は週5回、助教は週4回としている。上限については、特別の事情のない限り、大学院を含め、週10回未満を原則としている。2019年度における専任教員（特任等を除く）一人当たりの年間担当コマ数の平均は5.29コマであり、授業負担への配慮がなされている。

専任教員の年齢構成については、そのバランスが適正になるよう配慮する旨を「教員・教員組織方針」に掲げており、各採用人事の中で個別にバランスを考慮して採用を決定している。2020年5月1日現在の年齢構成は、学士課程の専任教員223名のうち、70歳以上は0名（0.0%）、60歳～69歳は65名（29.1%）、50歳～59歳は60名（26.9%）、40歳～49歳は69名（30.9%）、30歳～39歳は25名（11.2%）、29歳以下は4名（1.8%）であ

る。40 歳代、50 歳代、60 歳代の教員がそれぞれ 30%前後の割合であり、おおむねバランスの取れた教員配置が実現されている。ただし、学部別に見れば、60 歳以上の教員の割合が 50%を超えている学部もあり、その点は、徐々に是正していく必要がある。

国際性に関しては、学士課程の専任教員 223 名のうち、外国人教員（外国籍教員）が 33 名在籍しており、これは全体の 14.8%にもおよぶ。また、男女比については、2020 年 5 月 1 日現在、学士課程の専任教員 223 名のうち、男性は 169 名（75.8%）、女性は 54 名（24.2%）となっている。

5. 教養教育（共通教育科目）の運営体制

本学では、教養教育（共通教育科目）を主に担当する教員も各学部にも所属する体制をとっている。基本的に、名古屋及び豊橋の各校舎単位で教養教育を運営している。カリキュラムは、科目区分は校舎間で統一し、科目は校舎（学部）の特性に応じて適切な科目をそれぞれ配置している。共通教育科目の授業計画立案・実施・調整については、名古屋校舎、豊橋校舎それぞれに置かれた教学委員会が担当している。教学委員会の下には、分野ごとの授業計画の策定及び運営を行う組織として、外国語分野担当学会議、体育分野担当学会議、一般教育担当学会議が置かれ、担当学会議の責任者が教学委員会の委員となる。さらには、外国語分野担当学会議の下には、第 1 外国語（英語）分科会及び第 2 外国語（未修）分科会が置かれ、一般教育担当学会議の下には、数理・情報分野分科会、自然分野分科会、社会分野分科会、人文分野分科会が置かれている（資料 6-3）。なお、本学専任教員（特任教員含む）は少なくとも一つの分野分科会に所属することにしており、研究領域を踏まえた所属希望の分野分科会を集約し、学部長が教授会構成員の所属分野を把握し、学部長の責任において分野登録を行うことにしている。このことにより、共通教育科目を中心に担当する教員のほか、学士課程専門教育科目を中心に担当する専任教員を含め、全体で共通教育科目を運営する体制としている。

教学委員会は、教学部長が委員長となり、委員として 3 分野の担当学会議の責任者のほか、各学部の教学主任、事務局（教務事務部長、名古屋教務課長及び豊橋教務課長）も参加し、本学の重要な教学事項を審議、立案し、各教授会に提案する任務を担っている。教学部長は、役職上、大学の教学及び経営に係る重要事項を審議する大学評議会の委員となっており、大学内での連携体制が整えられている。

点検評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料 6-4）、「学部卒及び専門職大学院卒採用人事手続き取扱要領」（資料 6-5）、「大学卒採用人事手続き取扱要領」（資料 6-6）、「昇格人事手続き取扱要領」（資料 6-7）に基づき実施してい

る。

本学では「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」第7条に定める通り、専任教員を①学部枠、②専門職大学院枠、③大学枠、の3つに大別しており、この種別によって募集・採用・昇格の手続きが分けられている。

①学部枠とは、各学部及び併設する短期大学部の「教育研究上の目的」を実現するために必要な教育職員の採用枠であり、その枠により採用される者及び既に採用されている者を学部枠教員という。②専門職大学院枠とは、専門職大学院の「教育研究上の目的」を実現するために必要な教育職員を採用するための採用枠であり、その枠により採用される者及び既に採用されている者を専門職大学院枠教員という。③大学枠とは、大学の「教育研究上の目的」を実現するために必要な教育職員の採用枠であり、その枠により採用される者及び既に採用されている者を大学枠教員という。具体的な分野としては、教職課程枠、司書課程枠、日本語教育枠、嘱託助教Ⅰ（主に共通教育科目の外国語分野を担当）枠、文部科学省補助金事業推進枠、会計人養成枠が設けられている。大学枠教員の所属先学部は、学内理事会で審議、決定される。

学部枠教員及び専門職大学院枠を採用するためには、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料 6-4）及び「学部枠及び専門職大学院枠採用人事手続き取扱要領」（資料 6-5）に基づき、各教授会が中心となって、募集・採用を行うことになる。学部枠及び専門職大学院枠採用人事を開始するためには、学部長または専門職大学院研究科長は、「教員配置要望書」を作成し、常任理事会、学内理事会、大学評議会の審議を経て、採用枠について学長の承認を得ることになる。採用枠が認められた後は、教授会の中に採用選考委員会を構成し、そこで選考した候補者について教授会が審議を行い、常任理事会、学内理事会、大学評議会の議を経て、最終的に学長が採用の決定を行うことになる。各学位課程において、必要となる専門分野に関する能力を募集要項に記すように努め、適切に採用している。

大学枠教員を採用するためには、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料 6-4）及び「大学枠教員採用人事手続き取扱要領」（資料 6-6）に基づき、学内理事会や大学評議会が中心となって、募集・採用を行うことになる。大学枠教員を必要とする組織の代表者は「教員配置要望書」を作成し、常任理事会の議を経て、学内理事会に提案する。学内理事会が所属組織や採用方針等を決定の後、大学評議会の議を経て、学長の承認を得ることになる。採用枠が認められた後は、大学評議会の中に採用選考委員会を構成し、そこで選考した候補者について、常任理事会、学内理事会の議を経て、大学評議会が審議し、最終的に学長が採用の決定を行うことになる。

募集を行う際も、採用の決定を行う際も、必ず各段階の会議体を経ることになっており、募集要領、選考報告書、候補者の履歴書・教育研究業績書は、各会議体で配付しており、公平性・透明性が担保されたものとなっている。

教育職員の採用においては、面接審査を行うことになっており、その際、多くの場合において、模擬授業を課している。当然のことながら、平時であれば、対面にて上記審査を

行うことになるが、2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の市中の感染状況を考慮して、Web 会議システムを活用したオンラインによる面接審査を実施したり、模擬授業は動画（オンデマンド）教材の提出を求めたケースもあった。また、採用選考委員会の開催に際しては、Web 会議も活用した。

昇任（本学では「昇格」という）については、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料 6-4）及び「昇格人事手続き取扱要領」（資料 6-7）に基づき、学部卒教員については各教授会、大学卒教員については大学評議会が中心となって昇格審査を行う。昇格の基準に該当する者に対して、昇格審査についての意思確認を行い、昇格審査を希望した者がある場合、昇格審査委員会が構成されることになる。学部卒教員については、教授会のもとに昇格審査委員会が設置され、そこでの審査結果を踏まえ教授会で昇格の可否について審議を行い、最終的な昇格の決定は、学長が行う。大学卒教員については、大学評議会のもとに昇格審査委員会が設置され、そこでの審査結果を踏まえ、常任理事会、学内理事会を経て、大学評議会では昇格の可否について審議を行い、最終的な昇格の決定は、学長が行う。

昇格審査を行う際には、上記の通り必ず各段階の会議体を経ることになっており、また、審査対象者の「履歴書」、「教育研究業績書」、「教育活動・研究活動・大学運営協力・社会貢献活動に関する自己評価報告書」を各会議体で配付しており、公平性・透明性が担保されたものとなっている。

また、各学部においては、採用及び昇格に関する別途学部内規を定めており、より一層公平性を高めている。

学部	内 規	資料
文学部	文学部教授等採用及び昇格基準	(資料 6-8)
経済学部	経済学部教授等資格基準内規	(資料 6-9)
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学部教授等資格基準内規	(資料 6-10)
法学部	法学部教員採用・昇格基準内規	(資料 6-11)
経営学部	経営学部教授等資格基準内規	(資料 6-12)
現代中国学部	現代中国学部教授等資格基準内規	(資料 6-13)
地域政策学部	地域政策学部採用及び昇格人事の手続きと審査基準に関する内規	(資料 6-14)

大学院担当教員資格審査については、「大学院担当教員資格審査内規」（資料 6-2）「資格審査に関する諒解事項」（資料 6-15）「資格審査に関する申し合せ」（資料 6-16）に基づいて行われ、研究科委員会と大学院委員会で審議・決定している。また、大学院各研究科専任教員は、基本的には、いずれかの学部にも所属しており、各研究科委員会は独自に大学院担当専任教員を採用することができない。各研究科委員会は、学部専任教員に対して大学院担当専任教員としての資格審査を行うということになっている。

点検評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

（ア）学士課程

学士課程では 2000 年に FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を設置した。同委員会は、大学の三大機能（教育、研究、地域貢献）のうちの二つである教育と研究の発展について検討を進め、関係する諸機関と協力して、特に教育機能の改善を推進することによって、本学の大学としての質的向上を図ることを目的とし、教員の資質の向上を図ってきた。これを発展的解消する形で、2007 年に FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を廃止し、学習・教育支援センター及び同委員会（資料 6-17【ウェブ】）を設置した。2011 年度初めに従前の取組みを踏まえて新たな基本方針「愛知大学 FD 基本方針（以下、「FD 基本方針」）」を策定し、現在はその「FD 基本方針」に沿って FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を行っている。なお、当該「FD 基本方針」は本学公式ホームページにて公表している（資料 6-18【ウェブ】）。同委員会では、「学生による授業評価アンケート」（資料 6-19【ウェブ】）等さまざまな取組みを展開してきたが、現行のものは 2014 年に改編したものを継続している。2020 年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、春学期は全科目を遠隔（オンライン）授業に、秋学期においても 3 割程度の科目を遠隔（オンライン）で授業を実施した。これまで行ってきた「学生による授業評価アンケート」の設問は対面授業を想定されていることや、アンケートの実施及び回収についても対面で実施してきたことから、これまで行ってきた内容でのアンケートの実施を見合わせた。これとは別に、危機管理委員会の下に設置された「教学に関する新型コロナウイルス対策委員会」において、2020 年度春学期には、学生と教員を対象に「2020 年度春学期におけるオンライン授業実施に関するアンケート」（資料 6-20）を実施した（実施期間は 6 月 30 日～7 月 15 日）。このアンケートは、遠隔（オンライン）授業について、学生や教員が春学期における取組状況や課題を把握し、秋学期以降の授業運営に活かすことを目的として実施した。アンケート結果は「LiveCampus」で学生と教員に対して公表した。秋学期においては、春学期に実施した「2020 年度春学期におけるオンライン授業実施に関するアンケート」（資料 6-20）を基盤に包括的な形式（授業ごとのアンケートではなく、履修した全ての授業に対するアンケート形式）で「遠隔（オンライン）授業と対面授業に関するアンケート」を行い、非常事態であった 2020 年度を総括（資料 2-23）し、2021 年度につなげることを構想している。なお、このアンケートの回答率は、学生については 28%、教員については 45%であった（資料 2-23 P. 4～P. 6）。また、春学期末に引き続き、秋学期末にも同様に「2020 年度秋学期における授業実施に関するアンケート」（資料 6-21）を実施した。その結果は 2020 年度内に取りまとめ、2021 年度以降の授業実施方法の参考とする予定である。

そのほかの試みとしては、2003 年度から継続している授業改善研修制度があげられる。これは専任教職員が、個人レベルでの授業改善努力を支援する授業改善に資する研修（他大学開催の FD 講演会等）への参加助成を行う制度であり、具体的にはその参加費や交通費を助成するものである。これまで 200 名を超える教職員が参加し、その研修結果はホームページにて公表し、間接的に他の構成員との共有化を図っている（資料 6-22【ウェブ】）。加えて、大学教育問題全学講演会（4 月）、FD フォーラム（10 月）も 2001 年より継続して開催し、その時機に即したテーマを設定し、有識者の見解や理論を構成員で共有しつつ、自己の授業等に生かすことを継続的に意識づけている（資料 6-23【ウェブ】）（資料 6-24【ウェブ】）。今年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、大学教育問題全学講演会の開催を見合わせたが、遠隔（オンライン）授業の設計や効果的な遠隔授業を行うためのヒントをテーマとした FD フォーラム（2020 年 9 月 9 日開催）を開催した（資料 6-25）。参加者は 43 名、専任教員（特任等を含む）に対する参加率は 18.6%であった。また、学長補佐（内部質保証担当）が中心となり、学長裁量経費企画「新しい教育方法研究プロジェクト」として、6 月には「著作権についての考え方とオンライン教育での著作権について学ぶ」（2020 年 6 月 13 日開催、参加者：教員 8 名・職員 2 名）（資料 6-26）を、11 月には「ループリックを活用した評価を実践してみよう！」（2020 年 11 月 30 日開催、参加者：教員 4 名）（資料 4-49）を、1 月には「カリキュラムの「逆向き設計」—パフォーマンス評価をどう活用するか—」（2021 年 1 月 25 日開催、参加者：教員 8 名・職員 1 名・学生 1 名）（資料 4-50）をそれぞれ開催した。また、遠隔（オンライン）授業における教材開発・教授法についての意見交換を目的とした遠隔授業ワークショップを一般教育研究室主催で開催した（2020 年 9 月 4 日開催）。これらは、いずれもオンライン形式での開催である。

教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善を目的とした学部ごとの取組みとしては、例えば経済学部では、学部内 FD 学習会を開催して講義や演習における指導方法について教員相互で意見交換を行っている。また法学部では、学部内で「教学に関する懇話会」を開催し、授業方法の改善に努めている。文学部では、コロナ禍においても、ラジオ放送という媒体を生かし、例年どおり、教員と学生の FM 豊橋での研究や教育の公表を行った。

なお、2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的として 2020 年度春学期の全授業科目を遠隔（オンライン）による授業実施とした。本学では、学長を委員長とする危機管理委員会において、全学的な体制で感染症対策に取り組んだ。大学にとって最も大切な教育（授業の実施）を、その質を落とすことなく、滞りなく実施することは大学に課せられた重大な責務であるとの認識から、危機管理委員会の下に「教学に関する新型コロナウイルス対策委員会」を設置し、遠隔（オンライン）による授業実施について制度面を中心とした諸施策を検討・実施した。また、遠隔（オンライン）による授業を大学全体で導入することは初めての試みであり、ノウハウの蓄積や機材・設備・人的支援体制の整備が十分には整っていない状況であったことから、全学的な対応として、危機管理委員会の下に教学担当副学長を責任者とする「遠隔授業実施ワーキンググ

ループ（以下、遠隔 WG）」（資料 2-22）を立ち上げ、教員向けには授業教材作成や授業収録の支援、Web 会議ツールを始めとした各種ツールのマニュアル整備及び周知、学生向けには遠隔授業受講環境の整備支援、Web 会議ツールを始めとした各種ツールのマニュアル整備及び周知、問い合わせ対応を行う体制を整えた。遠隔 WG で作成した各種マニュアルを教員や学生に全学的に展開し、不明な点の問い合わせをきめ細やかに対応することで、授業教材や動画の作成準備、Web 会議ツールを使用した授業の実施及び受講に対応し、質を確保しながらの授業実施に最大限努めた。

また、前述のように、遠隔（オンライン）授業実施において問題となる著作権の取扱いに関して、学長裁量経費の中でオンラインによる勉強会（資料 6-26）を開催し、認識向上に努めた。春学期末には教務関係部署が中心となって全学の教員・学生を対象に、学生の取組状況、困っていることや課題を把握し、秋学期以降の授業運営に活かすことを目的として「2020 年度春学期におけるオンライン授業実施に関するアンケート」（資料 6-20）を実施し、その結果（資料 2-23）を危機管理委員会で速やかに共有し諸施策への反映に努めた。また学内限定で学生向けに公表するとともに、教授会にも報告され学部単位での取組みに活かすよう取り組んだ。また、前述のように秋学期末にも同様に「2020 年度秋学期における授業実施に関するアンケート」（資料 6-21）を実施し、その結果は 2020 年度内に取りまとめ、2021 年度以降の授業実施方法の参考とする予定である。

遠隔（オンライン）授業を実施するにあたっての学部ごとの取組みとして、地域政策学部では学部に「オンライン授業対策委員会」を設置し、同委員会が中心となり遠隔（オンライン）授業開始に向けて他学部所属教員や非常勤教員の希望者も含めた Web 教員講習会等を開催した。現代中国学部では教授会で遠隔（オンライン）授業の体験をもとに意見交換を行ったほか、前述のアンケート結果を踏まえ意見交換し、秋学期以降の授業実施の改善の参考とした。国際コミュニケーション学部では、初年次科目（入門ゼミ）や外国語科目など同一科目で複数クラスを開講する科目について、非常勤教員を含む担当教員間でオンラインによるディスカッション用サイト等を立ち上げ、具体的な授業内容や方法、成績評価方法について調整を行った。またそれに参加できなかった非常勤教員に対しては専任教員が分担して連絡・調整を行った上で授業を実施した。さらには、複数教員で担当するオムニバス科目においても担当教員間でメール等を用いて具体的な授業内容や方法、成績評価方法について調整を行い、授業を実施した。その結果、従来と同様に相互連携を行うことができ、遠隔（オンライン）での授業であっても対面授業と同等の授業の質を担保することができた。

秋学期には、対面授業を増やす一方で、様々な事情で通学できない学生への配慮として、遠隔（オンライン）授業との併用で対応した。教室の機器設備として、対面授業を実施している模様をリアルタイムに撮影し、遠隔（オンライン）上で視聴できるよう整備した。また、2020 年度秋学期の遠隔（オンライン）授業の実施に際し、自宅の印刷環境が十分でない在学生への学修支援を目的に、授業に必要な資料を、印刷費用は大学負担にて、学生が各自コンビニエンスストアで印刷するサービスを導入した。

（イ）修士課程・博士後期課程

修士課程・博士後期課程では、大学院委員会の下に大学院 FD 委員会を設置し、大学院委

員会及び各研究科委員会と連携・協力し、大学院におけるFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動の企画・立案、推進を行っている（資料 6-27）。2020 年度においては、学士課程・修正課程・博士後期課程の全体で、「2020 年度春学期におけるオンライン授業実施に関するアンケート」及び「2020 年度秋学期における授業実施に関するアンケート」を実施した（資料 6-20）（資料 2-23）（資料 6-21）。しかしながら、独自の取り組みは、2017 年度と 2018 年度に、大学院 FD 委員会が中心となって全大学院生に向けてアンケート調査を実施したが、それ以降大学院におけるFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動は進んでいない状態である。

なお、2020 年度春学期は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的として全授業科目を遠隔（オンライン）による授業実施とした。前述（ア）学士課程で述べた教員の授業実施支援や学生の受講環境整備等の取組みは、修士課程・博士後期課程でも学士課程と同様に実施した。

（ウ）専門職学位課程

専門職学位課程においては、「愛知大学法科大学院自己評価・FD 委員会」（資料 6-28）を組織し、FD 活動等を行っている。「授業評価アンケート」（資料 6-29）（資料 6-30）は、開講される全科目において実施しており、また、「教員間による授業参観」（資料 6-31）は、2020 年度においては、専任教員（特任等も含む）13 人の内 5 人が参加した（参加率 38.5%）。さらには、定期的に FD 協議会を開催し、「授業評価アンケート」や「教員間による授業参観」の結果も踏まえた教員組織の編成・改善・向上に関する協議を行っている。

なお、2020 年度春学期は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的として全授業科目を遠隔（オンライン）による授業実施とした。前述（ア）学士課程で述べた教員の授業実施支援や学生の受講環境整備等の取組みは、専門職学位課程でも学士課程と同様に実施した。

2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の活性化を図るため、その成果を公表する場として、研究業績データベースを設けて、毎年更新することとしている（資料 6-32【ウェブ】）。そこでは、以下の項目に分類して業績の公表を行っている。

- (1) 専門分野／研究テーマとその内容
- (2) 過去 5 年間に発表した著書・学術論文・学会報告
- (3) 教育活動
- (4) 社会貢献等（社会における主な活動）

また、顕著な研究業績をあげている教員の研究プロジェクトの最新情報や、学内の研究制度（特別研修、短期学術交流、出版助成、特別重点研究助成）利用による研究成果を、大学公式ホームページ（資料 6-33【ウェブ】）を通じて発信している。

昇格審査の際には、「教育活動・研究活動・大学運営協力・社会貢献活動に関する自己評価報告書」を提出することになっており、その点も含めて昇格の可否が決定されることになっている。

点検評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員・教員組織にかかわる取組みについては、第 2 章「内部質保証」「点検・評価項目③」「2. 自己点検・評価活動について」で述べた本学の自己点検・評価活動のうち、「事業計画・事業報告」及び「学部・研究科の自己点検・評価」の中で点検・評価している。また、事務局からの視点として、「課室別目標管理」においても、点検・評価を実施している。

前述の学部卒教員数は、2011 年 1 月に人数が設定され、それを基に、各学部は 2010 年代後半までを対象とした教育職員人事計画を策定した。

それに関連して、「第 4 次基本構想」の中では、「1. 組織再編」として、「学生定員・人員計画の見直し」をあげており、そこでは、「専任教員の学部卒教員数は教学組織の再編に対応して見直しも検討する。」とされた。「第 4 次基本構想」を踏まえた事業計画書の中でも、「教学組織の再編を踏まえて、既存学部の学生定員規模及び教育職員人事計画の見直しを行う。」とされた。

これを踏まえ、2017 年 5 月に、本学の将来像と教学組織の在り方、大学及び学部の定員規模並びに教学組織の再編の方法を検討することを目的として、常任理事会の諮問機関として「将来教学組織検討委員会」（資料 3-14）を設置した。しかしながら、2018 年 4 月に「愛知大学における将来の教学組織について（答申）」（資料 3-15）を纏めたものの、未だ実現に至っていない。そのため、次期の長期的な人事計画を策定する時期に来ていることから、教学組織の再編の検討から切り離し、教育職員数を抜本的に見直すこととし、「教育職員数見直しの検討ワーキンググループ」（資料 6-34）を学長の下に設置している。

また、大学卒教員については、「第 4 次基本構想」の「1. 組織再編」の中で、「大学卒教員のあり方についても見直しを検討する。」とされたことを受けて、2016 年 9 月の大学評議会において、大学卒教員の配置分野及び教員数の見直しを行った。

上記検討とは別に、学士課程における教養教育の運営体制見直しの検討も行われた。2012 年 4 月の新名古屋校舎の開校に伴い、校舎ごとの学部構成が大きく変わったことによって、共通教育科目を運営するための新たなシステムの検討が必要となった。これを契機として、学士課程の共通教育科目の「理念・目的」を明確にするとともに、その上で求められる新たな共通教育科目の教育システムを検討することを目的に「共通教育に関する検討会議」（資料 6-35）を 2014 年 9 月 11 日に設置した。2015 年 9 月 10 日「共通教育における新たな教育システムについて（答申）」（資料 6-36）が大学評議会に示された。主として、全学教育推進機構、全学共通教育センター、教務委員会の 3 組織の設置が提言されたが、その具体化のため、「全学教育推進機構の検討委員会」（資料 6-37）を設置し、そこで別途検討することとなった。「全学教育推進機構の検討委員会」での結論は、「①学務委員会の構成員及び審議事項を見直して同委員会を補強することにより、全学的な教学の課題に機動的に対応する体制を整備すること、②2011 年度以降に策定された各学部の「教育職員人事計画表」を遵守いただくこと及び専任教員採用時の公募要領に「共通教育科目も担当す

る」旨を明記していただくことにより、共通教育科目を主に担当する教員の人事権の問題を解消する糸口とすることを提案する。」(資料 6-38) こととされ、おおむね従前の体制を維持することとなった。

なお、本学の自己点検・評価活動である「事業計画・事業報告」「課室別目標管理」については、その結果を、自己点検・内部質保証委員会に報告し、全学的な事例や改善方策の確認と自己点検・評価サイクルの適切性の確認は行っているものの、同委員会による改善・向上の助言や指摘が十分にできているとは言えない。今後は、「内部質保証方針」に示す自己点検・内部質保証委員会を含めた全学的な内部質保証のプロセスの改善・向上に向けて、機能強化を図っていくことが必要であると認識している。

(2) 長所・特色

専任教員の年齢構成については、現状説明で記載した通り、40 歳代、50 歳代、60 歳代の教員がそれぞれ 30%前後の割合であり、大学全体としてはバランスの取れた教員配置となっている。

本学では、教員の募集・採用・昇格を「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」(資料 6-4)、「学部卒及び専門職大学院卒採用人事手続き取扱要領」(資料 6-5)、「大学卒採用人事手続き取扱要領」(資料 6-6)、「昇格人事手続き取扱要領」(資料 6-7)に基づき、実施している。各学部においては、採用及び昇格にかかわり別途学部内規を定めており、より一層公平性を高めている(資料 6-8～14)。教員の募集・採用・昇格の仕組みが、十分に整備されており、長所・特色であると考ええる。

FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動については、上記「(1) 現状」に記載の通りであるが、他大学に先立って FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動を整えたことは長所と考えている。

遠隔(オンライン)授業の実施にあたって、全学的な対応と学部単位での対応がそれぞれ効果的に実施され、授業の質を確保しつつ滞りなく授業を実施するよう努めており、長所と言える。

(3) 問題点

「教員・教員組織方針」には、本学として求める教員像のみを示している。各学位課程における専門分野に関する能力や教育に対する姿勢等は採用人事手続きの中で作成される「教員配置要望書」にのみ表現され、応募者に対しては採用審査の際に確認しているのみであるため、「教員・教員組織方針」に明記して周知する必要がある。

教員組織について、教学組織再編計画が進捗していないこともあり、学部卒教員数の見直しも検討に時間を要している。大学卒教員にかかわっては、時代の変化に即応した教育プログラムを提供していくために、改めて採用卒(教員数)の適切性の検討とともに、戦略的分野の内容に関して検討が必要である。

各研究科では、独自に大学院担当専任教員を採用することができないため、定年退職で教員数が不足する場合、現構成員の資格審査もしくは大学院資格審査を受けていない学部所属の教員にて補充することになる。しかし、教員数を満たしても研究科によっては学生

が在籍していないこともあり、本学の大学院教育の質の向上に結び付かない点が懸念される。

修士課程・博士後期課程においては、教員数の不足に伴い、教職課程（専修免許状）の維持が困難になる可能性がある。

FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動については、授業評価アンケートがルーチンワーク化していることに加えて、アンケート結果に基づく組織的な改善が不十分である。

大学院のFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動については、低調な状況にある。

（４）全体のまとめ

本学では、「建学の精神」に基づく大学の目的を実現するために、「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」を定め、それに則した教員組織の編成に努めている。学則、大学院学則、専門職大学院学則において、教育研究に係る責任の所在を明確にし、また、学内の連携体制に関わっては、大学評議会や専門分野別の各種委員会活動において、各学部より委員を選出して運営にあたっており、学内における組織的連携が構築されている。

教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」、「学部枠及び専門職大学院枠採用人事手続き取扱要領」、「大学枠採用人事手続き取扱要領」、「昇格人事手続き取扱要領」に基づき実施している。各学部においては、採用及び昇格にかかわり別途学部内規を定めており、教員の募集・採用・昇格の仕組みが整備されている。

大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数に関しては、教育研究活動を展開するために必要な教員数を確保するよう努めているが、一時的に文学研究科欧米文化専攻博士後期課程において、大学院設置基準上必要な専任教員数について、1 名が不足する状態である。ただし、2020 年度に大学院担当教員資格審査が行われており、2021 年 4 月にはこの問題は解消される。

FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動については、「FD 基本方針」に基づき、学習・教育支援センターを中心に組織的な取組みが実施されている。ただし、修士課程・博士後期課程のFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関しては、低調な状況であり、課題であると考えている。

教員組織の適切な規模については、学部枠教員数の見直しの検討はすすめているものの、なかなか具体化できておらず、課題となっている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、「学生支援に関する方針」（以下、「学生支援方針」）を策定した。その後、定期的に見直しや確認がなされ、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この「学生支援方針」は、策定段階で各学部教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、本学公式ホームページ（資料7-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

点検評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、「愛知大学事務分掌規程」（資料 7-2）に基づき、事務局における学生支援として、①履修指導及び支援を名古屋教務課（名古屋校舎の学部生）、豊橋教務課（豊橋校舎の学部生・短期大学部生・大学院生）、大学院事務課（名古屋校舎の大学院生）、大学院事務課車道事務室（車道校舎の専門職大学院生）が、②学生生活の指導及び支援を名古屋学生課（名古屋校舎の学部生）、豊橋学生課（豊橋校舎の学部生・短期大学部生・大学院生）、大学院事務課（名古屋校舎の大学院生）、大学院事務課車道事務室（車道校舎の専門職大学院生）が、③キャリア支援を名古屋キャリア支援課及び豊橋キャリア支援課が所管する体制としている。それぞれの課室が学生支援を適切に遂行しているが、単独の課室で処理できない問題は、関係課室が連携して対応することとしている。

委員会組織として、学士課程においては、学籍や履修、試験、成績など教学に関わる事項を教学委員会で、学生生活に関わる事項を学生部委員会で、キャリア支援に関わる事項をキャリア支援センター委員会でそれぞれ取り扱い、各学部から各委員会に構成員を選出し、学部との連携を図っている。学生支援に関わる重要な事項は各委員会から大学評議会に上程され、検討される。なお、修士課程・博士後期課程における教学事項や学生支援事項、キャリア支援事項は各研究科委員会が、専門職学位課程では法務研究科教授会がそれぞれ取り扱い、各課程において適切に対応している。

1. 修学支援に関する取組み

（ア）修学支援体制の整備

上述の通り、修学支援に関する取組みは、名古屋教務課（名古屋校舎の学部生）、豊橋教務課（豊橋校舎の学部生・短期大学部生・大学院生）、大学院事務課（名古屋校舎の大学院生）、大学院事務課車道事務室（車道校舎の専門職大学院生）を中心に行われている。これに加えて、学生の学習活動や教員の教育活動の両面を支援する組織として「学習・教育支援センター」が設置されている。同センターは、「学習・教育支援センター規程」（資料 7-3）第 3 条に定める通り、「学生の学習相談、学生への学習指導、正課外活動、授業補助、そのほか学習支援、FD（ファカルティ・ディベロップメント）」に関する諸活動を行う機能を有している。同センターは、同規程第 4 条に定める通り、副学長（教学担当）を所長とし、副所長 2 名（名古屋及び豊橋の各校舎の所員から 1 名）、所員（教学部長、各学部及び短期大学部より選出された各 1 名、教務事務部長をあて、学長が委嘱）、アドバイザー（各学部教学主任、各学部学生部委員会委員の中から 1 名ずつ、名古屋及び豊橋校舎の教務課長並びに学生課長）で構成される。所員及びアドバイザーを中心にして、学生に対する履修指導や学習上の相談に応じている（資料 4-18【ウェブ】）。

学習相談及び履修指導は、従来は対面式で行い、直接学生と会ってコミュニケーションを取ることできめ細やかで適切な対応を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大に伴って2020年度春学期の全授業が遠隔(オンライン)授業となったことや、大学構内への入構が禁止となり学生が来校できなくなったことから、対面式での対応に代えて、それらの学生にも対応できるよう電話やWeb会議システムでも対応できる体制を整え、相談対応や指導を行った(資料7-4)。また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応として、特に2020年度秋学期の対面授業と遠隔(オンライン)授業を並行して実施することに対応すべく、情報システム課や名古屋及び豊橋教務課と協力して、対面授業を同時双方向(ライブ中継)するための教材提示システムの更新や、授業を収録したものを動画にてオンデマンド配信するための機材を充実させるなど、来校できない学生が自宅で受講できる環境整備を整えた。

(イ) 留年者及び休・退学者の状況把握と対応、補習・補充教育に関する支援体制

休学・退学、留年等学籍に関する事項は各教授会及び研究科委員会で規程に基づき審議されており、逐次状況を把握している。学籍異動に関する学生からの相談については、まずは担当事務課室が申し出を受け付け、その後、学士課程においてはゼミまたは専門演習担当教員か、あるいは教学主任が、修士課程・博士後期課程では研究指導教員が異動を申し出た理由を対面による面談で確認した後、教授会に諮っている(資料7-5)。専門職学位課程では、日常的に教員が学生の学習状況を把握していることから、異動の理由を予め理解した状態で教授会にて審議されている。

前述の学習・教育支援センターでは、各学部の教学主任、学生部委員会委員、各校舎の教務課長及び学生課長がアドバイザーとなり、また修士課程・博士後期課程や専門職学位課程においては担当事務課室が、随時、学生を対象に学習上の相談の受付や履修指導を行っており、学生の相談に応じる体制を敷いている。

学習上の相談を受けた結果、補習の必要な学生については、学習・教育支援センターのアドバイザーが学習方法等について適宜アドバイスを行っている(資料7-6)。とりわけ留年者に対しては、「留年生の学修指導」制度を2014年度から開始し、少しでも学生の学習意欲を高めさせるため、卒業判定後に学習指導を行うこととしている。特に学士課程においては、卒業判定の結果を踏まえ、教授会において留年生の学習指導対象者を確認し、ゼミ・専門演習担当教員や教学主任が面談をしている。面談を経て、それでも卒業が困難と判断される場合は、学生の将来に配慮して進路変更を含めた適切な助言をしている。

また、各セメスター終了後、学部ごとに単位修得状況によって、学年ごとに設定している基準に則り、修得単位数不足(成績不振)学生を抽出し、教学主任等が面談による学習指導を実施している。具体的には、該当学生本人及び保証人宛に郵送で案内文書を送付し、ゼミ担当教育職員や教学主任等が面談や指導を行い、学生面談の結果は、面談票に記載し、各校舎の教務課へ提出する。面談票の情報は、「LiveCampus」に記録し、教務課内で情報共有を図り、その後の学生指導の際に活用している。

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応として、修得単位数不足(成績不振)学生への学修指導については従前の対面による面談に加えて、電話やWeb会議システムを利用し、感染防止を図りながら柔軟な対応を行っている。

（ウ）正課外教育

正課の授業以外にも修学支援に関する取組みを行っている。2020年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、その多くを遠隔（オンライン）で開催した（資料7-7）。

その中でも特徴的なものとして、学習・教育支援センターによるオンラインセミナーがあげられる。学習・教育支援センターにおいては、学士課程の初年次学生への学習支援の一環として「レポートの書き方セミナー」（資料7-8）を開催した。「論理的なレポート」を書くための基本ルールを確認した後、「論理構成力」を高めるための実習を実施している。そのほか、学士課程の学生向けに「プレゼンテーション向上ワークショップ」、「卒論に取り掛かるにあたっていま知っておくべきこと」等を開講した（資料7-9）（資料7-10）。また、文書の添削等を1対1で行う「学習相談」を実施した（資料7-11）。

さらには、国際交流に係る取組みとして、従前から名古屋校舎において、国際交流課の管轄である「グローバルラウンジ」で、外国語母語話者と自由に会話をしながら語学力を育むプログラムや講座制のプログラムを用意して、学生の語学力・異文化理解力を伸ばす試みが行われている（資料7-12）（資料7-13）。豊橋校舎でも、豊橋教務課管轄の「語学教育研究室」において、「Language Café」の名称で、外国語母語話者との会話を通して語学力を伸ばし、異文化理解を深める試みを実施している。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、上記のような取組みを行うことができなかったが、それに代わるものとして「日本語及び外国語オンラインフリートーク」（資料7-14）や「オンライングローバルリーダー育成プログラム」（資料7-15）を開催した。

（エ）留学生等の多様な学生に対する修学支援

外国人留学生に対して、日本語運用能力向上のための基礎的科目を開設している。専門分野の学修に必要な日本語能力の向上を図るため、学士課程の共通教育科目外国語分野にて「ビジネス日本語Ⅰ・Ⅱ」「日本事情Ⅰ・Ⅱ」の科目を開設している。

豊橋校舎における新入生オリエンテーションでは、外国人留学生に限定した説明会の時間を別途設け、年度当初における重要な教務関係手続等の支援を行っている。

学習・教育支援センター（名古屋校舎）では外国人留学生の学習支援施策の一つとして、「プッチサポーター」制度（資料7-16）（資料7-17）を、2019年11月から開始している。これは、日本人学生（教える）と外国人留学生（教えられる）でペアまたはグループを組み、レジュメや課題図書と一緒に読んで解釈したり、「LiveCampus」に掲載される各種お知らせ及び掲示の文面の理解を進めるなど、サポートする機会を設けている。一方、豊橋校舎では、プール制 SA を活用した外国人留学生のためのピアサポートを2019年4月から実施し、学生生活上の相談対応、日本語会話のパートナー、日本の習慣に関する理解の手助けを行っている。両校舎とも、2020年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響により活動できていないが、2019年度の活動実績から得られた課題を次年度の活動に活かすべく担当者間での検討を行っているところである。

そのほか、外国人留学生のうち修得単位数不足（成績不振）となった学生に対して、国際交流課にて、必要に応じて学生に連絡を取るなどといったケアを行っている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により来日できない留学生に対して、自国に居ながら授業を受けられるよう、授業担当教員に対して配慮を依頼しており、春学期、秋学期ともに、本国から遠隔（オンライン）授業を受講できる体制を整えている。

（オ）障がいのある学生に対する修学支援措置

各校舎の学生相談室、学生課、教務課、キャリア支援課との間で、障がいのある学生への支援に係る情報を共有する場を定期的に設けており、学生支援関連課室全体での支援を適宜行っている。情報共有の結果、学生相談室カウンセラーによるカウンセリングを勧めることもあり、カウンセリングを受けることによって自己理解が深まり、通院、診断につながったケースもある。

これまでも個別の状況に応じ、試験時間の延長、ノートテイクの配置、履修している授業担当者への配慮願の通知、機器対応等、様々な支援を行ってきた。

また、「障害者差別解消法」が、平成28年4月1日から施行されたことを受けて、「愛知大学における障害のある学生支援に関するガイドライン」を策定した（資料7-18）。ガイドラインには、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮を行うことに努める旨を記載し、今後は、主に、受入支援・学修支援・生活支援・キャリア支援などの観点から、障害のある学生に対する差別的取扱いの解消を推進する。

（カ）自習環境・グループ学習環境整備

豊橋校舎では2号館1、2階に文学部各専攻研究室、5号館1、2、4階に地域政策学部実習室及び自習室、図書館1階にラーニングコモンズ、名古屋校舎では、図書館1階の「ディスカッションルーム」3室、厚生棟4階メディアゾーンの「グループワークルーム」2室、本館（研究棟）2階の「ラーニングコモンズ」を設置し、使用目的に応じてそれぞれ利用を促進している。このことにより、学生の自主的な学習活動を支援している。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応として、2020年10月以降、自習室として、あらたに教室を確保し、収容人数を制限するなど3密（密閉・密集・密接）を回避した上で学生が自習できる教室を提供している。

（キ）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、2020年度春学期は全面遠隔（オンライン）授業となり、2020年度秋学期において一部の科目で対面授業を再開した。

対面授業の再開にあたっては、何らかの事情により対面授業に出席できない学生が学修上の不利益を被ることがないように「配慮願」を提出させる措置を講じた。併せて、「配慮願」を出した学生が自宅において対面授業を学修できるように、対面授業を同時双方向（ライブ中継）型にするための教材提示システムの更新や、授業を収録したものを動画にてオンデマンド配信するための機材を充実させた。これにより、対面授業を行いながら同時に遠隔（オンライン）授業を行うことができるようになった。

また、対面授業の再開にあたっては、学内において遠隔（オンライン）授業を受講でき

るように、上記（カ）に加えて自主学習のための教室を確保した。

さらには、2020年7月下旬～10月初旬かけて、学部単位あるいは校舎単位にて、新入生歓迎イベントを開催した。4月の入学以来、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全ての授業が遠隔（オンライン）で実施されており、一人で悩みや疑問を抱える学生が多かった。新入生歓迎イベントを開催することにより、一緒に学ぶ仲間や教員、先輩学生と交流を深め、大学生活を実感してもらう機会を提供した。

2. 奨学金等の経済的支援に関する取組み

「学生支援方針」に沿って、本学では経済的支援措置として様々な奨学金制度を設けている。学内の奨学金等の各種支援措置を目的別に分類すると以下の通りである（資料5-10【ウェブ】）（資料5-18【ウェブ】）（資料5-22【ウェブ】）。

目 的	種 類
経済援助目的	教育ローン援助奨学金 愛知大学奨学金 応急奨学金 創立70周年記念給付奨学金
スポーツ振興	愛知大学スポーツ奨学金
成績優秀者対象	学業奨励金
入学試験時奨励金	愛知大学スカラシップ 愛知大学滬友報恩（大分県）育英奨学金 愛知大学スカラシップ生公務員・教員志願者奨学制度
就職支援	新入生公務員志願者選抜奨学制度 学業奨励学生公務員・教員志願者奨学制度 公務員志願者選抜奨学制度 行政書士試験合格者奨学制度 公務員講座成績 TOP40選別制度 公務員試験合格者奨励制度 キャリア開発講座合格奨励制度
留学する在学生支援	交換留学奨励金 認定留学奨励金
留学生支援	私費外国人留学生学習奨励金 愛知大学外国人留学生入学試験スカラシップ 愛知大学私費外国人留学生授業料減免
大学院生・専門職大学院生支援	愛知大学大学院学生研究奨励金 専門職大学院給付奨学金 専門職大学院貸与奨学金 法科大学院地域貢献奨学生 学費サポートプランの利用及び同奨学金、

	大学院中国研究科デュアルディグリー・プログラムスカラシップ 大学院中国研究科中国分拠点学生奨学金 大学院中国研究科中国分拠点学生学費等減免
--	---

また、学内制度に準ずるものとして、公益財団法人「愛知大学教育研究支援財団」が運営する奨学金制度も整えられている。目的別に分類すると以下の通りである。

目 的	種 類
経済援助目的	一般給付奨学金 後援会応急奨学金
成績優秀者対象	後援会学業奨励金
入学試験時奨励金	知を愛する奨学金（入学前予約採用給付奨学金）
留学生支援	後援会私費外国人留学生給付奨学金
大学院生・専門職大学院生支援	法科大学院特別奨学金 法科大学院入学時給付奨学金

学内の奨学金制度と愛知大学教育研究支援財団の奨学金制度を合わせると、2019年度の採択実績（短期大学部除く）は、延べ人数1,421人、支給金額235,066,571円である。

また、日本学生支援機構奨学金（新規採用者と継続者）の2019年度の受給者数は、給付61人、貸与2,852人、海外留学支援制度37人、留学生受入れ促進プログラム16人、合計2,966人である。さらには、地方公共団体や民間奨学財団奨学金の受給者も56人おり、学内外の奨学金制度を合計すると、受給者の総数は延べ4,443人にもものぼり、全学生数9,510人（2020年3月現在）の47%にも及ぶ。

2020年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受け、新型コロナウイルス感染症対応・緊急奨学金（給付型）及び学生金庫制度（貸与型）を設け、緊急奨学金は31名、学生金庫は1名の学生が制度を活用した（資料7-19）。

また、修士課程・博士後期課程では、正課学生及び研究生を対象として、「大学院学生及び研究生に対する研究助成に関する規程」を定め、研究活動を活性化する取組みを行っている。具体的には、①優れた研究論文の執筆者に論文助成として研究奨励金を交付したり、②日本学術会議に登録している学会及びこれに準ずる学会に、その会員が参加する場合に、交通費、宿泊費（実費）、学会参加費（実費）を補助したり、③学位論文及び資料等の複写費用について、年額10,000円を限度として補助するなどして、研究活動の活性化を図っている。

3. 生活支援に関する取組み

(ア) 学生生活の相談、心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

各校舎に、学生相談室及び保健室を設置している。

(1) 学生相談室

各校舎で、嘱託あるいは非常勤の臨床心理士、非常勤の精神科医及び専任教育職員が相談業務に従事している。主な業務は個人面接である。自発的に、あるいは誰かに勧められて来室した学生に対し、必要に応じて個人面接を行っている。面接を進める過程で、学生自身が抱える問題を整理し、課題解決の糸口を見つけ、心の成長を支援している。また、必要に応じて教職員が保護者と連絡を取り合い、学生の周囲にいる人を支援するコンサルテーションや地域医療機関、関係機関を紹介するという形で連携を取っている。

さらには、健康診断の問診票に最近のこころの状態(悩んでいること・相談したいこと)を尋ねる項目があり、気になる項目にチェックをした学生に対して、カウンセラーがその場で面談し、継続面接につなげている。特に、新入生の健康診断は、入学時の不安を受け止め、適応を促すことや、病歴や相談歴の把握により支援ニーズの早期発見と来談へのつなぎとして機能している。直接カウンセラーと1対1で話をするため、オリエンテーションに比べてその後の来談につながりやすい。在学生については、継続来談をしている学生の経過のフォローや、春休み後の再会と相談予約を入れる場としても機能している。

2019年度の利用者数は3,924件(延数)、460件(実数)であり、継続面接が多い。校舎ごとでは、豊橋校舎では「学生生活」の件数が、名古屋校舎では「心身相談」の件数が、車道校舎では「心身相談」「進路進学」の件数が多くなっており、教学主任(教員)や学習・教育支援センターとも連携して学生支援にあたっている。これらの支援体制は、入学時に配布する冊子「CAMPUS LIFE」(資料7-20)、「LiveCampus」掲載の「学生生活」(資料7-21 P.32)、「学生相談室のご案内」、学生相談室ホームページ(資料7-22【ウェブ】)にて学生へ周知している。

2020年度においては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受け、電話相談は続けたものの、一定期間、対面相談ができなくなった(学生構内立入禁止)。秋以降は、対面相談を再開し、また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策として、電話相談やオンライン相談も開始した。

(2) 保健室

各校舎に専任あるいは嘱託等の保健師が配置されている。

学生の定期健康診断は、各校舎にて毎年3月末から4月上旬にかけて実施している。しかし、2020年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受け、構内での健康診断を中止とし、代わりに、「Web問診」のみを実施することとなった。「Web問診」の回答率は約58.8%であった。なお、構内での健康診断を中止とした代わりに、学生が任意の医療機関で健診を受診した場合、1人当たり5,000円を上限に、大学側が費用負担した。任意の医療機関で健診を受診した学生は1,142人であった。

健診結果の所見内容により、校医との面談及び1年間の経過を報告するよう指導している。また、健診問診票には心の問題についてのチェック項目も設定しており、記入内容によっては個別面談あるいは学生相談室と連携した対応を行っている。2019年度の保健室利

用者は、名古屋校舎延べ6,333名、豊橋校舎延べ3,948名、車道校舎延べ379名であり、保健室ホームページ（資料7-23【ウェブ】）及び「LiveCampus」掲載の「学生生活」（資料7-21 P.26）にて、心身の健康保持・増進及び安全・衛生に関する学内の窓口と相談手順等を学生へ周知している。

（イ）各種ハラスメント防止に関する体制及び学生への案内

2011年8月、従来のセクシュアル・ハラスメント相談体制から、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びアルコール・ハラスメント等を含めたハラスメント全般を対象とした体制へと発展させた。関連規程等としては、「ハラスメント防止ガイドライン」（資料7-24）、「愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程」（資料7-25）、「愛知大学ハラスメント防止人権委員会コーディネーターによる実態調査規程」（資料7-26）、「愛知大学ハラスメント相談窓口に関する規程」（資料7-27）が整備されている。各種ハラスメント問題については、各学部及び各校舎事務局から選出された教職員を委員とし、人事課、豊橋総務課、名古屋総務課及び各校舎学生課、大学院事務課を幹事とするハラスメント防止人権委員会が扱うことになっている。また、各学部及び各校舎事務局にて相談員が選任されており、各校舎学生相談室及び保健室が相談窓口となっている。ハラスメント防止人権委員会と相談員の間には、実際に訴えがあった場合の救済とその対応のためにコーディネーターを配置しており、相談員（窓口）を介すことなく、直接、コーディネーターに相談することも可能となっている。コーディネーターは、名古屋・豊橋校舎で1名ずつ、現職の弁護士に委嘱している。

学生への周知については、「LiveCampus」掲載の「学生生活」（資料7-21 P.32）、学内掲示等で行っている。

4. 進路支援に関する取組み

（ア）進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

学生の進路支援に関しては、名古屋校舎、豊橋校舎のキャリア支援センターが「愛知大学・包括的キャリア形成支援システム（CISA：Career Integrated Systems for Aichi University）」（2011年導入）（資料4-8【ウェブ】）にて学生のキャリアデザイン形成支援、就職活動の支援を行っており、多彩な事業を展開している（資料7-28）（資料7-29）。具体的には、①キャリアデザインプログラム、②就職活動支援プログラム、③キャリア開発講座の企画・運営、の3つの事業分野に分けられる。

（1）キャリアデザインプログラム（資料7-30）（資料7-31）

卒業をゴールとせず、4年間の学生生活をトータルにサポートする。そのため、低年次から正課科目の共通教育科目において「総合科目～「働く」ことを考える～キャリアデザインと職業理解～」（資料7-32）を配置している。（ただし、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、開講を見合わせた。）また、正課外では産官学連携プログラムとして、低年次向けキャリアデザインプログラムである「Career Field」、PBL（Project Based Learning、課題解決型学習）プログラムである「Learning+」（ラーニングプラス）を展開している。

正課科目では、自分自身を理解するとともに、職業や社会を広く知ることを通じて、卒業後どのような仕事がふさわしいか、どのような人生を送りたいのか、など将来についてしっかり考える機会となるよう、キャリア教育を専門とする教員に加え、企業や官公庁から派遣いただいている講師により授業を実施している。さらに、2020 年度秋学期からは、豊橋校舎の共通教育科目として、上記とは別の内容の「総合科目」(資料 7-33)を開講した。その科目では、民間企業と連携した PBL(Project Based Learning、課題解決型学習)を実施し、1~3 年次生が企業から提示された課題にチームで取り組む過程を通じて、これからの社会で求められる「答えのない問いを考える」力を養成することを目指している。

正課外では、本学卒業生の進路を具体的に明示するとともに、有意義な学生生活を送るヒントを記載した「キャリアデザインガイド」を作成し、新入生オリエンテーション時に配布の上、「ミライ発見セミナー」を開催し、キャリアデザインプログラムへの参加を促している。

2019 年度は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)(2019 年 1 月 29 日締結)、名古屋港管理組合(2019 年 10 月 1 日締結)、一般社団法人東海日中貿易センター(2019 年 10 月 1 日締結)の 3 団体と部局間協定を締結し、低年次向けキャリアデザインプログラム~Career Field~として、企業や自治体と連携した体験型プログラムを実施し、延べ 670 名の学生が参加した。

2020 年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響で春学期に予定していたプログラムは実施できなかったが、学士課程 1 年次生全員に向けて、事前に配布したキャリアデザインガイドに基づく Web ガイダンス及びキャリアデザイン教育プログラム紹介動画をオンデマンド配信した。秋学期については、全て Web で完結できる 6 プログラムを企画・展開している。

なお学士課程の低年次(1・2 年次)と社会人準備期(3・4 年次)をシームレスに支援すべくキャリア支援教育体系全体の整備を試みている。その一環として卒業前出口教育を、連携先である JAF 愛知支部の協力を得て、入職後の「社用車」運転を視野に入れた交通安全講習を開催する準備を進めている。

これらのキャリア形成支援を通じて将来の目標を持つことで学業や学生生活をより充実させ、成長を促している。

(2) 就職活動支援プログラム(資料 7-29)

学士課程 3 年次 4 月の第 1 回キャリア支援ガイダンスを皮切りに、4 年次生向けの企業セミナーまで、多彩な支援活動を展開している。主な活動内容は以下の通りである。

■キャリア支援ガイダンス

年 7 回開催。具体的には、就職活動の概要説明、自己分析、エントリーシート・履歴書の書き方、ビジネスマナー、ビジネス研究セミナー、就職活動体験セミナー、OB・OG 懇談会、内定者懇談会、就活直前対策講座、SPI 模試、など就職活動を網羅的に展開している。また、初回ガイダンスで愛知大学オリジナル就活手帳「CAREER GUIDE BOOK」を配布している。2020 年度から就職支援はオンデマンド支援に変更した。

■企業セミナー

学士課程3年次生を対象に、12月～3月を中心に業界研究セミナー・企業セミナーを実施している。例年延べ400社の企業・官公庁に参加いただいております。2019年度も同様に実施していたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響を受け、3月実施予定の企業セミナー（参加予定者数約200社）は中止となった。2020年度は学生の就職支援をオンラインに変更し、企業セミナーもWeb説明会へ変更した。

■就職支援イベント

上記のほか、キャリア支援課スタッフが講師となった小グループでの履歴書の書き方講座、模擬面接対策も展開している。さらに1対1での進路カウンセリングを重視しており、両校舎で16名のカウンセラー（うち、有資格者7名）を配置し、学生個々の相談に対応している。2019年度の個別相談等の履歴件数は9,287件となっている。2020年度はオンラインによる個別面談に切り替え、全員面談を展開させ、学生支援を継続している。

学士課程4年次生未内定者の支援については、前述のセミナーに加え、内定力向上研修の実施や個々の学生のカウンセリングに注力している。大学院生に対しては、学部生同様にガイダンスや各種イベントの出席を促しており、留学生については、愛知県外国人雇用サービスセンターや国際交流課との連携を通じて支援の強化に努めている。

さらに公務員養成支援に関しては、公務員試験対策講座（行政職総合1.5年コース、教養1年コース、警察・消防1年コース、直前コース）を設置し、合格のために最も重要である筆記試験対策の充実を中心に展開している。このほか、難関試験を突破できる学力とモチベーションを維持するために、OB・OGを招いての公務員ガイダンス、人事担当者を招いての官公庁セミナー（2019年度は36団体）、2次試験対策としての面接講座、公務員志望者自習室の設置など、網羅的に支援事業を展開している（資料7-34）。これらの効果により、公務員試験合格者数は、実績を積み上げている（2017年度322名、2018年度422名、2019年度393名）。

また、2012年4月には名古屋及び豊橋各校舎にそれぞれ教職課程センターを設置し、教員志望者に対する支援体制も強化した（資料7-35）。

障がいのある学生への支援については、学生相談室と情報共有し、名古屋キャリア支援課と名古屋学生相談室の共催で、当該学生、保護者向けの就労支援セミナー講演会を開催し、連携してキャリアカウンセリングを実施した。とくに発達障害学生の支援に関しては、キャリア支援課内に担当者を置き、学生の情報を集約するとともに学生相談室と相互の協力を確認し、支援を行う体制を構築した。さらにハローワークの担当者とも連携し、継続的なフォローを行っている（資料7-36）。

(3) キャリア開発講座の企画・運営

公務員講座、教員採用試験講座の運営や、各種資格試験対策、語学力修得対策のための講座を45講座運営している。2019年度の受講者数は2,496名であり、将来に向けて実践的な学びを求める学生に対応している。学生のアンケートをもとに質の高い授業を提供し、多くの資格試験では全国平均を超える実績を残している。2020年度は新型コロナウイルス

感染症（COVID-19）の影響でオンデマンド開講できる 30 講座を運営している。

（イ）キャリア支援に関する組織体制の整備

学生の就職に関わる学内組織として、各学部から選出された委員からなるキャリア支援センター委員会を設置している。隔月で委員会を開催し、キャリア支援に関する情報や取組みについて議論した上で、各教授会に発信することで、学生の就職支援の強化に結び付けている。また、キャリア支援センター長、学生支援事務部長、名古屋・豊橋キャリア支援課長及び係長による月例ミーティングを開催し、オールセンター・ワンセンター体制を推進している。さらに、サイボウズ（学内のグループウェア）をより活用できるようにするため、リアルコミュニケーションを促進し、キャリア支援課全体のチーム力を強化している。

また、2018 年度に内定者から社会で活躍する卒業生までを一体化した、新たな「キャリアサポートコミュニティ」として、「Ai-CONNEX」を設立した（資料 7-37）。大手・地元有力企業で活躍する卒業生及び内定学生を「キャリアアドバイザー」として登録し、同窓会及び後援会とも連携して現役生のキャリア形成支援、就職活動支援において人生の先輩として、その業界・企業の一員としての良きアドバイスをいただいている。なお、「Ai-CONNEX」をさらに強化すべく、本学東京霞が関オフィス・上海事務所との連携を視野に入れ、その整備を推進している。

（ウ）教職課程センター

本学の教職課程履修者は 677 名（資料 7-38）（2020 年 10 月 1 日時点）と一定数に上るため、上記のほか、学士課程の教職課程履修者を支援するため教職課程センターを設置して支援体制を整えている。以下、教職課程センターに関して記述する。

2012 年 4 月に開設された教職課程センターでは、「養成」「採用」「研修」「地域連携」を 4 つの柱とし、教員採用試験対策や現職教員等による講演会の開催、教職サークルの支援のほか、教育現場の体験や教員に必要な資質能力の向上を目的とした「教職インターンシップ」を実施している。

「教職インターンシップ」は、名古屋及び豊橋各校舎とも実施しており、協力校からの評価も高く、教員志望学生の意欲を高める良い機会となっている。しかし、2020 年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により学生を派遣することを見送った。

また、従来の教員採用試験対策に特化した 3 年次以上生中心の「教職サークル」は、教員をめざして入学した 1 年次生、2 年次生の組織化も図っており、各学年 60 名程度の学生が所属し、活動している。このサークルを中心に早い段階からの教員採用試験対策（教員経験者等による面接練習等）を実施するだけでなく、現職教員による講演会「先輩教師に学ぶ会」を開催し、学生が教員と接する機会を多く設定している。これにより教員を志望する学生のモチベーションを維持できるだけでなく、講師を務めた現職教員側からも「学生と接することで教師としての自分を見つめる良い機会になった」との声が寄せられており、学生及び現職教員双方にとって有意義な時間になっている。

教員採用試験対策については 3 年次の秋学期から本格的に採用試験対策講座を開講し、

支援を行っている。具体的には、教員採用試験の試験官経験のある卒業生現任教員等による模擬面接（集団面接）、模擬討議、模擬試験を実施している。採用試験本番に近い環境を作り、複数回にわたり講座を実施することで、採用試験本番前の学生の心構えができるよう促している。なお、2020 年度春学期においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）防止対策のため、例年どおりの実施はできなかったが、オンラインの面接指導を導入するなど、秋学期以降、順次対応している。

そのほか、学習ポートフォリオを実施しており、学生個々の履修カルテを作成し、授業等での補完的な指導に役立てており、これを利用して学習の振り返りを行っている。4 年次生については「教職実践演習（中・高）」（必修）の授業内にて、これまで作成した履修カルテ等を利用して教科指導力や教員に必要な資質能力の向上について自己の振り返りを行っている。また学年ごとに、学習ポートフォリオを利用して学習の振り返りを行っている。なお、2016 年度からは名古屋及び豊橋各校舎に学習ポートフォリオの活用や整理をする臨時職員を配置し、より効果的な活用を目指している。

学士課程教育との連携、協力の強化については、教職課程履修者数の実態や教員採用試験の結果などの実績資料を作成し（資料 7-39）（資料 7-40）、教職課程センター委員会で報告を行い、教職課程教育の実情の理解と連携、協力を促している。また、2017 年度には国際コミュニケーション学部英語学科に Education コースが開設され、あわせて教職課程の教員を配置し、学部との連携を高めた。

なお、教職課程に関する情報（教員の養成の目標及び目標を達成するための計画、組織及び教員数、教員が有する学位及び業績並びに担当授業科目、授業科目及び授業の方法並びに内容、年間の授業計画、教員免許状取得状況、教員への就職状況、教員養成に係る教育の質の向上に係る取り組み）は、ホームページ上で広く一般に周知及び公表している（資料 7-41【ウェブ】）。

（エ）博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための支援

学士課程、大学院博士前期課程（修士課程）の授業に関する教育補助に従事させることにより、学士課程、修士課程教育の充実を図るとともに、本学大学院学生に対し将来に向けての教育訓練の機会を提供するティーチング・アシスタント制度を設けている（資料 7-42）。

また、大学院生で構成される院生協議会より「愛知論叢」を年 2 回発行しており、博士後期課程学生の研究成果を発表する機会として活用されている（資料 7-43）。

5. 部活動・ボランティア活動等の正課外の活動への支援に関する取り組み

学生ボランティア活動については「学生支援方針」にも掲げているが、学生自身が自主的・積極的にボランティア活動にかかわっていけるよう、情報収集に努め、学内掲示板を活用して、関係資料を掲示している。

名古屋校舎においては、2015 年 12 月に開設した「ボランティアセンター」を通じ、学生に対して、様々なボランティア求人情報を提供している。また、ボランティアセンターでは、学内ボランティアクラブ・サークル団体（児童養護施設訪問、大学周辺清掃活動、

生活困窮者支援、小学生下校見守り活動、エコキャップ回収、フェアトレード普及、子ども食堂支援など合計 8 団体) の活動支援も行っている。さらには、2018 年度から、海外(タイ・チェンマイ) ボランティアプログラムを開始し、2019 年度には、合計 59 名の学生が現地孤児院を訪問し、子ども達と触れ合う活動を行った。

豊橋校舎においては、豊橋日曜学校、児童文化研究会、手話サークルがある。また、サークルではないが、広義のボランティア活動として、主に地域政策学部学生や教職課程履修者による地域イベントへの参加といった地域貢献活動も行っている。

ほかにも、学生のボランティア精神を涵養させるため、豊橋・名古屋両校舎の共通の活動として、大学創立 50 周年記念事業の一環として 1995 年から日本沙漠緑化実践協会が主催する沙漠緑化活動に特別隊を編成して参加し、中国内モンゴル自治区クブチ沙漠緑化を目的としたボランティアを派遣している(公益財団法人愛知大学教育研究支援財団「緑の協力隊」助成事業)。これまでにのべ 26 回、計 793 名(一部学外希望者含む)が参加し、約 20,000 本の植林を達成している。

なお、2020 年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受け、名古屋・豊橋校舎ともに、学内ボランティアクラブ・サークル団体の活動は、全て中止となり、また、「海外(タイ・チェンマイ) ボランティアプログラム」、及び、「緑の協力隊」も、同様の理由により、中止となった。秋学期からは、対策を行った上で徐々に学生の諸活動が再開されており、豊橋校舎においては、対策を講じた上で愛大祭(学園祭)を開催した。

また、本学では、スポーツのさまざまな活動を奨励することとして、2019 年度に「愛知大学スポーツ憲章」(資料 7-44)を定めた。ここでは、本学におけるスポーツの意義を再確認し、5 項目による憲章を定めることとした。この憲章を踏まえ、具体的なスポーツ活動に関する政策の検討を進めている。

点検評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援に関する取り組みについては、特に取り組むべき課題について「第 4 次基本構想」の中で取り上げ、進捗や状況の変化に応じて毎年の事業計画書に落とし込み、それを事業報告書として総括することで、点検・評価が繰り返し行われている。それがまた次の「基本構想」につながることで、持続的な点検・評価が実施されるという仕組みが構築されている。また、事務局からの視点として、「課室別目標管理」においても、点検・評価が実施されている。

上記以外にも、学生支援に関する自己点検・評価は、以下の通り、各組織・委員会でも実施している。

主な項目	主な組織・委員会	主な事務局
修学支援に関する取組み	教学委員会 学習・教育支援センター委員会	各校舎教務課、 各校舎学習・教育支援 センター
奨学金等の経済的支援に関する取組み	学生部委員会、教学委員会、キャリア支援センター委員会、国際交流委員会、大学院委員会・研究科委員会、法務研究科教授会など	各校舎学生課、各校舎教務課、各校舎キャリア支援課、国際交流課、校友課、大学院事務課など
生活支援に関する取組み	学生部委員会 学生相談室運営委員会	各校舎学生課 保健室 学生相談室
進路支援に関する取組み	キャリア支援センター委員会	各校舎キャリア支援課
部活動・ボランティア活動等の正課外の活動への支援に関する取組み	学生部委員会 運動部長協議会 ボランティアセンター委員会	各校舎学生課

1. 修学支援に関する取組み

修学支援に係る点検・評価のうち、留年生に対する成績の状況把握や指導については、指導終了後に各学部教授会において、指導結果の情報共有を行うとともに、指導体制・実施方法について点検を行い、改善に努めている。また、休学者・退学者の状況把握については、学籍異動を各学部教授会において審議する際に教授会構成員が異動理由などを確認し、修学指導の状況を点検・評価している。

学生からのさまざまな要望、問題点の指摘については、担当部署が適切に対応している。また、学生から教員に直接伝えられた要望、苦情、問題点などは、担当部署や学部教授会等に伝達される。担当部署は、学生からの指摘の妥当性を検討し、すぐに対応できるものについては、速やかに対応し、大きな問題、長期的な改革が必要となる問題については、学長に報告され、対応策について指示が出されている。

2. 奨学金等の経済的支援に関する取組み

日本学生支援機構奨学金について、採用状況を学生部委員会にて報告している。また、応急奨学金及び教育ローン援助奨学金については、学生部委員会にて採否を審議している。公益財団法人愛知大学教育研究支援財団の各種奨学金の推薦については、学生部委員会にて審議している。

学生の課外活動については、スポーツ、学術・文化面において活動実績向上となるよう支援している。また、例年、公益財団法人愛知大学教育研究支援財団の表彰対象として、学生部委員会（運動部長協議会）にて推薦し、より一層の実績づくりを促している。

3. 生活支援に関する取組み

学生相談室については、毎年、相談状況や活動内容を「学生相談室報告書」として取りまとめ（資料 7-45）、総括し、定期的に教授会へのフィードバックを行っている。

4. 進路支援に関する取組み

キャリアデザインプログラムについては、プログラム終了後にアンケートを実施し、振り返りとともにプログラム参加で得たもの、気づき、今後の大学生活への取組みや抱負などを自己概念の成長を促している。

3 年次対象のキャリア支援ガイダンスでは、理解度、感想、要望など終了時のアンケートを実施している。

就職活動を終了した学生に対し、Web による「在学生のキャリア形成、及び進路に関するアンケート調査」を実施している。

これらのアンケートでの学生からの要望を課内で吟味し、可能な限り支援・反映している。

また、卒業生（卒業後 4 年目）に対する満足度調査アンケートを実施し、現役生の就職支援に反映させている。

5. 正課外活動の支援に関する取組み

運動部長協議会では、年に 1 度、クラブ・サークル代表者との情報交換会を行っている。

そこでは、クラブ・サークルの代表者からの様々な意見を聴取し改善に活かしている。要望に対する主な対応としては、施設の老朽化等に伴い部活動に支障がでてきている施設、設備の把握や課外活動で必要となる備品、物品等の支給を行っている。また、大学スポーツ協会（UNIVAS）からの情報提供、普通救命救急講習等を行うとともに、学生の安全・安心な部活動を行うために、例えば、熱中症対策について、父母後援会からの支援を受け、飲料、飴等の物品を配布し、施設管理者である体育研究室と連携して学生の安全確保に努めている。

なお、2020 年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受け、名古屋・豊橋校舎ともに、春学期及び夏季休暇期間中のクラブ・サークル活動は、ほぼ活動禁止状態となり、新入生の歓迎すら対面では行えなかったため、今後のクラブ・サークル活動の存続にかけて、新入生勧誘の支援を継続していくとともに、正課外活動の活性化について引き続き注視していく必要がある。

なお、学生支援に関する本学の自己点検・評価活動は「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」を中心に行っているが、その結果を自己点検・内部質保証委員会に報告し、全学的な事例や改善方策の確認と自己点検・評価サイクルの適切性の確認は行っているものの、同委員会による改善・向上の助言や指摘が十分にできているとは言えない。今後は、「内部質保証方針」に示す自己点検・内部質保証委員会を含めた全学的な内部質保証のプロセスの改善・向上に向けて、機能強化を図っていくことが必要であると認識している。

（２）長所・特色

学生支援に関する取組みに関して、学生の自立を促すため、学生の様々な主体的な活動を推奨しているため、本学の伝統的な自由な校風の中、正課の授業以外にも、資格取得、クラブ・サークル活動、ボランティア活動、ピアサポート活動、アルバイトなど、学生個人の目標に対して、各種学生支援が総合的に行われている。

進路支援に関する取組みに関して、キャリアデザインプログラム及び就職活動支援プログラムのいずれにおいても参加学生からのアンケートや面談結果や現場での情報を、キャリア支援課全体で共有・分析し、さらにキャリア支援センター委員会にて報告し、事業の改善に役立てている。教・職連携並びに学内部署間連携を強化することで、各種事業内容の充実化を推進している。対外的には、産学官連携にあっては、大学をステージとして産・官連携を構築している。この一環として JAF 愛知支部、名古屋港管理組合、東海日中貿易センターと部局間協定を締結し、「人財」育成についての新たなスキームを整備している。

2020 年 3 月以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で進路支援の環境整備が急務となり、これまでのリアル（対面支援）からオンライン主導型支援へ切り替えた。今後はリアルとオンラインのハイブリット型支援に対応すべく、現場の DX（デジタル・トランスフォーメーション）化及び学内外における部局間連携を推進している。さらにキャリア教育の HUB ステーション及び学内外を連携させる渉外機能を強化すべく、CISA2030（2011 策定、2022 整備中）を検討し、新たな試みを展開している。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応として、海外の大学が受け入れ不可等の事由により自身の状況に急な変更が生じた学生に対応できるよう、休学願・休学取消願の申請期限の配慮、留学取消の対応、海外の大学等での単位修得科目の単位認定手続き期限の配慮など、柔軟な対応を行った。

（３）問題点

修学支援に関する取組みに関して、「留年生の学修指導」については、対象学生及び保証人に対して案内を送り、面談を行うよう促しているが、面談に応じていない学生が多く見受けられるため、面談実施方法の改善を行い、実施率を上げる必要がある。2020 年度は対面だけでなく、電話や Web 会議システムによる面談を導入したことにより実施率が改善したことから、今後の面談実施方法について引き続き検討する。

進路支援に関する取組みに関して、学生のキャリア形成支援を低年次から展開していくためには、組織の横断的な協力体制が不可欠であり、縦割り型から横断的な支援体制の整備が必要である。2019 年度の低年次キャリア形成支援では、キャリア支援センターより、地域連携推進事務室、国際交流課、図書館、研究支援課に協力依頼し、事業展開を開始した。それぞれのリソースを合わせ、事業内容を完備させるためには、例えば、部署間での共通課題設定及び情報共有・相談体制などが必要である。オンラインとリアルの最適化という時代要請に答えるにあたって DX（デジタル・トランスフォーメーション）化の推進が必須であり、さらなる学内外との連携強化が求められる。

（４）全体のまとめ

本学では、「建学の精神」に基づく大学の目的を実現するために、「学生支援方針」を定め、それに則した学生支援の体制の整備に努めている。

学修支援に関する取組みに関しては、留年者、休学者、退学者、留学生、障がいのある学生など、様々な学生に対応した体制を整え、支援にあたっているほか、正課外教育や自習環境・グループ学習環境の整備にも取り組んでいる。

奨学金等経済的支援に関する取組みに関しては、本学独自に奨学金制度を整えているほか、公益財団法人愛知大学教育研究支援財団が運営する奨学金制度も整えられており、充実したものとなっている。

生活支援に関する取組みについては、学生相談室や保健室を整備しているほか、各種ハラスメントを防止するための体制を整えている。

進路支援に関する取組みに関しては、主にキャリア支援センターが学生のキャリアデザイン形成支援、就職活動の支援を行っており、①キャリアデザインプログラム、②就職活動支援プログラム、③キャリア開発講座の企画・運営等、多彩な事業を展開している。2020年3月からは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応し、オンライン主導型支援を導入した。今後は、対面とオンラインのハイブリット型支援を発展させるとともに新たな試みを展開していく。また、教職課程履修者に対しては、教職課程センターを設置して支援を行っている。

学生ボランティア活動に関しては、学生自身が自主的・積極的にボランティア活動にかかわっていけるよう、情報収集に努め、学内掲示板を活用して、関係資料を掲示している。名古屋校舎においては、「ボランティアセンター」を設置し、より充実した支援を行っている。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、「教育研究等環境の整備に関する方針」（以下、「環境整備方針」）を策定した。その後、定期的に見直しや確認がなされ、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この「環境整備方針」は、策定段階で各学部の教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、本学公式ホームページ（資料8-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

点検評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1. 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

本学は、大学全体で大学設置基準値を上回る校地・校舎を有している。

校地面積（運動場用地含む）について、名古屋校舎 41,613.9 m²、車道校舎 7,283.1 m²、豊橋校舎 169,595.6 m²、大学全体で 218,492.6 m²を有し、大学設置基準を満たしている。

校舎面積について、名古屋校舎 67,601.0 m²、車道校舎 17,581.5 m²、豊橋校舎 43,576.4 m²で 128,759.0 m²を有し、大学設置基準を満たしている。

運動場については、豊橋校舎には配置しているが、名古屋校舎には屋外運動施設がないため、校舎近郊の愛知県蟹江町との土地賃貸借契約（2014年1月より）により運動場を確保し、大学校地（27,199.4 m²）として文部科学省へ届出を行うとともに、グラウンド、野球場、テニスコート等の屋外運動施設の整備を進め、学生の屋外運動クラブ活動等で利用している。

施設整備については、「環境整備方針」に即し、またキャンパス・アメニティの観点も踏まえて各校舎で計画を推進している。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止の観点から、本学における「新型コロナウイルス感染症の集団予防対策」（資料 8-2）を定め、全学的な感染症対策を実施し、各校舎において、3 密（密閉・密集・密接）を回避する対策、換気対策、消毒対策を実施するほか、全学的な感染症防止物品の設置基準を設け、各校舎に、消毒用アルコール、マスク、飛沫感染防止パネル・シート、検温計等の設置を行っている。

（ア）名古屋校舎の整備状況

現在の名古屋校舎は、第 1 期工事により 2012 年 4 月に開校した。その後、第 2 期工事が行われ、2017 年 4 月に校舎全体の建設計画が完了した。第 2 期工事により、本館（研究棟）及びグローバルコンベンションホール等が建設され、教室数の増加、学生の居場所・交流スペースの拡充、研究室の移設等、教育研究環境の整備が行われた。

（1）教育施設

教室、情報処理学習施設、語学学習施設等は名古屋校舎に設置されている学部の共用であり、校舎全体で 123 室を有している。その内訳は、大学基礎データ（表 1）の「教室等施設」に記載した通りである。

これ以外に、厚生棟内にあるアリーナなどの体育施設、大教室としても利用できるグローバルコンベンションホール（597 席）のほか、学生が自習や人的交流を行うためのグループ学習室、ラウンジ等の施設を各所に設けている。

（2）快適な通学とキャンパス内移動

最寄り駅である愛知臨海高速鉄道あおなみ線「ささしまライブ駅」より複合型商業施設「グローバル・ゲート」を経由して、屋根付き上空通路が車道をまたいで本校舎の講義棟へ接続している。さらに、講義棟と厚生棟及び本館（研究棟）の 3 棟は 2 階及び 5 階、本館（研究棟）とグローバルコンベンションホールは 2 階において、それぞれが屋根付き上空通路で接続されている。これらの通路により、天候や通行する車両等からの影響を受けることなく、安全で快適、かつ利便性の高い移動を確保している。

（3）人にやさしいキャンパス

老若男女を問わず、誰にとってもアクセシビリティの高い施設づくりに積極的に取り組んでいる。具体的には、車椅子対応の座席や教壇にスロープのある教室、身体障がい者や乳幼児連れの来校者等に配慮したトイレやエレベーター、小さな子供でも掴まることのできるように手すりを 2 段にした階段、人が多様な色覚を持つことにも配慮して、可能な限り全ての人に情報がきちんと伝わるよう、利用者側の視点に立ち、カラーユニバーサルデザイン（CUD）に適合したサイン表示等の設備を設けている（資料 8-3）。また、主要な場所には 3 か国語（日・英・中）で案内を表記し、国際歓迎・交流拠点にふさわしい施設作りを行っている。

(4) 環境に配慮したキャンパス

壁面緑化（バイオラング）やドライミスト、屋上緑化など環境に配慮した設計を行っており、緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」の認定も受けている（資料 8-4）。また、地下には地域冷暖房プラントを誘致し、本校舎を始め、同地区内の複合型商業施設「グローバル・ゲート」や「中京テレビ放送」へエネルギー供給を行い、地区内の CO₂ 削減に貢献している。そのほかにも、自然換気システムやライトシェルフ、クールヒートチューブなどの環境技術を導入し、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）S クラスのエコキャンパスを実現している。

(5) 開放感のあるキャンパスモール

講義棟と厚生棟の間には、高いガラス屋根で覆われたキャンパスモールがあり、植栽やモニュメント、テーブル、ベンチ等を配置し、天候の影響を抑えた開放感のある空間として、学生の憩いの場、大学祭やサークル活動の発表の場、また、災害時の一時避難場所としての利用も想定している。

(6) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対策

「新型コロナウイルス感染症の集団予防対策」（資料 8-2）に基づき、キャンパス内各施設の消毒徹底、各フロアへの消毒薬及び各事務室窓口への飛沫感染防止パネル・シートの設置に加え、空調設備により、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染予防対策として推奨する換気基準を上回るレベルでの換気を徹底するなどの対策を実施している。

さらに、一部の授業で対面授業を実施する場合には、基準より収容定員の多い教室で実施することにより密集・密接を回避するとともに、教室の座席数の上限を収容定員の半数にすることで、学生同士の間隔を確保している。また、学内のキャンパスレストラン、フードコートでは、席の間引き、飛沫飛散防止パネルの設置により、密集・密接とならない環境を維持している。

(イ) 車道校舎の整備状況

2017 年 4 月の名古屋校舎の第 2 期工事完了に伴い、大学院 5 研究科（法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、中国研究科、国際コミュニケーション研究科）を車道校舎から名古屋校舎に移転した。これにより、車道校舎は、高度専門職業人を養成する専門職大学院（法務研究科）が継続して設置されているほか、オープンカレッジや孔子学院など、一般市民の生涯学習の機会を提供するキャンパスとして運用してきた。

(1) 教育施設

教室、情報処理学習施設、語学学習施設等は、校舎全体で 25 室を有している。その内訳は、大学基礎データ（表 1）の「教室等施設」に記載した通りである。これ以外に、共同学習室、ラウンジ等の施設のほか、各教室前のフロアにミーティングテーブルを複数配置し、学生が自習や人的交流を行えるよう配慮している。

(2) 人にやさしいキャンパス

名古屋校舎と同様に、老若男女を問わず誰にとってもアクセシビリティの高い施設づくりに積極的に取り組んでいる。屋外は、公道から入口まで点字ブロックを配置し、東西の各駐車場には身体障がい者等のための駐車スペースを設置している。屋内は、施設全体をバリアフリー化し、床に段差や傾斜はなく、車椅子使用者が利用できる専用机を全教室に設置している。また、全フロアに多目的トイレを設置するなど、身体障がい者に十分に配慮している。さらに、主要な場所には2か国語（日・英）で案内を表記している。

(3) 環境に配慮したキャンパス

校地内の舗装に雨水が地面にしみ込みやすいインターロッキングブロックを多用し、都市型水害や地盤沈下の緩和に配慮している。

(4) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対策

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止の観点から、オープンカレッジ、孔子学院については、今年度の開講を見合わせた。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として、「新型コロナウイルス感染症の集団予防対策」（資料8-2）に基づき、校舎内各施設の消毒徹底、各フロアへの消毒薬及び各事務室窓口への飛沫感染防止パネル・シート設置等、感染症対策を実施している。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止の観点から、管理部門事務室の分散配置及び他校舎所属部門のサテライト事務室を設置するなどの運用を行った。

(ウ) 豊橋校舎の整備状況

人文及び地域文化・地域連携のための教育の拠点として、文学部、地域政策学部、大学院文学研究科が置かれているほか、愛知大学短期大学部が併設されている。

豊橋校舎の施設は老朽化が進行しており、近い将来、耐用年数に達する施設が複数存在しているため、2018年7月、「豊橋校舎の施設整備方針」（資料8-5）を定め、大規模な再開発計画を進めることとなった。現在は、豊橋校舎施設整備委員会を設置し、より具体的な施設整備計画の検討を進めている。施設設備の現況は、以下の通りである。

(1) 教育施設

教室、情報処理学習施設、語学学習施設等は豊橋校舎に設置されている学部と短期大学部の共用であり、校舎全体で108室を有している。その内訳は、大学基礎データ（表1）の「教室等施設」に記載した通りである。

これ以外に、図書館の中にグループ学習室、メディアゾーンを設けているほか、2号館1階に学生が自由に利用できるラウンジ等も設けており、学生が自習や人的交流を行えるよう配慮している。

また、教室においては、アクティブ・ラーニングやPBL(Project Based Learning、課題解決型学習)型など、学生の能動的な学習を促進できるような授業内容・方法に柔軟に対応できるよう、近年、可動式机・椅子への変更を進めている。

(2) 人にやさしいキャンパス

豊橋校舎のバリアフリー対応について、主要な箇所には点字ブロックが敷設されており、校舎副門に隣接する豊橋鉄道渥美線愛知大学前駅を基点として必要な建物への経路が確保されている。教室・研究室等の主要な建物にはエレベーター及び多機能トイレが設置され、段差のある建物にはスロープが設置されている。また、本館西側には身体障がい者用駐車スペース等が設置されており、バリアフリー対応がされている。

(3) 環境に配慮したキャンパス

豊橋校舎は、約5万坪に及ぶ広大な校地と自然に囲まれ緑が多く、キャンパス・アメニティを形成する上での大きな要素となっており、学習・教育環境として最適である静謐さを十分に保つことができ、その保守には一定の経費をかけ環境整備を行っている。

(4) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対策

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として、「新型コロナウイルス感染症の集団予防対策」（資料8-2）に基づき、校舎内各施設の消毒徹底、各フロアへの消毒薬及び各事務室窓口への飛沫感染防止パネル・シート設置等、感染症対策を実施している。

2. 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

(ア) 校地・校舎・施設・設備の維持・管理

本学における建物及び構築物等にかかわる計画及び運用について検討することを目的として、名古屋及び車道校舎に名古屋校舎施設委員会を、豊橋校舎に豊橋校舎施設委員会を置いている。施設委員会は、施設委員会規程第4条で定める通り、①各校舎に関わる施設の建設及び管理・修繕計画の策定、②各校舎に関わる樹木等の整備計画の策定、③その他、施設に関連する事項を所管することとし、施設・設備の維持・管理に努めている（資料8-6）。

(イ) 安全の確保

安全の確保については、施設・設備の維持・管理の中で最も重点をおいて行っている。

耐震補強工事について、豊橋校舎では2003年度に2・7号館、2007年度に図書館第1書庫の耐震工事を実施し、2019年度には2・5・6・7号館の躯体健全度調査を実施している。また、アスベスト対策については、2000年度に第1、第2サークル棟及び体育館の一部について封じ込め工事、2009年度に図書館の第1書庫で除去工事を行い、現在、使用中の豊橋校舎構築物のアスベスト対策はすべて完了している。

名古屋校舎（2012年3月竣工、建築基準法1.2倍の耐震性能）（資料8-7）、車道校舎（2004年3月竣工）はともに耐震構造を有しており高い耐震性を誇るため耐震補強工事的必要はない。またアスベストも使用していない。

名古屋校舎、車道校舎、豊橋校舎の3校舎とも警備員が24時間常駐する防災センター、館内の主要な箇所にICカードリーダー、防犯カメラ、AEDを設置するなどして、在館者の安全及び校舎の財産保全に努めるとともに、地震災害に備えるため、エレベーター地震管

制及び緊急地震速報を導入して、在館者の二次災害の発生抑制に努めている。さらに、名古屋校舎では、緊急地震速報と連動し警報を発するエスカレーター、講義棟の9フロアに備蓄物資専用の倉庫を設置している。

また、大規模な地震が発生した場合を想定し、速やかな学生・教職員の安全確保や安否確認を行うために全学地震防災訓練を2009年度から毎年実施している（資料8-8）（資料8-9）。そのほか、本学において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対応するため、「危機管理に関する規程」（資料8-10）を制定し、危機管理委員会を置いている。

（ウ）衛生の確保

衛生の確保については、「危機管理に関する規程」第9条に基づき、危機管理委員会感染症対策部会を設置し、各校舎には労働衛生委員会を設置して、全学的に対応している（資料8-11）（資料8-12）。また、危機管理委員会感染症対策部会により、感染症罹患時の登校基準（資料8-13）（資料8-14）（資料8-15）を設けている。日常的には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、新型インフルエンザ、マイコプラズマ肺炎、麻疹などの感染症の流行について、学内の掲示、イントラネット等によって情報提供を行うとともに、各校舎内主要箇所に手洗いジェル等を配置して感染予防を行ってきた。今年度は、これらの施策に加え、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として、「新型コロナウイルス感染症の集団予防対策」（資料8-2）に基づき、各校舎内各施設の消毒徹底、各フロアへの消毒薬・各事務室窓口への飛沫感染防止パネル・シート設置等、感染症対策を実施している（資料8-16）。

また、名古屋校舎、車道校舎の各建物及び豊橋校舎の研究館建設時に、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）の濃度とも学校環境衛生あるいは建築基準法の基準濃度を満たすものとした。さらに、名古屋校舎の各建物及び豊橋校舎の研究館では、2エチル1ヘキサノールも検査対象とし、より安心、安全な施設のための整備を行っている。

3. ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

情報関連設備について、各校舎に情報メディアセンターを設置している。また、情報関連設備の維持・管理については、ICT企画会議（資料8-17）が所管している。同会議は、本学におけるICT（Information and Communication Technology）を活用した環境全般の適正な企画・整備・運営を図り、教育・研究活動の発展と事務の高度化に資するICT環境を提案することを目的として、学内理事会の下に設置している。また、ICT企画会議のもと各学部代表者から構成されるICT委員会があり、各学部からの意見を元に教育研究における情報環境の整備計画の策定及び運営を行っている。なお、同会議及び同委員会主導で近年に実施した事業は次の通りである。

大学全体においては、「LiveCampus」に、教学情報だけでなく図書館やキャリア支援等の各部署からの情報を集約し、学内の掲示板を見なくても学内外のパソコンやスマートフォンから様々な情報を確認することができるようにしている。また、全校舎で高速な無線LAN機器を導入し、名古屋校舎及び車道校舎においては、建屋内の殆どのエリアをカバーし、

豊橋校舎においても建屋内の多くエリア（資料 8-18【ウェブ】）をカバーしている。また、BYOD（Bring Your Own Device）にも対応している。災害時に備えて学生個人のデータドライブは校舎間での持ち合いを行うとともに、教務システム、財務システム、人事システム及び固定資産管理システムといった大学運営の根幹をなすシステムの全データを日次でクラウドへ保管し、復興時に復旧が容易に可能な体制を構築している。さらに 2018 年度より次世代型ファイアウォールを導入し、入口・出口での通信の監視を強化し、不正な通信を止めたり、警告を通知するなどのセキュリティ向上を図り、さらに 2020 年度より URL フィルタリングを導入して危険なサイトへのアクセスを遮断して、安心安全な学内 LAN を提供している。コアスイッチやディストリビューションスイッチ、エッジスイッチについても定期的に更新して機器故障による通信障害を最小限に抑え、ネットワーク機器やサーバーは 365 日 24 時間監視を行い、障害の早期発見、ダウンタイムの最小化を図っている。また、2020 年 1 月の Windows 7 のサポート終了に備え、2019 年度に事務職員が使用するすべての事務用パソコンを更新した。

名古屋校舎においては、メディアゾーンにパソコン 120 台、グループワークルーム 2 室及び語学自習ブース 20 席を設置し、様々なニーズに对应している。パソコン実習室の 4 室には CALL システム（コンピューターを活用した語学教育システム Computer-Assisted Language Learning）を導入し、マルチメディアを活用した語学教育にも対応させた。また、教材提示システムにタッチパネル式の操作卓を導入し、教員の利便性向上を図っている。

豊橋校舎においては、地域政策学部の GIS 教育（Geographic Information System（地理情報システム））に対応するため最新のパソコンを導入し、特に GIS 関連ソフトウェアを充実させている。また、パソコン教室等のパソコンも入れ替えるとともに各教室のソフトウェアも見直すなど、豊橋校舎全体の情報教育環境を充実させる取組みを進めている。なお、「豊橋校舎の施設整備方針」（資料 8-5）の中で、情報教育環境の一層の充実を目的として、既存の情報関連教室が集中する 3 号館、4 号館の取扱い（建替えを含む）を検討することとしている。

なお、2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止対策のため全科目を遠隔（オンライン）授業で実施することとなった。そのための環境整備として、遠隔（オンライン）授業の基点となる「Moodle」のサーバー強化、授業動画を配信するための動画配信サーバー強化及び Office 365 Stream のライセンス準備、同時双方向（ライブ中継）型授業を行うための Office 365「Teams」及び「Zoom」のライセンス準備を実施した。

また、パソコンやモバイルルータの機器等を経済的な理由により、すぐに購入することが困難であったり、昨今の社会情勢による商品の不足により、すぐに購入することができない学生に向け、各自での準備が整うまでの緊急的な支援措置として、ノートパソコンやモバイルルータの機器等（ノート PC、Web カメラ及びモバイルルータ（各 500 台））を無償で貸与することとした。

さらには、名古屋図書館では、286 席に電源コンセントを設置し持ち込みノートパソコンによる遠隔（オンライン）授業の視聴環境を整備した。

4. 情報倫理の確立に関する取組み

情報倫理について、特に学士課程の学生に対して、入学時の新入生オリエンテーションでのガイダンスや、学士課程の共通教育科目「情報倫理」(資料 8-19)、「情報リテラシー」及び「情報総合演習」などの情報系科目での教育に加え、学生相談員(情報メディアセンター学生アルバイト)による情報セキュリティ 10 カ条(資料 8-20【ウェブ】)の「ポスター掲示」などのセキュリティ啓蒙活動を行い、「Moodle」のコンテンツとして「INFOSS 情報倫理」を設置し、24 時間どこからでも情報倫理が学べる環境を提供している。教員については毎年「情報セキュリティの手引き」(資料 8-21)を配布し啓蒙活動を行っている。事務職員については定期的な情報セキュリティアンケート及び内部監査の実施、標的型メール攻撃訓練の実施、事務職員向け情報セキュリティの手引配布など、情報倫理及び情報セキュリティの向上のための試みを継続的に進めている。

点検評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

1. 図書、学術雑誌、電子媒体等の整備

本学の図書館(資料 8-22【ウェブ】)は 3 つの校舎にそれぞれ名古屋図書館、豊橋図書館、車道図書館(法科大学院図書室)が設置されており、2019 年度大学全体の蔵書数は図書 1,377,986 冊、雑誌 10,899 タイトル、電子ジャーナルは 46,918 タイトル、電子ブックは 2,342 タイトル等(資料 8-23)となっている(2020 年 3 月末現在)。図書館の管理運営にあたって、図書館委員会(資料 8-24)を置いており、蔵書構築にあたっては、各学部の図書館委員や大学院の担当者と連絡を取り、本学の教育及び研究に必要な蔵書数と蔵書構成となっている。学生用図書については、学生からの購入希望制度、図書館職員による選書ツールを用いた選定、教員からの推薦等により選書を行っている。さらにシラバスで示されている資料やレポート・卒業論文の作成に必要な資料の収集に努めている。

電子ジャーナル(資料 8-25【ウェブ】)については、幅広い分野のタイトルを選定・収集しており、ネットワークを介して大学全体で共有している。さらに、有料・無料の電子ジャーナル、電子ブック、OPAC、Web サーチエンジン等へのリンク情報を集中的に管理するリンクリゾルバを導入している。

ホームページ上では、貴重書デジタルブック(資料 8-26【ウェブ】)と銘打ち、2009 年

度までに実施してきた図書館所蔵の貴重書文庫コレクションデジタル化事業の成果として、「霞山文庫」及び「菅沼文庫」のデジタル版の一部を公開しており、近年では劣化資料のデジタル化事業の成果物も公開している（学内利用のみ）。

電子図書館サービスとしてライブラリエ（資料 8-27【ウェブ】）を導入、2019 年 4 月より本格運用を開始している。小説・就職活動本・ガイドブックなど、軽読書を中心に選書をしている。パソコン・スマートフォン・タブレットなどで、365 日 24 時間いつでも電子書籍の貸出・閲覧・返却ができるため、学生の生活スタイルに合わせたサービスの提供ができています。

また、本学において作成された電子的形態の教育研究成果を収集・蓄積・保存し、「愛知大学リポジトリ」(資料 8-28【ウェブ】)において無償で公開している。メタデータ数は 8,528 件である（2020 年 3 月末現在）。

他機関とのネットワークについては、国立情報学研究所（NII）の NACSIS-CAT/ILL に参加し、ほかには私立大学図書館協会や大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）、愛知図書館協会に加盟するなど、他大学・他機関と様々な図書館間相互協力を推進している。

利用者の利便性については、学術情報へのアクセスは学内ネットワークからはもちろん、SSL-VPN 接続により自宅や外出先などからインターネットを使って安全に接続することが可能となっている。

2. 学外連携

地域の図書館及び関連組織等との連携を取りつつ、地域及び社会の課題解決へ向けた図書館サービスの創出並びに図書館活動を展開してきた。地域の大学図書館との連携においては、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会理事校業務及び東海地区大学図書館協議会運営委員校（総会会場校）を務め、地域公共図書館との連携においては豊橋市図書館協議会委員（豊橋図書館長）、みよし市図書館協議会委員（名古屋図書館事務課長）、愛知図書館協会研修委員（豊橋図書館事務課長）を務めた。また、本学図書館は、同窓生・一般社会人・近隣他大学学生等に開放している。

3. 図書館の利用環境とそれらを支えるスタッフの配置

開館時間について、講義期間中は名古屋図書館で午後 9 時、豊橋図書館で午後 8 時まで開館としているが、定期試験前や試験中、卒業論文作成時期などはさらに 1 時間延長するなど、学生・教職員への便宜を図っている。

名古屋図書館の座席数は 884 席、中でも 2 階と 3 階に合計 11 席ある個人ブース（個室）は学習・研究に集中して取り組みたいときには最善のスペースとなっている。豊橋図書館の座席数は 706 席あり、2 人掛け及び 3 人掛けの閲覧席と窓側に面したキャレルデスク（隣席との仕切りあり）が設置されている。

図書館職員の配置について、司書資格等専門能力を有する専任職員は各館につき 1～2 名であるが、OJT を通して図書館業務の教育・研修を行っている。図書館員の構成は 3 館合わせて専任職員 12 名・嘱託職員 1 名・契約職員及び派遣職員 17 名に業務委託先従事者を加えて図書館業務を担っている。図書館業務の中核を担っている司書資格を有する職員は、専任職員中 3 名、嘱託職員 1 名、契約職員・派遣職員中 10 名である（2020 年 5 月 1 日現

在)。また、専門的情報技術が必要となる図書館システムの運用担当者として、情報システム課員としてのキャリアを持つシステム系職員が2名配置され、全学的情報基盤との連携強化を図っている。

図書館職員は、私立大学図書館協会や東海地区大学図書館協議会等の研修や国立情報学研究所及び企業等が主催する専門研修へ積極的に参加し、各々の専門性・技術力の向上を図っている。

4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する取組状況

2020年度前半は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止対策として、臨時休館や短縮開館が続き、通常の図書館サービスを提供することができなかった。その代わりに、図書や文献複写物を学生の自宅へ送るといった郵送サービスを新たに開始した。また、学生の遠隔授業環境時の研究・学習活動に活用できる電子書籍（電子ブック）1,972タイトル（名古屋図書館分1,748タイトル＋豊橋図書館分224タイトル）を導入するとともに、学生・教職員向けに図書館ホームページにおいて電子書籍・電子ジャーナル・データベースなど電子リソースが自宅等リモート・アクセスできることを告知した。さらに名古屋図書館では、286席に電源コンセントを設置し持ち込みノートパソコンによる遠隔（オンライン）授業の視聴環境を整備した。

他方で、学外者の利用について、在学生の学習環境に対して3密（密閉・密集・密接）を避けつつスペースを確保するため、今年度は利用登録の受付を見送る決定を行った。

点検評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点	：研究活動を促進させるための条件の整備
	・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
	・ 研究費の適切な支給
	・ 外部資金獲得のための支援
	・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
	・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

2019年10月10日自己点検・内部質保証委員会において、「研究活動促進に関する方針」（以下、「研究活動促進方針」）を策定した。その後、定期的に見直しや確認がなされ、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この「研究活動促進方針」は、策定段階で各学部の教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、本学公式ホームページ（資料8-29【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

1. 研究支援環境・体制

本学の研究機関としては、各学部内に置かれた学会（法学会・経済学会・経営学会・現代中国学会・国際コミュニケーション学会）の他、地域政策学部内に置かれた地域政策学センター、各研究所・センター、一般教育研究室、体育研究室、語学教育研究室等の組織があり、各学会会則、各研究室規程に則って運用している。

これら研究機関の研究関連事項の審議を行うため、学内理事会の下に研究政策・企画会議（資料 8-30）を置いている。その構成員は(1)研究政策・企画担当の学内理事、(2)研究委員長、(3)大学院長、(4)国際研究機構長、(5)地域研究機構長、(6)別表第 1 及び別表第 2 の各研究機関からそれぞれ 1 名、(7)学術支援事務部長である。なお、国際研究機構、地域研究機構、別表第 1、別表第 2 の各研究機関は以下の通りである。

〔国際研究機構〕

国際問題研究所、中日大辞典編纂所、国際中国学研究センター（ICCS）、現代中国学会、国際コミュニケーション学会、国際ビジネスセンター

〔地域研究機構〕

総合郷土研究所、中部地方産業研究所、三遠南信地域連携研究センター、地域政策学部地域政策学センター

〔別表第 1〕

経営総合科学研究所、法学会、経済学会、経営学会、名古屋情報メディアセンター、名古屋一般教育研究室、名古屋語学教育研究室、名古屋体育研究室

〔別表第 2〕

人文社会学研究所、豊橋情報メディアセンター、豊橋一般教育研究室、豊橋語学教育研究室、豊橋体育研究室

また、研究政策・企画会議の下に研究委員会（資料 8-31）を置いており、研究政策・企画会議から付託された次の各号に定める事項を審議している。

- 1) 研究政策・企画会議から諮問された事項
- 2) 受託研究に関する事項
- 3) 科学研究費に関する事項
- 4) 研究助成及び出版助成に関する事項
- 5) 個人研究費に関する事項
- 6) 教育職員特別研修に関する事項
- 7) 外国の大学等との短期学術交流に関する事項
- 8) 研究倫理に関する事項
- 9) 研究館の運営に関する事項
- 10) その他研究に関する事項

2. 教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

教員の研究活動面への支援策として、本学では、①個人研究費の交付・執行、②外部資金獲得支援・執行、③研究助成制度、④特別重点研究助成制度、⑤出版助成制度、⑥教育職員特別研修制度、⑦研究専念制度、⑧学会等開催助成制度、⑨外国の大学等との短期学術交流制度、⑩研究室的割り当てを行っている。これらの制度は、「研究支援のご案内」（資料 8-32）にまとめられ、各教員に周知されている。

①個人研究費として、専任及び特任教員に対して、「個人研究費規程」（資料 8-33）に基づき 1 人年額 50 万円を交付している（契約教員、嘱託助教 I・II に対する交付は別途定めている）。2019 年度の執行可能合計額 122,493 千円に対し執行額 106,789 千円である。執

行率は 87%を超え、執行率に、学部ごと、年度ごとの顕著な変化は見られない。さらに、個人研究費の執行にあたっては、名古屋研究支援課、豊橋研究支援課、総務課にて、全件について、大学の規程やルールとの適合性並びに適切性を複数人で点検、確認の上実施している。また、「個人研究費にかかる年間研究計画書」及び「個人研究費にかかる研究報告書」の提出を義務付けている。

②外部資金獲得支援として、研究政策・企画会議及び研究委員会が中心となり、2017 年以降毎年 1 回定期的に、「科研費獲得のための研修会」(資料 8-34)を実施している。2019 年、2020 年と 2 年続けてロバスト・ジャパン(株)によるワークショップを実施し、本学教員の科学研究費助成事業申請並びに採択に大きく貢献した。2019 年度の大学全体の科学研究費助成事業(研究代表者)交付件数は 40 件、交付金額は 43,304 千円、2020 年度の同交付件数は 51 件、交付金額は 49,592 千円であった。また、科学研究費助成事業以外の大型外部資金(補助金を含む)として、2018 年 9 月に、日本学術振興会「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」実社会対応プログラム(2018 年度～2021 年度:13,395 千円)、2019 年 2 月に文部科学省私立大学研究ブランディング事業(2018 年度～2020 年度:88,000 千円)に採択されている。一方で、科学研究費助成事業を含む外部資金の執行に関しては、「愛知大学科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱規程」(資料 8-35)、「愛知大学科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱規程」(資料 8-36)並びに「愛知大学競争的資金間接経費取扱要項」(資料 8-37)に基づき、適切に直接経費、間接経費の執行管理を行っている。

なお、①・②の共通事項として、2020 年度のコロナ禍において、国内出張の所属長(学部長)許可制と海外出張の自粛を徹底する一方で、購入物品の納品場所指定緩和、購入物品検収の期間延長等、適宜柔軟な対応を行い、コロナ禍における教員の研究環境を整備した。

③研究助成制度は、本学専任教員が特定の研究課題について共同で行う研究に対して助成する制度であり、「愛知大学研究助成規程」(資料 8-38)、「愛知大学研究助成取扱要領」(資料 8-39)に基づき、適切に運用している。なお、当助成制度は科学研究費助成事業に採択されず、かつ「採択されなかった研究課題の中でのおおよその順位」が「B」評価以上の者を対象としており、採択された場合は、助成期間中の科学研究費助成事業申請義務を負うこととしている。2019 年度、2020 年度の申請件数は各 1 件、採択件数は各 0 件であった。

④出版助成制度は、本学の専任教員による出版困難な研究成果の発表を助成促進する制度であり、「愛知大学出版助成規程」(資料 8-40)、「愛知大学出版助成取扱要領」(資料 8-41)に基づき、適切に運用している。2019 年度は 6 件の申請に対し 6,180 千円の助成を行った。2020 年度は 2 件、2,550 千円の助成が承認された。

⑤特別重点研究助成制度は、本学の専任教員が研究代表者となる研究であって、外部資金によるプロジェクト研究等への申請を視野に、本学において戦略的研究を含むグローバルな研究課題やローカルな研究課題、学際的な研究課題、喫緊の今日的な研究課題等について共同で行う研究を助成する制度であり、「愛知大学特別重点研究助成規程」(資料 8-42)、「愛知大学特別重点研究助成取扱要領」(資料 8-43)に基づき、適切に運用している。2020 年 9 月末現在、中部地方産業研究所に対して 5,191 千円、国際問題研究所に対して 9,935

千円、総合郷土研究所に対して 3,362 千円（いずれも 2020 年度査定額）、計 18,488 千円の助成を行っている。

⑥教育職員特別研修制度は、専攻する分野の学術研究または調査を目的として、一定期間国内外の他大学その他の研究機関において研究する制度であり、「教育職員特別研修規程」（資料 8-44）、「教育職員特別研修規程細則」（資料 8-45）に基づき、適切に運用している。2019 年度は 6 名の教員が特別研修を行い、2020 年度は現在 5 名の教員が特別研修を行っている。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）との関連で、2020 年度は海外特別研修予定者 3 人が国内特別研修への変更を余儀なくされた。

⑦研究専念制度は、本学における研究の高度化を目的として「研究専念教員」を置く制度であり、「研究専念規程」（資料 8-46）に基づき、適切に運用している。2020 年 9 月末現在、大型の外部資金によるプロジェクト研究従事のため、2 名の教員が同制度を活用している。

⑧学会等開催助成制度は、本学で開催される全国学会等に対する助成制度であり、「学会等開催助成に関する内規」（資料 8-47）に基づき、適切に運用している。2019 年度は 1 件（300 千円）、2020 年度は 1 件（110 千円）の助成を行った。2020 年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のため、当初の 6 件予定から件数減を余儀なくされた。

⑨外国の大学等との短期学術交流制度は、本学が外国の大学等との間で行う研究者の短期間の学術教育交流を支援する制度であり、「愛知大学と外国の大学等との短期学術交流に関する規程」（資料 8-48）に基づき、適切に運用している。2019 年度の利用状況は 2 件、2020 年度は申請者がいなかった。

⑩研究室は、専任教員については 1 人 1 室（約 20 m²）割り当てられている。基本備品として書架、机、センターテーブル、椅子、ソファ、電話機を備えている。また情報・資料検索、学内における情報伝達等のためのネットワークの環境も整えており、適切な研究環境を整備している。嘱託助教Ⅰ・Ⅱには共同研究室が割り当てられている。

なお、2019 年度事業報告書において、科学研究費助成事業、学外研究助成、受託研究等の研究費の獲得状況を掲載し、社会に公表している。

3. 教育研究支援体制の整備

（ア）TA・RA・技術スタッフ

本学における教育研究支援体制のひとつとして、「愛知大学ティーチング・アシスタント規程」（資料 7-42）がある。大学院に在学する学生をティーチング・アシスタントとして授業に関する教育補助に従事させることにより、学部及び大学院教育の充実を図るとともに、本学大学院学生に対し将来に向けての教育訓練の機会を提供することを目的としている。

また、研究プロジェクト等の推進や若手研究者の育成を目的とし、「愛知大学リサーチアシスタント規程」（資料 8-49）、「愛知大学 ICCS リサーチアシスタント規程」（資料 8-50）、「愛知大学ポストドクター規程」（資料 8-51）、「愛知大学 ICCS 研究員規程」（資料 8-52）を整備している。2020 年度は国際中国学研究センター（ICCS）においてリサーチアシスタント 2 名及び研究員 3 名が研究補助業務に従事している。

三遠南信地域連携研究センターが文部科学省「共同利用・共同研究拠点」（越境地域政策

研究拠点）として 2013 年度より 6 年間認定されたことを受けて「愛知大学研究助教規程」（資料 8-53）を制定し、研究助教 2 名を採用し若手研究者育成体制の整備を図った。2019 年度には、文部科学省私立大学研究ブランディング事業における研究事業を推進するため、2 名の研究助教を採用し、2020 年度も引き続き雇用して、その体制を維持している。

（イ）教育活動を支援する体制

本学では各校舎に学習・教育支援センター（資料 7-3）を設置し、学生の学習活動及び教育職員の教育活動の支援を行っている。その利用実績は「愛知大学年報」、「AUDI」（資料 8-54）（いずれも学内の各種統計調査書）にて学内に公開されている。また、学生に対する学習上の支援及び授業の補助業務を行う制度として、「スチューデント・アシスタント規程」（資料 4-17）を整備しており、学習・教育支援センターは、スチューデント・アシスタント（以下、「SA」という）の管理、運用を行う役割も担っている。

SA については 2001 年に「授業補助員」からスタートし、2008 年に現行の SA となった。SA を利用する授業は開講科目数の 2%程度に過ぎないが、年間 100 名程度の学生が、授業に別の視点から向き合うことで、新たな発見を得るとともに、本来の目的である教員の授業補助の一助となっている。

一方、同規程第 3 条第 6 号で規定する授業用プリントの印刷や出席補助については、実質的に学習・教育支援センターの職員が担っている。高速印刷機の導入も相まって、多くの授業のレジュメが正確に大量に準備できる。リアクションペーパーや出席カードの配布、並び替えの補助も行うことで教員が教育研究活動に専念できる環境が促進され、適切に整備されている。なお、これらの教育支援制度のほか、出講、試験及び成績評価、各種補助（助成）制度等について、毎年発行される出講案内（資料 8-55）に掲載し、非常勤教員を含めて広く周知されている。

2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的として遠隔（オンライン）授業を実施した。それに伴い、学習・教育支援センターの業務も変わるようになった。具体的には、①授業収録のための機器（カメラ、タブレット PC 等）の貸し出し、②収録の補助（機器及びシステムの操作説明、補助）、③学生から電子データで提出された課題やレポート等の印刷、PDF 化作業、④PC・ネットワーク環境が不十分な学生に対する、PC・ルーター・カメラの貸出、⑤オンラインでの各種相談等を行い、遠隔（オンライン）授業においても、十分な教育効果があがるよう、必要な支援を行った。

（ウ）教育活動を支援する情報環境

各校舎に情報メディアセンターを設置し、情報実習室やメディアゾーンなど情報メディア教育関連施設の管理及び運用を行っている。各校舎では、ほぼ全域にネットワークを敷設し、無線 LAN については建屋内のほぼ全域をカバーしている。また、パソコン実習室を設け、教育全般に対して情報環境を整備している。

特に教育支援という観点からは、自学自習を促進するための学習環境として、自宅等の学外からも図書館データベースやファイルサーバーへのアクセスができるようにする SSL-VPN 接続を提供し、2009 年度から「Moodle」を導入、Web 上での教材提供、レポート等の提出管理、履修者同士の討論等を行えるようにした。また、2013 年度より Office365

を導入し、メール、クラウドストレージ、オフィススイート等の提供を行っている。

また、各校舎で学生貸出用のノートパソコンを用意し、2 週間を期限として貸出しを行っているほか、学生相談員による講習会（ワードプロセッサ、表計算、プレゼンテーションソフトウェアの使い方）を開催し学生の情報リテラシーの向上を手助けしている。なお、2020 年度においては、登校できない学生のため、講習会をオンラインで開催した。

点検評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日施行、平成 26 年 2 月 18 日改正）を受け、「愛知大学公的研究費管理・監査規程」（資料 8-56）を定め、公的研究費の運営・管理に関する学内の責任体系、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備、不正防止対策、研究費の執行管理等を明確にしている。特に不正防止対策に関しては、「愛知大学における研究上の不正行為防止のための基本方針」（資料 8-57【ウェブ】）を定め、本学における研究遂行上の基本方針（法令、指針、ガイドラインの遵守、研究倫理に関する意識の徹底等）を公表するとともに、「愛知大学における公的研究費の不正防止計画」（資料 8-58【ウェブ】）を定め、実際に不正を発生させるとされる要因を明確にし、それに基づいた不正防止の取り組みについて公表している。本学では、これらの規程や前述の基本方針の周知徹底のため、コンプライアンス推進責任者（全学部長等）と事務局から、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員（教員、研究員、事務職員、学生）を対象に、年 1 回、最新の知見を交えたコンプライアンス教育（資料 8-59）を実施している。また同時期に、科研費ルール等説明会（注：本学では、競争的資金のうち圧倒的多数を科学研究費助成事業が占めているため、ルール説明会について「科研費ルール等説明会」という呼称としている。）も開催し、実施後は全員から誓約書を徴し、規則の遵守等を確実にしている。

一方、本学では、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日施行）との関連で、「愛知大学研究倫理規準」（資料 8-60）を定め、研究活動上の基本的な倫理規準を明確にするとともに、「愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」（資料 8-61）、を定め、不正行為が生じた場合の具体的な措置や手続き等を明確にしている。また、研究倫理・コンプライアンス委員会（資料 8-62）では、本学における研究倫理教育について定め公表している（資料 8-63）。本学における研究倫理教育受講義務者を、「本学を本務とする研究者、本学を本務としない研究者のうち本学研究所等に所属し本務校のない者、大学院生、本学研究所等が発行する紀要等に投稿する者、研究支援関連事務職員」と定めている。研究倫理教育の受講については、①本学を

本務とする研究者には、2年に1回の頻度により、教授会開催時に、各学部長（研究倫理教育責任者）による事務局作成のレジメ（教材）を活用した研究倫理教育講演会を受講することを義務付け、②教授会欠席者や教授会非構成員には、事務局から前述の教材を配付し、読了確認をすることとしている。

また、研究倫理に関する学内審査機関として、「愛知大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」（資料 8-64）の下、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会を設置している。同規程において、人を直接の対象とする個人の情報及びデータ等を収集又は採取して行われる研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準並びに研究計画等の審査に関する事項を定めており、2019年度は2件、2020年度は11件の申請があり、委員会にて審議、承認が行われた。

**点検評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境に関する取り組みについては、「研究活動促進方針」を踏まえつつ、特に取り組むべき課題について「基本構想」の中で取り上げ、進捗や状況の変化に応じて毎年の事業計画書に落とし込み、それを毎年の事業報告書で総括することで、点検・評価が繰り返し行われている。それがまた次の「基本構想」につながることで、持続的な点検・評価が実施されるという仕組みが構築されている。また、事務局からの視点として、「課室別目標管理」においても、点検・評価が実施されている。

上記以外にも、教育研究等環境に関する自己点検・評価は、以下の通り、各組織・委員会でも実施している。

主な項目	組織・委員会	主な事務局
名古屋・車道校舎の施設設備に関すること	名古屋校舎施設委員会	総務課 名古屋総務課
豊橋校舎の施設設備に関すること	豊橋校舎施設委員会	豊橋総務課
情報システムに関すること	ICT 企画会議、ICT 委員会	情報システム課
図書館に関すること	図書館委員会	各校舎図書館事務課
研究支援・研究倫理に関すること	研究委員会	各校舎研究支援課
教育支援・SA に関すること	教学委員会 学習・教育支援センター委員会	各校舎教務課 各校舎学習・教育支援センター

1. 施設設備に関すること

名古屋校舎においては、学生ラウンジに設置された投書箱、学生のクラブ・サークル組織の代表が実施するアンケート、学業奨励学生へのアンケートなどを通じて、教育研究等環境の改善に結びつく意見や情報の収集を行っている。

車道校舎においては、車道校舎労働衛生委員会の活動として事務室、教室の巡視及び安全点検を定期的実施し、職場環境及び学習環境が適切に保持されていることを確認している。この活動に基づき、車道校舎利用者の快適性、安全性等の保持、改善・向上に努めている。

豊橋校舎においては、通年の取組みとして、豊橋学生課に提出される学生のクラブ・サークル活動に関する要望・意見等に基づき、同課と当年度、次年度の対応を検討し、改善に努めている。また、2019年度は、豊橋校舎所属の全学生、教職員を対象に施設設備の利用状況等に関するアンケートを実施し、現在検討を進めている大規模な再開発計画である「豊橋校舎の施設整備方針について」（資料8-5）に反映させることで、これまで以上に利用者の快適性、安全性等に配慮した施設設備の改善・向上に努めている。さらに、愛知大学後援会からの財政支援により、2019年8月には豊橋校舎生協食堂施設の改装が行われ、さらに2020年8月には逍遥館1階の机・椅子等の整備が行われ、快適な空間が構築された。

2. 情報システムに関すること

ネットワークの利用状況の監視を続けており、インターネット回線や校舎間回線、無線LAN機器の更新に反映し、安定稼働ができています。また、メディアゾーンや実習室の日々の利用状況を収集・分析し、システムの更新計画に反映している。

「Moodle」については、毎年度最新の安定バージョンを採用し、機能追加を実施している。

3. 図書館に関すること

図書館では、重要事項を審議するため、図書館長を委員長とする図書館委員会（資料8-24）を設置している。図書館委員会は年5～6回程度開催され、図書館の事業計画（予算含む）や図書運営・施策等図書館全般について図書館長の諮問に応じている。年度当初に事業計画を策定し、年度末には事業報告をしている。また予算面で継続する事業に対し、目的別事業評価シートを作成し、事業の評価・報告・改善を行っている。

4. 研究支援・研究倫理に関すること

当該年度の科学研究費助成事業、学外研究助成、受託研究等の研究費の獲得状況を事業報告書に掲載し、公表している。また、教員を対象に定期的実施している研修会等（科研費獲得のための研修会、コンプライアンス教育（科研費ルール等説明会を兼ねる）等）を毎年開催するとともに、終了後にアンケート調査をし、研究政策・企画会議や研究委員会にフィードバックして、次年度以降の取組みの参考としている。

また、2020年度から、学内の研究制度（特別研修、短期学術交流、出版助成、特別重点

研究助成)による研究成果を研究支援ホームページに公表することとした。これにより、学内研究費の配分の適切性を点検・検証する仕組みができ、申請を検討している研究者への情報提供につながる。さらには研究成果の公表により、学内外者による評価がされることとなり、研究活動の活性化につながることを期待される。

5. 教育支援・SAに関すること

学習・教育支援センター委員会を年に数回開催し、SAの該当科目や担当学生の審議・承認を行っている。併せて、学期終了後に教員からは雇用報告書、学生からは勤務報告書の提出を課しており、同委員会で併せて審議している。この報告書を委員会として確認することで、現行の制度について意見交換を行い、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っている。

なお、教育研究等環境に関する本学の自己点検・評価活動は「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」を中心に行っているが、その結果を自己点検・内部質保証委員会に報告し、全学的な事例や改善方策の確認と自己点検・評価サイクルの適切性の確認は行っているものの、同委員会による改善・向上の助言や指摘が十分にできているとは言えない。今後は、「内部質保証方針」に示す自己点検・内部質保証委員会を含めた全学的な内部質保証のプロセスの改善・向上に向けて、機能強化を図っていくことが必要であると認識している。

(2) 長所・特色

1. 施設設備に関すること

名古屋校舎は、最寄り駅と屋根付きの上空通路で車道を越えて接続されている。また、校舎は本館(研究棟)と講義棟、厚生棟の3つの建物とグローバルコンベンションホールから構成されており、それぞれが上空通路で接続されている。これにより、建物間及び教室間の移動をスムーズに行うことができる。また、教育研究活動や課外活動に必要なあらゆる機能は全てこれらの建物に効率的にレイアウトされており、快適かつ安全な教育研究等環境が確保されている。

車道校舎については、在籍する専門職大学院法務研究科学生が、24時間利用することが可能な専用図書室を設置しており、学生の学習を積極的に支援する教育環境が確保されている。ただし、2020年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止のため本学の定める「新型コロナウイルス感染症に係る愛知大学活動制限指針」のレベル(資料4-20【ウェブ】)に基づき、利用制限等を行った。

2. 情報システムに関すること

本学では、全校舎のほぼ全域をカバーする無線LANを備え、校舎内の各所で、持ち込んだノートパソコンやスマートフォンでネットワークにアクセスできる環境を整えている。なお、無線LANを使用するためには、MACアドレス登録及びWeb認証の両方が必要な仕組みを備えており、セキュリティを確保している。

「Moodle」については、外部委託による定期・不定期のメンテナンスや利用サポート及び年3回の講習会開催など、教員へのきめ細かなサポートを行っている。2020年度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大よりも以前から「Moodle」を利用する教員は年々増えており、科目数ベースの利用実績も2009年度139コースから2018年度約780コース、2019年度では約850コースと増加している。学生の利用についても、現在では多い時期で学外から5万アクセス/日以上の利用があり、特に自宅などでの予・復習などで活用されており、学生の自主的な学習を促進する環境が提供できている。なお、2020年度においては、すべての授業（約4,200コース）を「Moodle」にコース登録して学習の基点とし、授業の受講方法の指示、資料の配布・提示、事前収録した授業動画、同時双方向（ライブ中継）型授業へのアクセス方法などを掲載した。

遠隔（オンライン）授業の動画視聴及び反転授業などのアクティブ・ラーニングに対応するため、動画配信サーバー（Mediasite）を運用し、授業や資料用動画など配信を行っている。動画配信サーバーでは、ユーザー認証による視聴制限、ユーザーごとの視聴プレゼンテーション、視聴期間、視聴内容詳細等を取得でき、効果測定に役立てることができる。

3. 図書館に関すること

（ア）学内連携

学生の学習に資するため、従来から新入生オリエンテーションの一環として図書館ガイダンスを実施していたが、それに加えて初年次向け授業科目である「基礎演習」「基礎ゼミ」「入門ゼミ」等の正課科目の中で、図書館利用法を説明している。また、シラバスに掲載されている図書や授業担当教員からの推薦図書を配架するリザーブ図書コーナー（禁帯出）を設置している。

学生のキャリア形成に資するため、図書館とキャリア支援センターとの協力により、就職活動に役立つ情報収集力向上講座を開催し、図書館のリソースを使った情報収集法についてレクチャーを行っている。またキャリア支援センターが主催する産官学連携キャリアデザインプログラム「Learning+」（ラーニングプラス）における企画提案活動に、図書館資料（データベースを含む）を活用してもらえるように、図書館利用法のレクチャーをしている。また低年次学生を対象に、「スマホ世代に向けた会社の調べ方講習会」を開催している。

（イ）地域・学外との連携

名古屋市図書館が運営する「まるはち横断検索（名古屋市内の公共・専門・大学図書館の蔵書を検索）」に協力しており、それらを通じて、資料の所蔵情報を発信、地域住民等の社会教育活動に寄与している。

図書館による地域の図書館への協力として、愛知図書館協会（理事：名古屋図書館事務課長、研修委員：豊橋図書館務課長）、豊橋市図書館協議会（委員：豊橋図書館長）、みよし市図書館協会（会長：名古屋図書館事務課長）へ図書館長・職員を派遣している。また私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会の役員（2008年度～常任幹事校理事長校、2015年度及び2016年度研究会運営委員長校、2017年度及び2018年度理事長校）を務めている。

図書館を同窓生・一般社会人・近隣他大学学生等に開放している。2019 年度においては、登録利用者が名古屋図書館 382 人、豊橋図書館 250 人、当日利用者が名古屋・豊橋の両館で合計 347 人が利用している。

(ウ) デジタル化

利用者ニーズに合わせるとともに、図書館書庫の狭隘化対策の一環として、電子リソース（電子書籍、電子ジャーナル、データベース等）を拡充している。

これまで図書館独自に貴重資料のデジタル化を進めているが、2019 年度から愛知大学特別重点研究「愛大の研究資源デジタルアーカイブとオープン・プラットフォームの構築」の事業としてデジタル化した資料と合わせて、共通のプラットフォーム上で公開・発信を進めていく。

4. 研究支援・研究倫理に関すること

コンプライアンス教育は、前述の通り、コンプライアンス推進責任者（全学部長）と事務局が、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員（教員、研究員、事務職員、学生）を対象に年 1 回実施している。同時期に科研費ルール等説明会を行っている点が特徴である（前述の通り、本学では、競争的資金のうち圧倒的多数を科学研究費助成事業が占めているため、ルール説明会について「科研費ルール等説明会」という呼称としている）。科研費ルール等説明会において、自身が扱う競争的資金等の本学におけるルールを認識し、続いて、コンプライアンス教育において、自らのどのような行為が規程やルールに抵触するか（不正に当たるか）、さらに競争的資金等の使用にどのような責任が伴うかを、順を追って体系立てて考える機会を提供していることが、長所である。

また、研究倫理教育（「本学を本務とする研究者」対象の場合）の特徴は、各学部教授会の場と時間を活用していることである。前述の通り、本学における研究倫理教育は、まず研究倫理教育受講義務者を明確にした上で、義務者それぞれに対する内容を定めているが、例えば、「本学を本務とする研究者」に対しては、2 年に 1 回の頻度により、教授会開催時に、各学部長（研究倫理教育責任者）による事務局作成のレジメ（教材）を活用した研究倫理教育講演会を受講することとしている。教授会での開催により、時間を活用でき、対象者が無理なく漏れなく受講できる。そして各学部長自らが研究倫理教育責任者として事前準備や講演を行うことで責任を明確にしている。

5. 教育支援・SA に関すること

豊橋校舎においては、プール制 SA を活用することによって、教材の印刷、教室での出席カードやリアクションペーパーの配布や回収等を含め授業のより円滑な運営に資するよう対応している。

加えて、今年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、教材作成補助（資料の PDF 化）、学生からデータで提出された課題の出力（印刷）補助、遠隔（オンライン）授業の配信・収録の補助を行っている。

(3) 問題点

1. 施設設備に関すること

名古屋校舎について、2017年に完成した本館（研究棟）に学生のグループ学習や学修支援のためのラーニングコモンズが置かれたが、学生の日常的な動線から外れた場所にあり、認知度や利用率に影響する面がある。研究所や研究支援の事務部門についても、研究棟の完成後も厚生棟3階に置かれており、教育職員の日常的な動線から外れている。

2. 情報システムに関すること

(ア) 豊橋校舎の環境整備

利用者アンケートの実施や施設・設備の利用状況の把握について定期的な検証ができていない。今後はアンケート実施に向けての具体的な方策の策定が必要である。

(イ) メディアゾーンのパソコン不足

名古屋校舎では、メディアゾーンに120台、貸出ノートパソコン120台を運用しているが、ピーク時にはどちらもあいておらず、利用を諦める学生が多数いる。そのためBYODの普及など別の対策が必要である。

(ウ) BYOD 活用の取組み

無線LAN環境は用意しているが、持ち込んだ機器の電源や作業スペースをさらに充実させる必要がある。また、組織的なBYOD活用の促進ができていない。今後は授業などでのBYODの活用や作業スペースの確保など、組織的な活用の取組みについて検討が必要である。

(エ) 情報倫理教育の実態

情報倫理教育の一環として「Moodle」に「INFOSS 情報倫理」を設置し提供しているが、新入生の利用率は4割程度となっている。今後は全ての新入生が本コースを受講するようにするための施策が必要である。

3. 図書館に関すること

(ア) 外部書庫解消及び書庫の狭隘化

2012年度に完成した現在の名古屋図書館において、校舎全体のスペースの制約上、書庫を持たず収蔵資料の大半を外部書庫に所蔵することとなり、図書館資料の利用者にとっては利便性に欠くこととなっている。また豊橋図書館においては、増加する蔵書数に対して十分な所蔵スペースの確保ができず狭隘化が進んでいる。名古屋図書館及び豊橋図書館ともに早期の改善が課題となっている。

(イ) デジタル化

電子リソースの利用率が必ずしも高くないことから、利用率向上に向けた取組みを実施する必要がある。他方で資料のデジタルアーカイブ化を進めているが、今後は年次計画を立て業務を遂行することが求められている。

(ウ) 図書館員の養成

現在、一般事務職員枠で採用された事務職員によるジョブローテーションで図書館業務も行われており、3～5年程度の定期人事異動が行われることから、図書館員の専門性を維持することは非常に困難な状況となっている。

4. 研究支援・研究倫理に関すること

前述の通り、コンプライアンス教育、研究倫理教育とも、学外有識者や学外業者等に依頼する形でなく、コンプライアンス責任者、研究倫理教育責任者（いずれも各学部長）、事務局がコミットして実施しているという長所はあるものの、一方で、教育内容が限られがちであるという問題点もある。実際、2019年度の研究倫理教育では、講演者である研究倫理教育責任者（学部長）のうちの一人から、一般的な研究倫理の話ではなく、文系大学であるという大学の特性に沿った情報提供を行った方が、受講者にとってさらに有意義であろうとの意見が寄せられた。今後は、コンプライアンス責任者、研究倫理教育責任者、事務局いずれもが、新聞や雑誌媒体、文部科学省ホームページ等を通じてコンプライアンスや研究倫理の最新の動向や事例を把握する、さらに、学外勉強会に参加する、などにより、内容をブラッシュアップしていくとともに、場合によって、学外有識者や学外業者等による教育を導入することも課題である。

5. 教育支援・SAに関すること

名古屋校舎では科目別 SA のみを対象とした授業補助を行っているが、豊橋校舎では科目別 SA に加えプール制 SA による授業補助を行っていることもあり、両校舎での補助業務に差異が生じており、本来では教員が主体的に行うべき評価に関わる業務とそうでない業務の線引きが難しい状況になっている一面がある。

（4）全体のまとめ

本学では、「建学の精神」に基づく大学の目的を実現するために、「教育研究等環境に関する方針」を定め、それに則した教育研究環境等の整備に努めている。大学設置基準を満たす校地・校舎等を備え、学生、教員、その他の大学施設利用者が安心して利用できるよう施設・設備の整備を行い、安全及び衛生の確保に留意したキャンパス環境の形成に努めている。ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備に関しては、ICT技術の動向を捉え、学生や教員のニーズにあった最適なシステムの導入、整備を行い、また愛知大学情報セキュリティポリシーに基づいた情報の保全及び管理を行っている。図書館・学術情報サービスに関しては、教育、研究及び学修支援の多様なニーズに応えるために、学部構成に沿った資料の体系的な収集・保管に努め、電子化された学術情報についても容易にアクセスできる環境を整備している。また、図書館の利用環境を整え、それを支えるスタッフの充実にも努めている。研究環境に関しては、「研究活動促進に関する方針」を定め、各種取組みを行っている。具体的には、①個人研究費の交付・執行、②外部資金獲得支援・執行、③研究助成制度、④出版助成制度、⑤特別重点研究助成制度、⑥教育職員特別研修制度、⑦研究専念制度、⑧学会等開催助成制度、⑨外国の大学等との短期学術交流制度、⑩研究室の割り当て等があげられ、研究活動の支援を行っている。また、研究倫理・コンプライアンス教育にも積極的に取り組んでいる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示
--

本学では、2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、自己点検・評価に係る「社会連携・社会貢献に関する方針」を策定した。その後、定期的に見直しや確認がなされ、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）で「社会連携・社会貢献・国際化推進に関する方針」（以下、「社会連携・貢献方針」）に改める確認を最後に、現在に至っている。この「社会連携・貢献方針」は、策定段階で各学部の教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、本学公式ホームページ（資料9-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。この「社会連携・貢献方針」では、本学の「建学の精神」に基づいてグローバルな視野のもと、産・官・学・民との交流を基礎とした社会連携・社会貢献及び国際化をより積極的に推進することを目的として、12ヶ条からなる方針を定めている。この中では、学外の教育機関、企業その他の団体、地域社会等との連携推進、大学が持つ知見やネットワーク、研究成果を有効的に社会に還元することを掲げている。

点検評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制
評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加
評価の視点4：学生の「地域貢献力」育成、教員の社会貢献の取組

本学では、「愛知大学設立趣意書」（資料1-1）に基づき、「建学の精神」として「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」を掲げている。同趣意書及び「建学の精神」を踏まえ、地域社会への貢献をうたい、本学設置以来70年以上にわたって「地域社会貢献」を一つの柱に教育研究を展開してきた。2016年度には、同趣意書及び「建学の精神」に基づき「第4次基本構想」を策定し、地域社会との連携をより活発にするべく、「多様な社会連携の推進」、「全学的な社会連携運営組織への再編」、「同窓会・後援会との連携」等を目標に掲げた。こうした経緯を踏まえて、「社会連携・貢献方針」も踏まえつつ、本学学生並びに教職員の地域連携に関するガイドラインを

示すものとして、2017年度第14回大学評議会（2018年1月18日開催）において、「地域連携基本方針」（資料9-2）を策定した。その後、その「地域連携基本方針」に基づいて、2018年11月に、「第4次基本構想」の最終年度である2020年度までの「地域連携基本計画」（資料9-3）を掲げた。「地域連携基本計画」の項目については、重要度・緊急度等に応じて差があるため、(1) 早急に検討・実施すべき事項、(2) 今後検討・実施すべき事項、(3) 検討を開始すべき事項、の3つに分類した。

「基本構想」、「社会連携・貢献方針」、「地域連携基本方針」及び「地域連携基本計画」や事業計画書を踏まえ、社会連携・社会貢献に取り組んでいる。具体的な取組みの内容は以下の通りである。

1. 全学的な社会連携運営組織への再編

本学では、地域連携活動を推進するために地域連携推進会議を設置している。地域連携推進会議は、地域連携推進会議規程（資料9-4）に基づき、学長（議長）、副学長、事務局長、学部長、短期大学部長、地域連携室長、地域連携室副室長、国際研究機構長、地域研究機構長により構成している。2019年4月、地域連携を推進するため、地域連携推進会議を支える事務組織として地域連携推進事務室を設置、職員を配置して充実をはかった。

2. 地方自治体等との連携

生涯学習、文化、福祉、まちづくり、産業振興などの多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与すること等を目的として、以下の地方自治体等と連携協定を締結している（資料9-5【ウェブ】）。2019年度は岡崎市と、2020年度には知多市、愛知銀行、豊橋信用金庫とそれぞれ連携・協力に関する協定を締結した。また、豊橋市・豊橋商工会議所・豊橋市内高等教育機関（豊橋技術科学大学、豊橋創造大学、豊橋創造大学短期大学部）とは、相互の人的・知的資源の活用を図り、多様な分野で協力していくため、包括連携・協力に関する協定をそれぞれ締結、「豊橋産官学地域連携プラットフォーム」（資料9-6【ウェブ】）を2018年度に形成した。2019年度は、キックオフイベントとして「豊橋産官学連携フォーラム2019」（資料9-7）を開催した。また、豊橋市とは「令和2年度豊橋産官学連携推進会議」を、田原市とは「第11回田原市と愛知大学との地域連絡協議会」を開催した。連携・協力に関する協定を締結している地方自治体が一堂に会する「愛知大学との合同地域連絡協議会」（資料9-8【ウェブ】2018年度の様子）を例年開催してきたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応に伴い開催を見合わせた。

なお、連携事業の活性化をはかるため、2018年度に「自治体との連携・協定に関するガイドライン」（資料9-9）を策定し、これ以降はガイドラインに則って連携を進めている。

（協定締結順）

豊橋市	新城市	東栄町	南信州広域連合
名古屋国際センター	田原市	蟹江町	JICA 中部
豊川市	岐阜県三市一村（高山市、飛騨市、下呂市、白川村）		
名古屋市中村区	山形県川西町	蒲郡市	愛知県東三河県庁
岐阜県土岐市	豊根村	東三河広域連合	名古屋市民経済局

静岡県湖西市	静岡県浜松市	名古屋市住宅都市局	三遠南信地域連携ビジョン推進会議
弥富市	知立市	長野県売木村	豊橋産官学地域連携プラットフォーム
岡崎市	知多市	愛知銀行	豊橋信用金庫

3. 地域連携活動の取組事例

本学では、前述の通り、多くの地方自治体・団体と連携・協力に関する協定を締結し、様々な地域連携活動を展開している。2019年度の活動内容は「愛知大学地域連携活動報告書 2018→2019」（資料 9-10）にまとめられている。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応に伴う全学的な活動制限の中、春学期については当初予定されていたものも含めてほとんどの地域連携活動が取り止めや延期せざるを得ない状況となった。大学や自治体の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応が進む中で、with コロナを念頭に置きながら、Web 活用への対応が進んでいる自治体を中心に新たな連携活動を模索し、秋学期からは感染防止に留意しながら徐々に再開した。なお、再開にあたり、危機管理対応の一環として、大学の活動制限指針（資料 4-20【ウェブ】）に則した活動方針を地域連携室会議において確認した。

2020年度の取組事例は以下の通りである。（詳細は「地域連携活動 2020年度の取組事例」（資料 9-11）を参照。）

- 1) ウィズコロナ・アフターコロナ時代における観光地域づくりに関する調査研究（資料 9-12）
- 2) 飛騨高山学会での学生報告事業
- 3) 知多市総合計画についての市民向けスタートアップセミナーでのゲストスピーカー並びにファシリテーターとしてのゼミ生参加（資料 9-13）
- 4) 新城公共商社とのマーケティングに向けた準備（太田幸治ゼミ）
- 5) 研究ブランディング事業アシタシアサロンへの参画（資料 9-14）（資料 9-15【ウェブ】）
- 6) 『防災おこし』の販売促進、キャッチコピー等の開発（資料 9-16）
- 7) キャリアデザイン特殊講義開講（資料 9-17）
- 8) 観光ガイドマップ作成
- 9) 豊川自然マップ作成

この他にも、自治体から寄せられる連携事業内容は、学生による行政への施策提案・意見交換や、若い世代の新しい発想を求めるものなど、学部を問わず学生を対象とした依頼が多く、これに対応するため豊橋では2017年度、名古屋では2019年度より、「地域連携プレーヤー」と称した、地域連携に関する学外での活動に興味のある学生を登録制とし、自治体から寄せられる連携事業を地域連携プレーヤーへメール配信するサービスを始めた。一例として、2019年度に開催された蒲郡市主催「がまごおり未来会議」では、行政に興味のある法学部3年次生2名が参加した（資料 9-10 P.16）。また、2019年度から豊橋校舎において地域連携活動に取り組む学生パートナー制度（資料 9-18）が発足し、2020年度

は、大学周辺の清掃活動や防災啓発用クリアファイルの作成等に取り組んだ。

4. 学内外に向けた情報発信の促進

2020 年度に取り組む事項として、本学全教職員（非常勤教員等を除く）に対する「地域連携の経験及び展望に関するアンケート調査」を実施し、その分析をもとにして、①地域連携に関するホームページの充実（資料 9-5【ウェブ】）、②一読して概要が理解できる汎用的なリーフレット、簡易版のリーフレット及び活動報告書の作成、③名古屋校舎内のデジタルサイネージ、ポスター等を活用した活動状況の周知、に取り組むことを計画していたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により地域連携活動が展開できなかったことを踏まえて簡易版リーフレットの作成に留め、これ以外の取組みは次年度以降へ繰り越すこととした。なお、学生の地域連携活動としての SNS（インスタグラム、Twitter 等）を活用した情報発信は継続して行った。

5. 学生の「地域貢献力」育成に向けた取組み

学士課程において、2018 年度の全学的なカリキュラム改革に合わせ、共通教育科目の中に「キャリアデザイン特殊講義」を設置した。

2019 年度秋学期に開講した豊橋校舎の同科目では、テーマを「地域公共人材像から自分のキャリアデザインを考える。」とし、「地域公共人材という考え方を理解できる」「地域公共人材像の中に自分のキャリアデザインを関連付けることができる」を到達目標に本学と連携・協力協定を締結している自治体首長等を招き、各回に外部臨時講師として登壇していただき、実務経験を活かしつつ、実践的教育を行う授業を実施した。授業には本学の専任教員がコーディネーターとして毎回出席し、形式は講義、グループワーク併用し、ディスカッションやワークショップも行った。

学士課程におけるもう一つの特徴的な取組みとして、2011 年 4 月に設置した地域政策学部での取組みがあげられる。同学部は「地域を見つめ、地域を活かす」をコンセプトとし、その学問体系の中で、少子高齢化や産業のグローバル化などによって大きく変化する地域社会を見据えて「課題発見」と「課題解決」の力である「地域貢献力」を備えた人材の育成に取り組んでいる。同学部のカリキュラム（正課活動）では、文献研究や社会調査など研究活動の基礎となる技術を身につけるとともに、フィールドワークや行政への政策提案など、地域との関わりを重視した教育に取り組んでいる。特徴的なものとして、いわゆる地域連携型授業（専門教育科目「東海地域の今日的課題」、「地域政策学特殊講義」）において首長、自治体、企業、NPO など地域政策の第一線で活躍する方を外部講師として招聘し、リレー授業を実施している。

このカリキュラム（講義や演習）で学んだことを地域社会で検証し、住民や自治体と連携して地域社会の問題を見つけ、さらなる学習へつなげることを目的として行う取組みとして「学生地域貢献事業」を推進している。学部創設時の 2011 年度より継続しており、2020 年度は 10 年目を迎え、20 団体、延べ参加学生数約 350 人に及んでいる。継続して事業に取り組むことで、地域貢献に対する同学部の姿勢が地域社会に浸透し、地域からの認知度・信頼度が高まっている。

学外での活動が多くなることから、地域貢献事業の実施マニュアル（教員用、学生用）

を作成し、危機管理も含めた対応をとっている。

なお、私立大学研究ブランディング事業（テーマ「越境地域マネジメント研究」を通じて縮減する社会に持続性を生み出す大学」として 2018 年度に採択）の一環として、同事業のこれまでの取組みをまとめた冊子を作成し、広く高校生、高等学校、地方自治体、企業等に配布し学内外に活動内容を紹介・周知している（資料 9-19）。

また、前述の地域連携室との関係としては、主に自治体との協定締結や連携事業の受託などを同連携室にて担い、自治体からの連携依頼の内容に応じて同事業の適切な団体に活動を依頼している。同連携室と地域政策学部、地域政策学センター、同事業の各団体との連携は適切に行われている。

6. 教員による社会貢献の推進

本学では、様々な場面で本学専任教員が社会貢献活動を積極的に行っている。受託・共同研究の実施に努めており、2020 年度現在、地域連携室からの依頼への対応や、地域政策学センター、三遠南信地域連携研究センター、中部地方産業研究所及び総合郷土研究所等を通して本学教員の調査・研究による社会貢献を進めている。また、本学教員の多くは学外機関・諸団体の委員等への就任を通して社会貢献を行っている。特に地域政策学部においては委員等への就任状況を教授会で情報共有している。

さらには、地域政策に関する教員相互の理解を深めるため、地域政策学部の下に設置されている「地域政策学センター」において紀要『地域政策学ジャーナル』を刊行し、各教員が考える地域政策論を継続掲載している。また、同センター研究員や共同研究の研究発表を同学部教授会前に実施し、研究成果の共有に努めている。

なお、地方自治体等における教員の活動については、大学要覧 2020（資料 9-20）に掲載し、「建学の精神」に謳う地域社会への貢献を具体的に示した。

7. ささしまライブまちづくり協議会

ささしまライブまちづくり協議会は、2020 年 2 月に一般社団法人化された。法人化される以前から、本学は主要な構成員としてエリアマネジメント推進に参画してきた。ささしまライブ地区がコンセプトとして掲げる国際歓迎の拠点、賑わいの創出を実現するために、名古屋駅とささしまライブ間のシャトルバスの運行、各種イベントの開催、同地区内の清掃活動や放置自転車対策などに取り組んできた。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を大きく受けた 2020 年度は、この地区への来訪者の大幅減、各種イベントの取り止め、シャトルバス運行便数減等多くの課題を抱える年となった。今後の対応について、協議会で議論を行っている。

8. 国際ビジネスセンター

国際ビジネスセンターにおいては、中国・東アジアなど各国・地域に関する各種ビジネス情報の収集・提供、講演会・シンポジウム及び国際ビジネス事業に資する人材養成産学連携講座の開催等に取り組んでいる。近年の事業として、ビジネスセミナーの実施（年 3 回）、高度ビジネス人材開発セミナーの開催（年 2 回）、企業と留学生の交流会：ティスティングイベントの開催、マーケティングセミナー、学生によるビジネス支援活動、ビジネスプロ

フェッショナル養成スクール(BPS)の開講に取り組んできた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 感染拡大防止のため、上記の多くの事業の活動中止または自粛を余儀なくされた。2020 年度の事業では、9 月にビジネスセミナーがオンラインで学内初の試みで、公開セミナーが開催された。また、6 年目の開講になる BPS もオンラインあるいは対面で開催した。そのほかとして、各種関連書籍の購入・配架など、中部圏の企業・団体等の国際ビジネス展開及び人材育成に資する活動を展開している。

9. 緑の協力隊・ポプラの森

日本沙漠緑化実践協会が主催する中国内モンゴル自治区クブチ沙漠での植林ボランティアに、大学創立 50 周年記念行事として 1995 年より「緑の協力隊・ポプラの森」(資料 9-21【ウェブ】)として協賛し、継続的に国際社会への貢献及び学生の国際化教育の充実を図るため派遣を続けてきた。また、海外提携校である内モンゴル大学の中国人学生の協力により、参加者間の協働体制が整っている。募集にあたっては学生及び一般の方を対象としており、2019 年度までの実績として 26 回、延べ 793 名を派遣し、19,835 本のポプラを植えてきた。

2020 年度は、4 月中旬からの募集開始に向けて、チラシ(資料 9-22)を作成し準備を整えていたが、コロナ禍による催行の可否は並行して検討を行う必要があった。大学が実施する「夏期短期語学セミナー」の中止決定に合わせて学生の募集を停止し、一般参加は 5 月末まで募集を延期したが、中国渡航の見通しが立たないため 6 月初旬にすべての募集を停止、催行の中止を決定した。

10. 公開講座

本学の教育研究の成果及び知見を社会に還元すべく、単独または地方自治体等と連携した大学主催の公開講座を定期的に開催している(資料 9-23)(資料 9-24)。例えば、中部経済同友会と共催する「愛知大学中国公開講座」は 2004 年度から毎年開催しており、2019 年度には通算 20 回を数えた。同年度は「愛知大学理事・評議員 伊豆見元 氏」と「ハーバード大学名誉教授 エズラ・ヴォーゲル 氏」を講師に全 2 回開催し、前者は 449 名、後者は 862 名が受講した(資料 9-25)。2020 年度は新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 感染拡大等の影響を受け、講師の手配が困難なこともあったため開催に至っていない(2020 年 11 月現在)。一方、地方自治体と連携した公開講座について、2019 年度は名古屋市教育委員会生涯学習課、名古屋市中村区、名古屋市中川区、名古屋市東区、豊橋市、大府市、西尾市、蒲郡市、幸田町、蟹江町と連携し、市民向け講座を開催し文化の発信を通じ地域社会への貢献に努めている。2020 年度は名古屋市教育委員会生涯学習課、名古屋市中村区、西尾市、幸田町にて新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 感染拡大防止対策を講じた上で講座の開講が予定されているが、その他の自治体は、市民と講師の安全確保を最優先に講座の中止を決定した。なお、幸田町生涯学習講座「愛知大学オープンカレッジ」は 25 年を超える実績がある。さらに、2020 年度は私立大学研究ブランディング事業「越境地域マネジメント研究」を通じて縮減する社会に持続性を生み出す大学の一環として名古屋校舎にて始まった公開講座「アシタシアサロン」は、会場参加とオンライン参加の 2 つの参加形式を用意し、定員 500 名が学生や市民の参加で満席となった(資料 9-14)(資料 9-

15【ウェブ】)。各学部または研究所等が主催する公開講座も年間を通じて多数開催され、市民の学習意欲に応える機会となっている。

1 1. オープンカレッジ、孔子学院

本学では、社会に開かれた大学をめざし、広く一般市民を対象とした生涯学習講座として、「オープンカレッジ」「孔子学院」を運営している（資料 9-26）（資料 9-27【ウェブ】）。1988 年の開講以降、語学習得、資格取得、ビジネスの各講座から趣味・教養系の講座まで、生涯学習ニーズに幅広く応え、年間開講講座数は 500 講座、延べ受講者数は 5,500 名を超えている。2020 年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止の観点から、開講を見合わせた。これらの事業の継続可否について検討を行い、大学評議会で審議した結果、オープンカレッジの講座は 2020 年度をもって終了とすること、孔子学院の講座は規模を縮小の上、名古屋校舎でのみ開講することとなった。オープンカレッジの今後については公開講座を中心に事業展開する方向で検討することとしている。

1 2. 国際交流

さくら 21 プロジェクト（日本理解・日本発信）は、「おもてなしトリップ」、「日本文化体験教室」、「ジェネラルオリエンテーション」など全学を対象として、本学の連携協定先である JICA 中部と「さくら 21 リソースルーム」を活動拠点として継続的に実施している（資料 1-36【ウェブ】）。これらの活動は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受け、2020 年度は実施を中止した。また、同プロジェクトでは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応しながら、本学の海外協定校等とオンライン会議形式で実施する「オンライン交流」を自宅から参加（接続）するなどの実施方法で活動中であるほか、2020 年 9 月、独立行政法人国際交流基金の「大学生交流事業」の全学募集・応募に取り組み、1 チームが 2 回の選考を経て採択された（2020 年 12 月）。また、愛知県と友好提携関係にある中国・江蘇省と教育分野での交流を深めるため 2015 年に立ち上げた学内組織では、本学の海外協定校の 1 つである南京大学など同省の関係機関との共催により、愛知県や、駐名古屋中国総領事館などの学外組織を後援機関として「江蘇杯中国語スピーチコンテスト」を中部・東海地区の大学生を対象に開催した。2020 年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応し日本と中国のオンライン接続で実施した（2020 年 12 月 12 日）（資料 9-28）。このほか、国際教育推進委員会が主体となり「国際教育推進講演会」を企画し、オンライン会議形式で開催した（2021 年 1 月）。

これらの活動以外には、愛知県主催の愛知県・江蘇省・ビクトリア州友好締結 40 周年記念写真コンテスト（2020 年 11 月 2 日から開催）の全学周知（8 月）や、例年共催している駐名古屋大韓民国総領事館主催の 2020 韓日スピーチコンテスト in 名古屋（2020 年 8 月 29 日）（資料 9-29）に今年度も複数名の学生が出場するなど、学外組織と適切な連携体制のもと実施している。

豊橋校舎においては、例年豊橋市役所や豊橋市国際交流協会などと連携し、外国からの訪問団の受け入れや、本学留学生が地元の祭りに参加したり、様々な交流を行っているが、今年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響でほとんど実施されなかった。そのような状況下ではあったが、地元の高等学校からの要請に基づき以下の通り留学生を派

遣した。

1) 留学生による豊橋中央高等学校の生徒への中国語講義

修学旅行（台湾）参加前の同校 2 年次生を対象に、地域政策学部にも所属する留学生 1 名を中国語講師として派遣した（2020 年 1 月 20～2 月 3 日）。

2) 留学生の豊川高等学校の中国語遠隔授業への参加

同校 3 年次生の中国語履修者 9 名との中国語会話交流に、文学部・地域政策学部にも所属する留学生 7 名がオンラインで参加した（2020 年 10 月 29 日、11 月 5 日、12 日、19 日）。

以上、地域交流、国際交流事業の参加を学外組織と適切な連携により推進しながら、国際的視野をもつ人材の育成、この地域の社会貢献活動に努めている。

1 3. 高大連携

高校生への多様な学習機会の提供、将来を見通した進路選択、大学教育への接続を図ることを目的として、2020 年度末時点で 6 校の高等学校と連携協定を締結している。主な事業として、本学学部教員による模擬講義及び提携校での出張講義を行っているが、東三河・浜松地区高大連携協議会に参画し、当該協議会主催「ラーニングフェスタ」には、2019 年度に学部・短大あわせて 5 講座を提供した。2020 年度はコロナ禍の影響にて中止となった。「大学模擬授業への高校生受入れ」に関する覚書を締結した愛知県立豊橋東高校との高大連携模擬授業も同様に中止と判断した。愛知県立時習館高校とは、同校が文部科学省から指定された「スーパーグローバルハイスクール」事業に対して、本学の教員、外国人留学生の派遣等を行い、連携協力を行ってきた。2020 年度からは、愛知グローバルハイスクール事業となり愛知県の補助を受け事業を継続しており、2020 年度 10 月から教員の派遣を行っている。

1 4. 大学間連携

教育研究、社会貢献等における連携協力を推進し、各大学の教育研究の発展に資することを目的として、連携協定を締結し、大学間連携を進めている。

豊橋技術科学大学とは、連携協定書に基づき、2020 年 9 月 8 日（火）に連携に関する協議を実施した。例年、授業科目連携を行っているが、2020 年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止を考慮し、相互に遠隔（オンライン）授業を行った。

また、豊田工業大学とは、連携協定書に基づき、毎年双方の学長、副学長が出席する連携報告会を開催し、さらなる連携の可能性等について意見交換を行っている。2020 年度については 7 月 28 日（火）に連携報告会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、開催を見送った。連携の具体的取組みとしては、授業科目連携として、例年、相互に教員を派遣し授業を行っている。2020 年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、豊田工業大学の教員による本学での授業は、遠隔（オンライン）授業とした。このほか、2018 年には、連携スタッフ・ディベロップメント（SD）活動として事務局管理職同士の交流を深めることを目的とした事務交流会を開催した。

点検評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献に関する取り組みについては、特に取り組むべき課題について「基本構想」の中で取り上げ、進捗や状況の変化に応じて毎年の事業計画書に落とし込み、それを事業報告書で総括することで、点検・評価が繰り返し行われている。それがまた次の「基本構想」につながることで、持続的な点検・評価が実施されるという仕組みが構築されている。また、事務局からの視点として、「課室別目標管理」においても、点検・評価が実施されている。

上記以外にも、社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価は、「社会連携・貢献方針」（資料 9-1 【ウェブ】）を踏まえ、以下の通り、各組織・委員会でも実施している。

主な項目	組織・委員会	主な事務局
地域連携の推進・調整に関すること	地域連携推進会議、地域連携室会議	地域連携推進事務室
公開講座・講演会に関すること	広報戦略委員会	広報課
オープンカレッジ・孔子学院に関すること	エクステンションセンター運営調整会議	総務課
国際交流に関すること	国際化推進会議	国際交流課
高大連携に関すること	入学試験委員会	入試課
大学間連携に関すること	常任理事会	企画課

1. 自治体との連携に関すること

前述の通り、数多くの自治体との協定締結の現状がある一方で、協定締結に至るまでの手続きの指針がないこと、協定自治体の中には事業が低調な状態であるところもあり、連携事業全体の検証が必要であったことなどの課題があった。これらの課題を解消し、連携事業の活性化をはかるため、2018 年度に「自治体との連携・協定に関するガイドライン」（資料 9-9）を策定した。

2. 公開講座・講演会に関すること

2019 年度、中部経済同友会共催「愛知大学中国公開講座」は開始以来 20 回目の節目を迎えた。毎年、東アジアを中心とした激動の世界情勢に精通した著名な講師をお招きし、

広く地域社会の皆さまを対象に、分かりやすく、示唆に富んだ講演が好評である。2019 年度は本学学生、保護者の講座案内を積極的に展開し、聴講した学生や保護者の大学への満足度向上につながった。毎回、来場者にはアンケートを実施することで、公開講座運営上の問題点を明らかにし、広報戦略委員会にて協議・報告し、次年度に活かす PDCA サイクルを実践している。本学が「建学の精神」に示す「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野を持った人材の育成」、「地域社会への貢献」のさらなる具現化をめざし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染対策を講じた上で、今後もこの活動を毎年継続する。

3. オープンカレッジ・孔子学院に関すること

個別の講座では終了時に受講生の満足度をはかるためのアンケート調査を行っている。各種項目を 5 段階で評価して受講生のニーズを把握するために役立てている。これらの情報は担当講師と共有され、講座の改善、新規企画に活用されている。半期ごとに講座種類の受講者数を集計し、定期的開催されるエクステンションセンター運営調整会議にて現状と今後の運営についての協議と方針策定を行っている。ただし、2020 年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止の観点から、全講座の開講を見合わせた。

一方で、毎年度大学評議会において決算、事業計画の報告をする中で、事業運営に関する意見が出されており、前述のとおり、大学評議会でも審議した結果、オープンカレッジの講座は 2020 年度をもって終了とすること、孔子学院の講座は規模を縮小の上、名古屋校舎でのみ開講し、可能な限り収支改善を図ることとなった。オープンカレッジの今後については公開講座を中心に事業展開する方向で、検討することとしている。

4. 国際交流に関すること

2015 年に策定した国際化の基本方針（重点 25 項目）において、地域社会との連携に関する課題も挙げられており、地域社会のグローバル化に関する本学での取組状況について、毎年 2 回、学長を議長とする国際化推進会議で報告、情報共有、課題の検討を行っている。また国際化推進会議の下部組織、国際教育推進委員会のもとにある各部会では、毎年、各部会が主体となり事業計画書及び事業報告書を作成し、今後の国際教育に関する課題や目的、成果等について同委員会のもとで定期的に点検・共有し、全学の国際教育推進に役立てている。

5. 学生の「地域貢献力」の育成に関すること

学士課程で実施している「キャリアデザイン特殊講義」について、2019 年度秋学期に開講した豊橋校舎の同科目では、評価方法として、授業参加度（グループディスカッションやグループワークの作業を通して地域公共人材という考え方を理解できているかを判断する）と毎回のレポート（地域公共人材像と自分のキャリアデザインとを関連付けられているかを判断する）で行い、全授業終了後には授業評価アンケートを行い、コーディネーターが授業に対する受講生の満足度等を確認、評価し、次年度の同科目実施に活かすようにしている。

地域政策学部の「学生地域貢献事業」では、活動する全団体には複数の支援教員が付き、また各団体は地域社会の様々な現場で、地元住民や自治体職員等と共に活動を行っている。

同事業は、同学部の附置センターである地域政策学センターが管轄し、企画発表会、中間報告会、最終報告会を開催し、毎年度末には事業報告書も刊行している。このことにより、成果と課題を理解し、次年度の取組みに向けて改善を行っている。

なお、社会連携・社会貢献・国際化推進の点検・評価活動は「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」を中心に行っているが、その結果を自己点検・内部質保証委員会に報告し、全学的な事例や改善方策の確認と自己点検・評価サイクルの適切性の確認は行っているものの、同委員会による改善・向上の助言や指摘が十分にできているとは言えない。今後は、「内部質保証方針」に示す自己点検・内部質保証委員会を含めた全学的な内部質保証のプロセス改善・向上に向けて、機能強化を図っていくことが必要であると認識している。

（２）長所・特色

１．地域連携の推進・調整に関すること

地域連携活動については「地域連携基本方針」に基づき進めている。地域連携を推進する事務組織が整備されたことにより、活動の中心を豊橋校舎が占めていたものが、徐々にではあるが、名古屋校舎における自治体等からの連携事業の依頼や協定の締結打診が増えつつある。これにより、地域連携活動に対する学生の関心が高まり、両校舎での地域連携プレーヤーへの登録数や活動数は増加している。前述地域連携プレーヤーの登録者数は、運用初年度であった 2017 年度の 18 名から、2018 年度 104 名、2019 年度 319 名と推移している。

２．学生地域貢献事業に関すること

地域政策学部を主体とした「学生地域貢献事業」は、同学部の特色を十分に反映した取組みである。正課授業を通じて得た知識や技術を地域社会で検証し、地域の住民や地方自治体と連携して地域社会の問題を見つけ、さらなる学習へつなげることを目的としている。地域活性化のための企画提案にとどまらず、実際に活性化へ向けて企画提案を実行すべく、スケジュール調整・会計まで学生が主体的に行うことが特長である。実施した内容は年間活動報告として取りまとめ、その中で成果と課題を明らかにして次年度へとつなげている。同事業の活動は学生が主体となるため、自ら問題を探す積極性や、課題や問題に直面した場合に解決に向けた方法論を自分たちで考えることなど、いわゆる社会人基礎力を地域社会という実践の場を通じて養われることが大きな強みである。それと同時に、地域社会の活性化につながり、地域社会への貢献を果たしている。さらには、地域社会の方々とともに事業を推進することで、同学部の取組みが地域の方々に十分に理解されることになり、ひいては本学の教育全般への理解と協力を得る重要な側面を担っている。

同学部において、同学部の「教育研究上の目的」の達成に向けて、正課活動はもちろんのこと、正課外活動として同事業を意欲的に取り組むことで、地域社会への貢献を果たしていることは、「建学の精神」で「地域社会への貢献」を掲げる本学において大きな長所と言える。

3. 公開講座・講演会に関すること

2004 年の車道校舎開校を契機に同校舎コンベンションホールを活用し始まった中部経済同友会共催「愛知大学中国公開講座」は、本学と中部地方経済界を結び付ける太いパイプ役を担っている。また、本学の特徴である中国をはじめとした東アジア研究業績の蓄積は、著名な講師陣の招致につながっている。本学が「建学の精神」に謳う「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」を具現化する象徴として重要な位置付けにある。(資料 9-30)。

同講座は 2017 年度以降、会場を名古屋校舎グローバルコンベンションホール(収容定員 600 名)に移し、広く地域社会の皆さまを受け入れることで、ささしまライブのにぎわいの創出の一翼を担っている。来場者数は年々増加し、2019 年度に開催した 2 回の同公開講座はいずれも定員満席の申込みを得た。2020 年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大に伴い、私立大学研究ブランディング事業「アシタシアサロン」等の公開講座はオンラインと会場を併用した方式(一部はオンラインのみ)へ移行した。オンライン開催は旧来からの会場開催とは異なり、インターネットにより全国のみならず海外からの参加聴講が可能であり、講演サービスの提供範囲拡大につながり、社会への貢献度が向上したと言える。また、会場開催については、収容定員を大幅に抑制しソーシャルディスタンスを確保した上で開催しており、参加する学生や市民等にとっては参加形式の選択肢が増え、事情や好みに合わせた聴講形式が歓迎されている。

4. 国際交流に関すること

前述の通り、国際化推進会議及び国際教育推進委員会の下で各部会が主体的に検討・実施・見直し・改善に取り組むことができる体制は、幅広い性質をもつ各種国際教育推進活動を全学的・組織的に効率よく取り組むことができる点で、学生の国際教育に資する点、社会・地域貢献の上で、大きな長所と言える。豊橋地区においても、豊橋市や関係団体等を中心に、市内他大学とも協力し、地域に根づいた様々な国際交流、貢献活動が以前から行われている。

5. 高大連携に関すること

高大連携における長所として、高校生が早期に大学での教育内容に触れることによって、自身の進路選択、キャリア選択の一助になること、大学側には入学後の学習イメージを持つことによって、大学教育へのさらなる関心と興味をもって入学する意欲向上につながるものがあげられる。また、高等学校教員との意見交換・ヒアリングの機会を定期的に持つことによって、高大連携の在り方について、適宜、高大接続への具体的取組みにつき、検討をすすめる機会となっている。取組内容の多くは、高等学校側の要望に合わせ、生徒が参加しやすいこと等に配慮し、日程等を設定できるよう努めている。

6. 国際ビジネスセンターに関すること

当センターは、2012 年の秋に設置された。教育機関としての大学の強みを生かし、国際社会で求められる人材の養成支援等に取り組んでいる。

（３）問題点

１．公開講座・講演会に関すること

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、公開講座や講演会の開催方式に大きな変化がもたらされた。講師、来場者、運営スタッフそれぞれ安全を確保することを最優先課題とし、会場開催の場合は収容定員を大幅に抑制するとともに、オンラインによる公開講座も広がった。感染拡大状況を見極め、安全に最大限配慮した公開講座の開催が求められる。

２．オープンカレッジ・孔子学院に関すること

孔子学院の次年度以降の事業運営について、早急に検討が必要である。

３．国際交流に関すること

特に名古屋地区において、JICA 中部以外でも県、市、周辺自治体、関係団体等との様々な国際的な連携や取組みを、学内関係部署とも連携しつつ、大学全体としてさらに広げていく必要がある。

４．高大連携に関すること

高大連携の問題点として、実施する取組内容（模擬授業等）の決定後、実施日程の調整・決定には苦慮している。高校側の希望する日程が、大学の講義等に影響がないよう調整の上、実施しているが、現状、日程調整には相当の負担が生じている。これ以上の対応件数を増やすことが容易ではない。人材資源も限りがあるため、時間的・人的な配慮が必要となっている。

５．国際ビジネスセンターに関すること

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、各種事業が中止や延期を余儀なくされた。当センターでは対面による事業がメインのため、今後は事業のオンライン化を模索していくことが求められる。

（４）全体のまとめ

本学では、「愛知大学設立趣意書」に基づき、「建学の精神」として「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」を掲げている。同趣意書及び「建学の精神」を踏まえ、地方社会への貢献をうたい、本学設置以来 70 年以上にわたって「地域社会貢献」を一つの柱に教育研究を展開してきた。本学学生並びに教職員の地域連携に関するガイドラインを示すものとして、「地域連携基本方針」を策定し、さまざま取組みを行っている。

地方自治体等との連携については、生涯学習、文化、福祉、まちづくり、産業振興などの多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与すること等を目的として、30 近くの地方自治体等と連携協定を締結し、活動している。また、地元の中小・中堅企業及び個人との結びつきが強い地元金融機関との連携により、地域連携活動の範囲及び対象が広まった。正課授業、留学生の地域連携活動への参加機会の増加等、その効果

が表れつつある。ささしまライブまちづくり協議会においては、その一員としてエリアマネジメント推進に参画し、名古屋駅とささしまライブ間のシャトルバスの運行、各種イベントの開催、同地区内の清掃活動や放置自転車対策などに貢献した。国際ビジネスセンターにおいては、中国・東アジアなど各国・地域に関する各種ビジネス情報の収集・提供、講演会・シンポジウム及び国際ビジネス事業に資する人材養成産学連携講座の開催等に取り組んでいる。また、日本沙漠緑化実践協会が主催する中国内モンゴル自治区クブチ沙漠での植林ボランティアを、大学創立 50 周年記念行事として 1995 年より「緑の協力隊・ポプラの森」として派遣し、地域の環境整備、経済発展の一助となるべく続けてきた。さらには、本学の教育研究の成果及び知見を社会に還元すべく、単独または地方自治体等と連携した大学主催の公開講座を定期的に開催し、一般市民の学習意欲に応える機会となっている。

社会貢献を実現する取組みとして、特に「地域を見つめ、地域を活かす」をコンセプトとしている地域政策学部が取組みが特徴的である。カリキュラム（正課）を通じて得た知識や技術を地域社会で検証し、地域の住民や地方自治体と連携して地域社会の問題を見つけ、さらなる学習へつなげる取組みは本学の「建学の精神」を具現化する先進的な取組みであると言える。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、「大学運営・財務に関する方針」を策定した。その後見直しを行い「大学運営に関する方針・財務計画（以下、「運営・財務計画」）」に改めることとし、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この「運営・財務計画」は、策定段階で各学部の教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、本学公式ホームページ（資料10(1)-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

点検評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

学校法人の業務の円滑な遂行に資するため、寄附行為、同施行細則、常任理事会運営内規、学内理事会運営内規、副学長に関する規程、大学評議会規程等を定め、それに基づき、教授会、教学委員会、大学評議会、常任理事会、学内理事会等の組織機能や、理事長（学長）等の職務に関する主な権限を、「職務権限基準」（資料10(1)-2）に規定し、権限と責任を明確化している。

1. 法人組織

(ア) 理事長

理事長は、学長をもってこれにあてる（学校法人愛知大学寄附行為第7条第2項）（資料10(1)-3）。

(イ) 常務理事・常任理事会

(1) 常務理事

常務理事には、副学長及び事務局長をあてる（学校法人愛知大学寄附行為施行細則第5条）（資料10(1)-4）。

(2) 常任理事会

常任理事会は、寄附行為第14条第8項に基づき理事会のもとに置かれ、理事会において決定した基本方針に基づき、日常業務の執行にあたるとともに、学内理事会の議を経て、理事会及び評議員会に提案する事項及びあらかじめ理事会から付託された事項について審議・立案する（常任理事会運営内規第3条）（資料10(1)-5）。

(ウ) 学内理事会

学内理事会は、寄附行為施行細則第9条に基づき理事会のもとに置かれ、次の各号に掲げる事項について、常任理事会からの提案をうけ、審議・調整の上、大学評議会の議を経て、理事会に提案する。また、教学に関する常任理事会からの提案について審議・調整するとともに、各教授会等から提起された事項について連絡・調整の上、大学評議会に提案する（学内理事会運営内規第3条）（資料10(1)-6）。

- 1) 基本的な事業計画
- 2) 予算及び決算
- 3) 重要な給与制度の変更
- 4) 重要な管理運営組織の変更
- 5) 重要な学校財産の取得、管理及び処分
- 6) その他、理事長の必要と認める事項

(エ) 理事会

理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する（寄附行為第14条）（資料10(1)-3）。また、理事会の議事は、寄附行為施行細則第3条に規定している（資料10(1)-4）。

(オ) 評議員会

評議員会は、私立学校法第41条に基づき、理事会の諮問機関として位置付けており、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。（寄附行為第24条）（資料10(1)-3）

- 1) 予算及び事業計画
- 2) 事業に関する中期的な計画

- 3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 5) 寄附行為の変更
- 6) 合併
- 7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- 8) 残余財産の処分に関する事項
- 9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2. 大学組織

（ア）学長、副学長、大学評議会

（1）学長

学長は、学長選挙規程（資料 10(1)-7）及び学長選挙規程施行細則（資料 10(1)-8）に則り、学長決定選挙により選出される。学長の権限については、学則第 8 条第 2 項（資料 1-2）に「校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と明示している。

（2）副学長

副学長は、副学長に関する規程（資料 10(1)-9）に則り、本学の専任職員の中から学長が任命する。副学長の権限については、学則第 8 条の 2 第 2 項に「副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。」と明示している。

（3）大学評議会

大学評議会は、学則第 13 条に基づき置かれ、次に掲げる事項について、理事会に先立って、理事会への提案内容を確認するために行う。ただし、理事会より権限委譲を受けた事項については、大学評議会で決定することができる（大学評議会規程第 2 条）（資料 2-13）。

- 1) 事業計画
- 2) 予算及び決算
- 3) 教学に関する重要な事項
- 4) 人事及び給与制度に関する重要事項
- 5) 学則の変更及び重要な規程の制定・改廃に関する事項
- 6) 教学組織及び管理運営組織に関する重要事項
- 7) 重要な学校財産の取得、管理及び処分
- 8) その他、学長の必要と認める事項

大学評議会は、次の者をもって組織することとしている（大学評議会規程第 3 条）（資料 2-13）。各学部や事務職員の代表者が選出委員として参加しており、教職員からの意見を反映する仕組みが整えられている。

1) 職務上の委員

学長、副学長、事務局長、文学部長、経済学部長、国際コミュニケーション学部長、法学部長、経営学部長、現代中国学部長、地域政策学部長、短期大学部長、大学院長、法務研究科長、教学部長、企画部長

2) 選出委員

文学部、経済学部、国際コミュニケーション学部、法学部、経営学部、現代中国学部、地域政策学部の教授会から選出された者各 2 名、及び短期大学部教授会から選出された者 1 名、並びに事務職員から選出された者 3 名

(イ) 学部、学部長、教学部長

(1) 教授会

各学部教授会は、学則第 11 条に基づき置かれ、「愛知大学教授会規程」において、「それぞれの学部に属する教育研究に関する事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。」と、その役割並びに学長による意思決定と教授会の役割との関係を明確化している。さらに同教授会規程では、会議の招集・定足数、議事の議決要件、審議事項等を定めている(資料 10(1)-10)。なお、学部長は各学部の選挙規程(資料 10(1)-11~17)により選出される。学部長の権限については、学則第 9 条第 2 項に「学部長は、学部を総轄する。」と明示している。

(2) 教学委員会

本学全体の教育方針及び教育環境の整備にかかわる事項や学部間のカリキュラムの改革等の各学部共通事項に関しては教学委員会が審議・立案し、各教授会に提案する形をとっている。委員会の会議は、教学部長が招集し、議長となる。教学部長は、教学部長推薦委員会の推薦により、常任理事会の議を経て、学長が委嘱する(資料 10(1)-18)。

(ウ) 大学院、大学院長、研究科長

(1) 研究科委員会

研究科委員会は、それぞれの研究科に属する教育研究に関する事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べることになる。研究科委員会は研究科長が招集し、議長となる。大学院の組織及び運営に関する規程(資料 10(1)-19)では、会議の招集・定足数、議事の議決要件、審議事項等を定めている。

(2) 大学院委員会

大学院に共通する事項は大学院委員会で審議され、学長が決定を行うに際して意見を述べることになる。大学院委員会は、大学院長が招集し、議長となる。大学院長、研究科長及び大学院委員は、大学院長、研究科長及び大学院委員の選挙に関する規程(資料 10(1)-20)によって選出される。

(エ) 専門職大学院

専門職大学院法務研究科には法務研究科教授会が置かれている。法務研究科教授会は、法務研究科長が招集し、議長となる。専門職大学院学則(資料 1-4)では、会議の招集・定足数、議事の議決要件、審議事項等を定めている。

大学の運営を円滑に行うために、ここ数年の状況では、各学部教授会は年間 15~20 回程

度、教学委員会は各校舎年間 16～20 回程度開催されている。大学院においては、大学院委員会は年間 10 回程度開催されている。研究科委員会は、各研究科によって状況が異なるが、適宜開催されている。専門職大学院では、法務研究科教授会が年間 11～12 回程度開催されている。

大学評議會は、年間 16～18 回程度開催されており、各教授会や各種委員会から上程される教学に関する重要な事項について、常任理事会、学内理事会を経て、大学評議會にて審議されている。大学評議會は、理事会に先立って、理事会への提案内容を確認する役割を担っており、事業計画や、予算・決算、人事及び給与制度に関する重要事項など、大学の経営にかかわる事項について、審議し、その上で理事会が審議・決定することとしている。

さらには、学長の機能を強化するため、学長補佐を置き、特命事項を担当し、また、常任理事会の政策立案機能を強化するため、諮問機関として経営戦略チームを組織し、必要に応じて、常任理事会へ政策提言をするなど、状況に応じた対応を行っている。

以上の通り、法人組織・大学組織相互の連携・協力体制を構築することで、適切な大学運営を円滑に行うことができている。

3. 危機管理対策

(ア) 危機管理体制

本学において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、情報の収集と共有・利用を適切に行い、迅速かつ的確に対応するため、「危機管理に関する規程」

(資料 8-10) を定め、「危機管理委員会」を設けている。緊急対策本部の設置が必要と判断された場合には、「危機管理に関する規程」第 11 条に基づき、直ちに同本部を設置することになる。

(イ) 危機管理委員会

危機管理委員会は、学長（委員長）、事務局長（副委員長）、副学長、総務部長、事務部長で構成し、以下の事項を審議する。

- 1) 危機管理ガイドラインの策定、改訂及び周知に関すること
- 2) 危機管理教育、研修の企画・立案及び訓練の実施に関すること
- 3) 危機管理体制・対策の評価、見直しに関すること
- 4) その他危機管理に関し必要とする事項

(ウ) 危機管理委員会の専門部会

危機管理委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。現時点で常設されている専門部会は、以下のものがあり、それぞれ部会に関する要綱が定められている。

- 1) 危機管理委員会 感染症対策部会
- 2) 危機管理委員会 情報セキュリティ部会

危機管理委員会は原則として月に 1 回開催しているが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大を受け、学内の諸活動における対策を検討するべく、2020 年 3 月からは週に 1～2 回開催している。危機管理委員会では、研究活動、学生の語学留学など、

海外への渡航に関する事項を2020年1月の段階で規制を設けた。また、教育・研究・課外活動や学生・教職員・学外者の入校等に関して「新型コロナウイルス感染症に係る愛知大学活動制限指針」を策定するとともに、国の方針や感染拡大状況を注視しつつ、活動レベルを取り決めている（資料4-20【ウェブ】）。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により2020年度春学期の全ての授業科目を遠隔（オンライン）授業とした。これを受け、緊急措置として危機管理委員会の下にICT企画会議構成員及び事務職員若干名にて構成する「遠隔授業実施ワーキンググループ」（資料2-22）を設置した。同じく危機管理委員会の下に設置された教学部長及び教務事務部を構成員とする「教学に関する新型コロナウイルス対策委員会」との緊密な連携のもとで、遠隔授業実施に向けた準備を進めた。これらの教育職員及び事務職員との連携活動により、2020年5月から全授業科目の遠隔（オンライン）授業を実現することにつながった。それ以降も新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関わる対策は、危機管理委員会が中心となって各所と連携して対応にあたっている。

点検評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成は、理事会で承認された予算編成方針や申請時の注意点などを全学向けの予算申請説明会で周知した上で、各予算単位より申請が行われている。予算編成方針の中では、具体的な目標として、教育研究経費比率30%以上、人件費比率50%未満、経常収支差額比率10%以上の3指標を達成することを掲げている。目標に対して、毎年、予算・決算審議時に点検・評価を行っており、2017年から2019年度決算においては、この3指標の目標全てを達成することができた。

各単位からの予算申請は、財務課が取りまとめ、経営担当副学長、事務局長、所管の事務部長で構成されたメンバーで、各単位へのヒアリング及び折衝を実施した後、予算案を作成している。予算案は、その後、常任理事会、学内理事会、大学評議会と進み、評議員会の議を経て理事会で最終決定している。予算編成時には、事業目的が明確かどうか、「基本構想」との関連性がある事業かどうか、算出根拠が適正であるか、継続事業の場合は前年度の実績や効果の確認等を行い、適切に申請が行われているかを詳細に確認している。

予算の執行及び管理については、予算の編成方針の中でも、「学生生徒等納付金が大部分を占める大学の収入構造は極めて固定的な性格を持つため、支出の成り行き管理は許されない。このため、経営担当副学長において予算規模全体の点検を行うとともに、各単位は、経理規程及び金銭出納規程に基づき、予算に表明された事業計画を予算通りに達成できるよう努める。」として執行管理を行っている。

予算の執行は、「予算単位」、「事業目的」、「勘定科目」を単位として編成されており、経理システムにより管理されている。各課室は、支出伝票を起票するたびに「目的残高」「科目残高」を確認でき、別途「予算管理簿」を出力することにより、その時点までの予算執

行状況を確認することができる。また、システム上、予算を超えた執行ができないようになっており、必要があれば、補正予算を申請するなど、特別な手続きが必要な仕組みとなっている。

各単位が予算執行した内容は、経理担当課（財務課、名古屋・豊橋総務課）において具体的内容や予算の執行状況などを日常的に確認している。また、当初予算編成時や補正予算編成時には、事業ごとの申請総額や費目別の申請額を過去の予算と比較したり、費用対効果の確認をしたりするなど、その妥当性を検証している。

予算上の目的は「経常予算」、「継続事業予算」、「新規事業予算」の3つに区分しており、その数は2020年度予算ベースで経常予算169、継続事業予算62、新規事業予算291である。経常予算は光熱水費のように毎年度経常的に発生する費用を計上する予算区分で、新規事業予算は単年度または複数年度で新規に取り組む事業に係る費用を計上しており、継続事業予算はその中間に位置付けている。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みについて、限られた予算を効果的・効率的に配賦する観点から、P（予算申請）⇒D（予算執行）⇒C（実績評価・差異分析）⇒A（改善提案・実行）⇒Pというサイクルが継続的に行われるよう2015年度より目的別事業評価シート（資料10(1)-21）による検証を実施している。なお、対象は作業効率性を考慮し、一部の新規事業予算と継続事業予算を中心に実施している。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染症対応については喫緊の問題として捉え、緊急修学支援金、給付型の奨学金、ICT環境整備等の様々な予算措置を緊急的に講じている。

点検評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、「愛知大学事務分掌規程」（資料7-2）に基づき、「学校法人愛知大学並びにその設置する学校及び研究所等の業務を行うため事務部を設け、その下に課、事務室（以下、「課室」という。）を置いている。ただし、事情によっては、事務部に属さない課室を設けることができる。」としている。

現在の事務組織は、前述の事務分掌規程及び「愛知大学の教育及び事務組織図」（資料10(1)-22）の通りである。事務局長を事務局トップとして、企画部、総務部、教務事務部、学生支援事務部、学術支援事務部が配置されている。従前は、校舎単位で事務部長を置く「校舎事務部長制」がとられていたが、業務ごとに事務部長を配置する「担当事務部長制」へ移行した。各事務部において、それぞれ事務部長が置かれ、各事務部に置かれた課室を

束ねている。校舎事務部長制から担当事務部長制への移行についても、業務内容の多様化、専門化に資するものであると言える。

直近の事務組織の見直しとして、2017 年 4 月に事務組織の大きな再編が行われた。その概要は、(1) 完全な担当事務部長制への移行、(2) 名古屋校舎 2 期工事完成に伴う再編、(3) 国際化推進のための事務体制、(4) 経理課と資金課の統合、等が主なものであった。2019 年 4 月には、大学全体の地域連携活動を推進するための事務体制として地域連携推進事務室を設置するとともに、キャリア形成支援体制の見直し、大学院研究科の名古屋校舎移転に伴う体制の変更等を行い、現在の事務組織に至っている。このように必要に応じて事務組織を見直すことにより、業務内容の多様化、専門化に対応し得る体制を整えている。

また、事務職員の人事管理の円滑な運用を図るため、その重要な事項について審議する理事長の諮問機関として、人事担当者会議を置き、定員設定基準及び人員計画、昇格、異動等の基準、採用に関する事項等を審議している（資料 10(1)-23）。人事異動については「事務職員人事異動取扱規程」（資料 10(1)-24）に異動配置の方法及び基準等について定め、適切に運用している。人事考課を含む事務職員人事制度の見直しについては、本学の将来ビジョンの実現を見据えた人事・組織・財政面の改革に資するものとして位置づけ、新制度導入に向けて検討を進めている。

教職協働という観点では、2012 年度以降、事務職員の委員としての委員会への参画を進めた。従前、事務職員の各種委員会の携わり方は、多くの場合、幹事として委員長の指揮のもとで委員会の会務にあたるのみで、委員としての権限を有していなかったが、例えば、教学委員会では、教務事務部長や名古屋校舎及び豊橋校舎の教務課長が委員として加わり、また、研究委員会では、学術支援事務部長が委員になった。学生部委員会やキャリア支援センター委員会においても、学生支援事務部長が委員として参画している。さらに、学長の下に設置された各プロジェクトのメンバーとして、また、担当の副学長や関連の委員長と連携して企画提案を行う等、事務職員が教育職員と協働して活動する機会が増えている。このような中で、教育職員以外の視点での意見が反映され、多角的な検討が行われるようになった。

点検評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 : 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
--

本学では、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員が必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質を向上していくことを目的としてスタッフ・ディベロップメント（SD）を推進している。前年度から、事務職員においては新たに人事担当者会議で「第 4 次基本構想」及び事業計画書を基にした「事務職員研修基本方針」を示すこととし、2020 年度の「事務職員研修基本方針」は、合同課長会議（2020 年 6 月 23 日開催）にて確認し、事務局全体に周知している。

特に 2020 年度の「事務職員研修基本方針」では、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大に伴い、従前の集合型研修や出張を伴う研修への参加が困難な状況となることを踏まえ、「新しい生活様式」に対応し、テレワーク時代の働き方を意識したオンラインでの研修を積極的に活用する方針を重点項目として掲げた。

■事務職員研修基本方針

将来の長期ビジョン(10年後の大学将来像)の実現を見据え、事務職員に必要とされる能力の開発をめざす

研修を通じて、個々の能力・スキル（マネジメント力、情報収集・分析力、問題発見力、企画・立案力、専門力、マインド等）の向上を図り、事務組織力の強化に努める。事務職員研修については、「愛知大学に求められる事務職員像」及び「人材育成方針」に基づき「2020 年度事務職員研修基本計画」を策定、各種の研修を通じて主体的に行動できる職員の育成や、業務・サービスの付加価値向上や効率化・合理化に繋がる成果を期待する。

■重点項目

- ・テレワーク時代の働き方を意識し、オンラインでの研修を積極的に活用する
- ・大学業界に捉われず、社会の変化に対応するためのビジネススキルの向上をめざす
- ・求められる能力向上を主眼とした研修（階層別研修）を実施する

また、その具体策として、人事担当者会議及び事務職員研修委員会にて、事務職員研修基本方針に基づく「研修基本計画」を策定し、以下の研修を実施することとした（資料 10(1)-25）。

1. SD 研修会

2020 年度も学長裁量経費として、スタッフ・ディベロップメント (SD)（大学教職員の能力開発）推進のための取組みが採択されている。教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員が必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質を向上していくことを目的に、大学業界を取り巻く変化に対応するための必要な基礎知識を養う集合研修 (SD 研修会) を開催する。

2019 年度には「ハラスメント防止研修～ダイバーシティを理解し、健全な組織をめざす～」(資料 10(1)-26) をテーマとして、2020 年度には「ハラスメント防止研修～ハラスメントのない環境を創り上げるには～」(資料 10(1)-27) をテーマとして、ハラスメント撲滅に向けて、個人、組織がどのように取り組んでいくべきか、学ぶ場を設けた。2019 年度の参加者は教職員全体で 114 名であり、特に事務職員に限っては、193 名中 106 名が参加しており、その参加率は 54.9%であった。また、2020 年度の参加者は教職員全体で 182 名であり、特に事務職員に限っては、192 名中 132 名が参加しており、その参加率は 68.8%であった。教育職員の参加も 50 名ほどであった。今後においても、FD (ファカルティ・ディベロップメント) 活動との連携を図りながら、教職員全体の関心が高いテーマを取り上げる。また、従前の対面での集合研修の形態に捉われず、場所や時間の制約の影響が少ないオンラインでの研修を取り入れるなど、より教職員が参加し易い環境を整備し、教職員の

参加率の向上に努める。

2. 階層別研修

将来ビジョン実現のために体系的な人材育成を行うため、昨年度に実施した階層別研修（若手職員研修）に引き続き、効果的な階層別研修を開催する。階層別研修は、組織力を向上させるために、組織人として各階層に求められる共通のスキル開発、個々の役割発揮能力を開発するものとして位置付けられ、各階層に求められる役割や職場における現状課題を意識した研修を実施する。

3. 管理職研修

本学の管理運営面で果たすべき管理職の役割の重要性を追求し、管理職としての識見、能力の向上を図ることを目的に、管理職研修を実施している。2020年度の管理職研修は、2021年1月27日に「職場におけるメンタルヘルス」（資料10(1)-28）をテーマとして実施しており、課長以上の管理職全員が参加した。

4. ビジネススキル研修（オンデマンド）

重点項目として掲げた、オンラインでの研修を積極的に活用する方針の具体施策として、階層別研修の一環として、変化し続ける社会で必要とされるビジネススキルの向上のために、新たに以下のオンデマンド型研修を策定し実施した（資料10(1)-29）。本研修は、専任職員・嘱託職員を対象に実施し、その参加者は149名中48名であり、参加率は32.2%であった。

○ビジネススキル研修（オンデマンド）の実施概要

(1) 目的

個々の能力・スキルの向上をめざし、階層別研修の一環として、変化し続ける社会で必要とされるビジネススキルを修得することを目的とする。

(2) 利用サービス

大手銀行系コンサルタント会社が提供する録画配信型WEBセミナーを利用する。

(3) 受講方法

それぞれの役割や更に伸ばしたい能力、スキルなど、各自の状況や都合に応じて、階層別にベーシックスキル、ヒューマンスキル、実務スキルの幅広いテーマから、受講する講座を選択し、受講する。

(4) 受講目標・実績

目標：2020年12月末までに、一人当たり2～3セミナーの受講をめざす。

実績：87件（2020年10月末時点）

5. 課・室別研修、個人研修

上記のほか、各課・室を単位として、日常業務遂行にあたって、必要な知識、技能、教養を習得することを目指した「課・室別研修」や、個人を単位として、事務職員の力量、資質向上に資するものに補助をする「個人研修」などにも、研修費を確保して、様々な形

でスタッフ・ディベロップメント（SD）を促す取組みを行っている。

6. 学外団体主催研修

スタッフ・ディベロップメント（SD）は、学内研修にとどまらず、学外団体主催研修も積極的に活用している。特に日本私立大学連盟主催の各種研修は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴い、通常とは異なりオンラインでの代替研修となったが、以下の研修に事務職員が参加した。

- 1) キャリア・ディベロップメント研修代替サービス
- 2) 業務創造研修代替サービス
- 3) アドミニストレーター研修代替サービス
- 4) 大学職員短期集中研修代替サービス
- 5) 創発思考プログラム代替サービス

教育職員においては、特に役職者を中心に、「学長会議」「財務・人事担当理事者会議」「教学担当理事者会議」などの私立大学連盟主催の各種会議・研修に積極的に参加することにより、研鑽に努めている。

「学長会議」は、高等教育の環境変化や国の高等教育政策を踏まえ、私立大学における教学改革を推進することを目的に開催されている。「財務・人事担当理事者会議」は、私立大学の充実・発展のための財務・人事計画の立案に資するべく、私立大学の財政、人事等経営全般に関する課題を自主的に設定し、研究・討議することを目的に開催されている。

「教学担当理事者会議」は、教学と経営両面におけるバランスのとれた大学経営の実現に資するべく、教学上の課題、改革などについて研究・討議することを目的として開催されている。また、私立大学連盟によるアクティブ・ラーニング教育研修にこれまで教学部長などの主要な教員を派遣している（2019 年度は中止）。これらに参加することにより、大学運営に関する知識を深め、役立てている。

点検評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：監査プロセスの適切性
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の点検・評価活動として、「基本構想」（資料 1-21）と連続性を確保した事業計画の策定があげられる。事業計画書を作成する際には、「基本構想」にあるそれぞれの施策について進捗状況の確認がなされ、その進捗状況を踏まえて事業計画書（資料 1-22）を作成し、その事業計画書を踏まえて計画を実行し、事業報告書（資料 1-23）として総括がされる。さらに次年度の事業計画書を作成する際には、「基本構想」にあるそれぞれの施策について、その進捗状況の確認がなされ、それが事業計画に反映される。

また、毎年度の予算編成についても、「基本構想」と連動したものになっている。年度ご

とに策定される「予算編成方針」の中では、「基本構想」の実現に向けた事業に対する財政的な措置を積極的に行うことが謳われ、実際の「予算申請書」(資料 1-25)の中にも、「基本構想」との関連を記す項目が設けられている。これらは優先的に予算措置が行われることになる。

加えて、2018 年末に「第 4 次基本構想」の中間まとめとして、点検・評価を行った。この時点で実施できていない項目については、事業計画の作成時、また、予算編成方針の中で、積極的に取り組むよう、促した。さらに 2020 年度、次期基本構想の策定に向けて、前述の 3 年間の中間まとめに 2019 年度の事業報告書(取組状況)を反映し、「第 4 次基本構想の総括について」(資料 10(1)-30)を作成し、点検・評価を行った。

さらには、事務部門の点検・評価活動としては、「課室別目標管理」があげられる。本学事務局は、基本構想・事業計画を確実に達成するため、毎年度、課室別目標管理の実施状況について、別紙(資料 2-11)の要領により自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は次年度の改善に反映させることとしている。

大学運営の適切性に関する点検・評価活動として、監事による監査、内部監査室による内部監査もあげられる。2005 年私立学校法改正を受け、三様監査を念頭に置いた監査体制を強化し、常勤監事を配置した。監事は、監事監査計画(資料 10(1)-31)(資料 10(1)-32)を策定し、理事会及び評議員会に報告し、監査結果についても監事監査意見書(資料 10(1)-33)として、理事会及び評議員会へ報告している。さらに 2012 年 2 月 9 日付で監査室を内部監査室に再編し、監査体制をさらに強化した。内部監査室では、理事長の下で内部監査計画(資料 10(1)-34)(資料 10(1)-35)に基づき、研究費監査(科学研究費補助金、個人研究費の一定数)、業務監査(2019 年度から事務部単位で実施)、テーマ別監査(2019 年度は「マイナンバー対応監査」を実施)、情報セキュリティ監査(1 年度 1 校舎を実施)を行い、それぞれ監査報告書(資料 10(1)-36)を取りまとめ、理事長に報告するとともに、常勤監事にも提出している。また、監査法人を含めた三様監査連絡会を年 3 回実施し、各監査状況の情報共有による連携強化をはかっている。

なお、大学運営の自己点検・評価は「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」で行っているが、その結果を自己点検・内部質保証委員会に報告し、全学的な事例や改善方策の確認と自己点検・評価サイクルの適切性の確認は行っているものの、同委員会による改善・向上の助言や指摘が十分にできているとは言えない。今後は、「内部質保証方針」に示す自己点検・内部質保証委員会を含めた全学的な内部質保証のプロセスの改善・向上に向けて、機能強化を図っていくことが必要であると認識している。

(2) 長所・特色

本学では、寄附行為に基づき、学長、副学長、各学部長、短期大学部長及び事務局長は、全員が理事に就任し、さらに学長は、理事長を兼務する。大学が抱える重要課題は、教学、経営の双方に関わることが多く、双方の重要な役職を兼務することは、課題の共有、意思決定、相互の連携協力等を迅速かつ円滑に行うことに資するものであり、本学の長所・特色であるとする。また、理事会は、外部理事に民間企業や地方自治体で要職に就いた経

験のある方々が就任しており、社会が求める人材の育成等、経営課題のみならず、教学に関する事項についても意見が出される。教学組織を牽引する立場の役職者でもある学内理事が、学外理事と定期的に協議できる体制となっていることも、本学の長所・特色であると考ええる。

予算については、目的別事業評価シートによる検証を実施することにより、予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みが一定程度整備されていることは本学の長所・特色と言える。各単位が予算通りに計画的な予算執行を行えたのか、あるいは過年度の執行率の低い予算目的を再認識できること、新規事業予算についてはその効果を確認することができ、事業の「やりっ放し」を防止できること、事業の成果を確認し次年度以降の方向性を申請側と予算案作成側で相互に確認することは有益と考えている。

事務局については、従前は、校舎単位で事務部長を置く「校舎事務部長制」がとられていたが、業務ごとに事務部長を配置する「担当事務部長制」へ移行した。各事務部においては、それぞれ事務部長が置かれ、各事務部に置かれた課室を束ねている。業務内容の多様化、専門化に資するものであり、長所・特色であると考ええる。

監事、監査法人、内部監査室による三様監査連絡会を定期的に行い、各監査状況の進捗等について情報共有、意見交換を行っている。監査に必要な最新情報等は、学外セミナー等に積極的に参加して習得に努めている。また、愛知県内の近隣他大学との監事、監査室とも情報交換等を行っている。

スタッフ・ディベロップメント（SD）に関しては、すべての教職員に共通するテーマを対象としたスタッフ・ディベロップメント（SD）研修会を毎年開催している。事務職員向けとして、事務局全体に関するテーマを掘り下げる全体研修会及び各階層に求められる共通のスキル開発、個々の役割発揮能力の開発を目的とした階層別研修を開催している（資料 10(1)-37）。2019 年度には、これらの事務職員研修体系を改めて整理し、幅広く展開している各研修の位置づけや役割を明確にすることで、事務職員各々が研修の目的や意義を理解した上で、有意義な研修となるよう見直しを行っている（資料 10(1)-38）。また、オンラインでの研修の積極的な活用を促すために、オンライン研修に必要な機材（Web カメラ、ヘッドセット等）の購入については、個人研修費としての消耗品購入が可能とするなど、変化に対応した施策を行っている。

（３）問題点

寄附行為第 7 条第 2 項において「理事長は、学長をもってこれにあてゐる。」と規定しており、学長への就任と同時に理事長となる。これにより、法人組織及び大学組織の綿密且つ適切な管理運営を可能とし、学校法人の運営に関し大変重要な役割を果たしているが、他方で理事長と学長の職務権限の区別が不明瞭になる懸念も生じており、理事長と学長を同一としながらも、職務権限を明確にすることが課題である。

大学運営について、大学評議会等を通して、教職員からの意見を反映できる仕組みは構築されているが、学生からの意見については、個別に対応をしているものの、制度として反映する仕組みが整えられていない。

SD 研修会については、事務職員のみならず広く教育職員に対しても周知を行っているも

の、参加率が低いことが課題である。より多くの教職員が参加できるよう、オンラインでの実施を含めて研修内容や開催日程を検討する。

教育職員管理職へのマネジメント研修の場や教育職員のスタッフ・ディベロップメント（SD）研修の場が少なく、それら研修の機会が必要である。

（４）全体のまとめ

本学では、「建学の精神」に基づく大学の目的を実現するために、「運営・財務計画」を定め、それに則した大学運営を行っている。

大学業務の円滑な遂行に資するため、寄附行為、同施行細則、常任理事会運営内規、学内理事会運営内規、副学長に関する規程、大学評議会規程等を定め、それに基づき、教授会、教学委員会、大学評議会、常任理事会、学内理事会等の組織機能や、理事長（学長）等の職務に関する主な権限を、職務権限基準に規定し、権限と責任を明確化している。

予算に関しては、編成時に、事業目的が明確かどうか、「基本構想」との関連性がある事業かどうか、算出根拠が適正であるか、継続事業の場合は前年度の実績や効果の確認等を行い、適切に申請が行われているかを詳細に確認している。システム上、予算を超えた執行ができないようになっているなど、経理システムにより適切に管理されている。また、目的別事業評価シートによる検証を実施することにより、予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みが一定程度整備されていることは本学の長所・特色と言える。

事務組織については、必要に応じて見直し・再編を行うことにより、業務内容の多様化、専門化に対応し得る体制を整えている。事務職員の人事管理の円滑な運用を図るため、人事担当者会議を置き、人員計画、昇格、異動、採用等を行っている。また、スタッフ・ディベロップメント（SD）に関しては、学内外の各種プログラムを活用して、教職員の意欲及び資質の向上を図っている。

大学運営の点検・評価活動としては、「基本構想」と連続性を確保した事業計画の策定があげられる。「基本構想」と連続性を確保した事業計画の策定を行い、年度末には事業報告書として総括がされている。さらに次年度の事業計画書を作成する際には、「基本構想」にあるそれぞれの施策について、その進捗状況の確認がなされ、それが事業計画に反映される。それらがまた次の「基本構想」へとつながっていく。このように大学運営の適切性について定期的に点検・評価が行われている。しかしながら、これらの活動の結果を踏まえた自己点検・内部質保証委員会による改善・向上に向けた助言や指摘にまでは至っていないので、その点は早急に取り組むを行うことが必要である。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では、中・長期の財政計画にかかわり、「第4次基本構想」（資料1-21）の中で計画した。特に、財政3指標の具体的な目標として、教育研究経費比率30%以上、人件費比率50%未満、経常収支差額比率10%以上を達成することを掲げた。この目標は毎年の予算編成方針（資料1-24）の中にも反映しており、2017から2019年度決算において、財政3指標の目標を達成している。

点検評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

毎年度、予算編成方針を策定しているが、予算編成方針は大学の「理念・目的」及びそれに基づく将来を見据えた中期計画「第4次基本構想」の下の中期目標と位置付けている。方針では中期目標として、教育研究経費比率や人件費比率、経常収支差額比率の指標を目標として設定し、一定の教育研究環境を維持しながら収支差額の確保を目指すことと、将来の設備投資需要に備えて内部留保を積み増すことをあげている。単年度の方針としては、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るため、「第4次基本構想」実現に向けた事業に積極的に予算措置をした上で同構想に掲げる各指標の目標値達成を目指すとしている。限られた財源の中で各種事業が最大限の成果を得ることができるよう、経常的予算に対しては基本的には前年度の予算規模と同程度で積算し、新規事業予算は必要性や緊急度、費用対効果などの観点から評価した上で予算化する方針としている。また、限られた原資の中で教育活動を活性化させるため、学長のトップマネジメントの下、学長裁量経費（資料10(2)-1）（資料10(2)-2）という予算措置を行っている。

財務内容について、名古屋校舎建設（第1期2012年、第2期2017年竣工）という大規模設備投資が完了したところだが、第1期は一部借入金で資金調達を行ったものの第2期は自己資金のみで対応した。また、毎年度着実に内部留保を積み増していることもあり、総負債比率は2015年度26.1%から2019年度22.8%と着実に改善している。

収入面では、経常収入の大部分を学納金収入が占めており今後ますます外部環境が厳しくなる状況で、安定的な学生確保に加えて、補助金や寄付金等外部資金をこれまで以上に獲得していくことが重要となる。

外部資金の獲得状況にかかわっては、科学研究費については、獲得に向けた説明会を開催するなどの取組みにより、採択件数 30 件・配分額 37,492 千円（2015 年度）から同 40 件・43,304 千円（2019 年度）と増加傾向にある。

寄附金については、「愛知大学創立 70 周年記念募金」が 2018 年度に終了したが、募集期間全体で約 6 億円の寄付金を獲得することができた（資料 10(2)-3）。しかしながら事業活動収入に対する寄付金の比率は 0.44%（2015 年度から 2019 年度の平均値）となっており、全国平均と比して高い水準にはない（資料 10(2)-4）。

受託研究については、2015 年度 10 件 10,567 千円であったが 2019 年度 2 件 1,769 千円と減少傾向にある（資料 10(2)-5）。

補助金について、前述の予算編成方針に、補助金収入は 今後一層、大学改革等を中心とした競争的配分傾向が強まっていくことが想定されるため、文部科学省、私学事業団に加え、総務省、経済産業省、地方自治体等の助成制度も精査し積極的な獲得に努める、としているが、事業活動収入に対する補助金の比率は 6.34%（2015 年度から 2019 年度の平均値）となっており、全国平均と比してやや低い水準にある（資料 10(2)-4）。

資金運用について、安定的な収益確保を基本として資金運用管理規程（資料 10(2)-6）及び資金運用管理基準（資料 10(2)-7）に基づき、当年度の資金運用計画を前年度末までに理事会で承認を得て策定している（資料 10(2)-8）。この計画に即して国債・事業債を購入し、運用管理の状況を資金運用担当理事から理事会に報告している（資金運用規程第 7 条）。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大による 2020 年度春学期全授業の遠隔（オンライン）授業での実施にかかわり、学生の受講環境整備を目的として、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急修学支援金」の実施を決定し、学修環境を整えるための緊急支援金として、在学生全員に 1 人当たり一律 50,000 円を支給した。

（２）長所・特色

本学では、学部を越えた全学的な視点からの教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするための予算として 2017 年度より学長裁量経費制度を導入した。①学長の意思を事業へ反映（リーダーシップの強化）、②新しい事業・特色のある事業の増加、③学部横断的・全学的な事業の増加を目的として、学長がテーマを設定して学内公募形式で行っている。各事業の内容、成果は学長の講評とともに学内の電子掲示板に公表している（資料 10(2)-9）。この取組みは限られた財源の中で教育活動を活性化させる取組みであり長所と考えている。

（３）問題点

本学の財務内容は改善傾向にはあるが、全国平均に比して低い水準の指標もあり、改善の余地はあるため、負債の削減や内部留保の一層の充実といった財政の健全化が求められる。

（４）全体のまとめ

本学では、財政３指標の具体的な目標として、教育研究経費比率 30%、人件費比率 50% 未満、経常収支差額比率 10%を達成することを掲げているが、2019 年度決算においては、教育研究経費比率 34.2%、人件費比率 45.7%、経常収支差額比率 12.3%と目標を達成しており、教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤は一定程度確保されている。

終章

自己点検・評価を行った結果、報告書の各章の「全体のまとめ」で記述したように、各基準についての取組みは課題があるものの、概ね大学基準を満たしていると判断している。また取組みの「長所・特色」及び「問題点」についても各章で記述したとおりである。以上を踏まえつつ本学の第4次基本構想のビジョン・目標に照らして、主要な成果及び主要な課題であると思われる事項について特に記述する。

1. 主要な成果

(1) 地域連携教育・研究

本学の建学の精神の一つである「地域社会への貢献」を目的とした地域連携の支援・推進について、2019年度から新たな地域連携室体制をスタートさせた。連携協定を締結した地方自治体の数も増加し、多様な連携活動を展開している。学士課程・修士課程及び博士後期課程のレベルでも多様な教育連携を推進し、地域課題・課題解決への学生の認識・関与を育成する上で成果を生んでおり、地域からも評価されている。研究面でも越境地域マネジメント研究をテーマとした研究ブランディング事業(2018年度採択)や地域防災等をテーマとした特別重点研究を推進し、地域・企業等との連携を推進し、成果を生んでいる。

(2) 国際教育・研究

本学の建学の精神の一つである「国際的教養と視野をもった人材の育成」を目的とした国際教育では、海外現地教育(語学教育、調査フィールドワーク、海外インターンシップ)、留学、オンラインによる国際交流、日本社会・文化の理解と海外発信を意図したプログラム、海外ボランティア活動、在日外国人との交流などの多様な取組みを推進し、目的に照らして成果を生んでいる。研究面では共同研究として戦前上海にあった東亜同文書院の研究をはじめとして成果を生んでいる。

(3) 学生支援

さまざまな学生支援の中で、ここでは二点を指摘したい。第一に、学生のキャリア形成支援では「包括的キャリア形成支援システム」の一環として、低年次から卒業年次生までを対象に多彩な教育支援を展開し、成果を挙げている。第二に、学生の社会性と主体性、自律性の育成、及び地域貢献のための学生ボランティア活動を支援している。全学のボランティアセンターを中心に、また地域政策学部を中心にさまざまなボランティアサークルが活動を展開し、学生の成長を促している。

以上の各種の取組みは、第4次基本構想のもとで推進し発展してきているが、2020年度においてはコロナ禍により大きな制約を受けざるを得なかった。しかしながら、オンラインを積極的に利用するなどして活動の継続にできるかぎり注力した。

2. 取り組むべき課題

(1) 三つの方針の実質化

学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)で示した学修成果・能力を多面的、効果的に測定するための指標や評価基準の設定について取り組みを始めたところであるが、この取り組みを推進し、学修成果を測定する基準を明確にする。第二に、3つの方針(ポリシー)のあいだの整合性・一体性・一貫性を保証するために、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)での目標と教育課程・各科目の目標との関連性を明確にし、学修目標をより効果的に達成するために教育課程の改善・向上を図る。

(2) 内部質保証システムのいっそうの改善

各章で指摘したとおり、本学の内部質保証システムの中で、自己点検・評価活動において「事業計画・事業報告」、「課室別目標管理」の取り組みが自己点検・内部質保証委員会との関わりにおいて十分に機能していない点を改善する必要がある。第二に、内部質保証システム及びその各領域におけるPDCAサイクルにおいてより効果的かつ効率的な運用を図る。特に教学マネジメントの充実のためにもこの点は重要な課題である。第三に、内部質保証のシステム運用の担い手である教職員の当事者意識、目的意識のいっそうの醸成を図る。これは個々の授業の改善から教育課程の改善、さらには全学の教育研究等の質保証の推進にとって不可欠な条件である。第四に、2020年度、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の状況下で広範に実施された遠隔(オンライン)授業が一定の効果をあげたことがアンケート調査等で明らかになっているが、遠隔(オンライン)授業と対面授業を併用する場合においてどうすれば教育の質を効果的に担保できるかは課題である。

(3) 時代の要請に応じた教学組織・カリキュラムの柔軟な再編

これから急速に変化する社会の要請に適切に対応していくには、教学組織とカリキュラムの柔軟な改革対応が求められる。この間、学士課程における教学組織の課題を全学的に検討したが、一部の学科・コースにおける教学組織の新設・再編を除いて、実施に至っていない。修士課程・博士後期課程における教学組織・カリキュラム再編の検討も不十分であり、定員の未充足とともに課題を抱えている。

3. 今後の展望

本学は2020年度に第4次基本構想が終了し、2021年度から第5次基本構想がスタートする。第5次基本構想においては、10年後のビジョン(大学像)及び5年間の中期計画を内容とし、中期計画では4つの基本目標と各種の事業項目を定めている。基本目標は、①時代の変化に即応した質の高い教学プログラムの整備強化、②愛大の特色ある教育・研究活動のいっそうの発揮、③多様性を受け入れる活力ある大学コミュニティの推進、④持続的発展に向けた経営の強化である。各目標にむけての主要な取組事業としては、それぞれ、(1)「学修者本位」の教学マネジメントの整備とカリキュラムの改革、(2)地域連携、国際、公務員育成等の本学の強みである教育・研究のいっそうの強化、時代の要請に応じた教育プログラムの構築、(3)多様な学生支援の充実、学生の自主的で活発な活動と自律的な人間

としての成長の促進、(4)豊橋と名古屋のキャンパスの施設の充実と機能的再編、に取り組む予定である。併せて上記 2 で述べた諸課題への取組みについても次期中期計画に組み込んでいる。こうして諸課題の解決と改善を図り、本学のビジョンと計画目標の実現につなげていきたい。

以 上